

岡山県屋外広告物の手引き

— おかやまを美しく —

令和7年4月

岡山県土木部都市局都市計画課

目 次

○屋外広告物規制の解説	1
1. 屋外広告物規制の必要性	3
2. 屋外広告物とは？	3
3. 屋外広告物の種類	4
4. 屋外広告物条例及び規則のあらまし	7
5. 屋外広告物の規制概略フロー	8
6. 屋外広告物の許可手続	10
7. 点検業務	11
8. 受付窓口	12
9. 屋外広告物の主な関係法令等	13
10. 禁止地域	14
11. 禁止物件	16
12. 禁止広告物	16
13. 許可地域	17
14. 個別地区制度	19
15. 許可基準	20
16. 適用除外	33
17. 適用除外基準	34
18. 表示面積の算定	39
19. 許可手数料	42
20. 屋外広告業の登録制度	43
○屋外広告物法	45
○岡山県屋外広告物条例	59
○知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（抄）等	89
○岡山県屋外広告物規則	95
○許可基準（岡山県屋外広告物規則別表）	117
1. 適用除外基準（別表第1）	119
2. 許可基準（別表第2）	123
○告示（禁止地域、許可地域及び許可地域の種別の指定）	131
（条例第5条第3項第3号の知事が指定する区域）	144
○大規模な広告物等の表示又は設置に係るガイドライン等	145
○屋外広告業の登録制に関する手引き	153
○様式	165

屋外広告物規制の解説

1. 屋外広告物規制の必要性（法第1条）

- (1) 市街地，幹線道路の沿線，観光地等には，小さなポスターから大きな屋上ネオンサインや野立看板まで多種多様な広告物が出されている。これらの広告物は，社会生活に役立ち，街を活気づけるものである。

しかしながら，なされるがままに放置しておけば，広告物の無秩序な氾濫で，街の美観や自然の風致を損うこととなるため，周囲の景観と調和した適正な広告物の表示が要請されるわけである。

特に最近では，美しい自然景観や都市景観への住民の要望が高まっており，広告物も質の高い，美しいものであることが要求されている。

- (2) また，広告物の設置や管理が適正に行われないと，広告物の落下や倒壊により公衆に危害を与えることとなり，特に，台風や地震等にも耐え得よう広告物の安全性が要求される。
- (3) このように，屋外における広告物については，「良好な景観の形成若しくは風致の維持」及び「公衆に対する危害の防止」という二つの観点から規制が必要とされるわけである。

2. 屋外広告物とは？（法第2条）

- (1) 屋外広告物とは，屋外広告物法により，次の4つの要件をすべて満たしているものをいう。

- ①「常時又は一定の期間継続して」表示されるものであること。
- ②「屋外で」表示されるものであること。
- ③「公衆に」「表示されるもの」であること。
- ④「看板，立看板，はり紙及びはり札並びに広告塔，広告板，建物その他の工作物等に掲出され，又は表示されたもの並びにこれらに類するもの」であること。

以上の4つの要件を満たしているものは，営利的なもの（商業広告等）であるか，非営利的なもの（政治活動，労働運動のためのポスター等）であるかを問わず，「屋外広告物」に該当する。

- (2) 4つの要件は，具体的には，次のとおりである。

- ①「常時又は一定の期間継続して」

……定着して表示されるものをいい，街頭で散布されるビラやチラシの類は屋外広告物にならない。

これらは，電柱や塀などにはり付けられたとき，初めて定着性を有し，屋外広告物に該当することになる。

- ②「屋外で」

……建築物等の外側にあることを必要とし，屋外にいる不特定多数の公衆に対して表示されるものであっても，屋内にある広告物であれば屋外広告物に該当しない。

（例 自動車やビルの窓ガラスの内側から外側に向けてはり付けるビラ等……屋外広告物でない。）

（注 ショーウィンドー等で建物の外側から出し入れする場合……屋外広告物である。）

- ③「公衆に表示」

……単に不特定多数に対して表示するという意味ではなく，建物の管理権等から総合的に判断すべ

きもので、例えば、建物の外側に表示されているものであっても、閉鎖的な中庭に向かって表示されているようなものは、「公衆に表示」されているものではない。

（例 野球場や駅構内の内側の人に対して表示される内側にある広告物……屋外広告物でない。）

「表 示」

……文字、絵、シンボルマークなどにより、一定の観念やイメージが表示されていることが必要で、何らの観念やイメージが表示されていないものは、屋外広告物ではない。

④「その他の工作物等」

……元来、広告物の表示又は掲出の目的を持ったものでない煙突や塀のようなものや、工作物とはいえないような岩石や樹木等を意味し、これらを利用したものも屋外広告物として取り扱う。

(3) 「屋外広告物」とは、看板、立看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板等の典型的な広告物だけでなく、ネオンサイン、アドバルーン、建物等の外壁に表示されるもの等までも含んだ幅広い概念である。

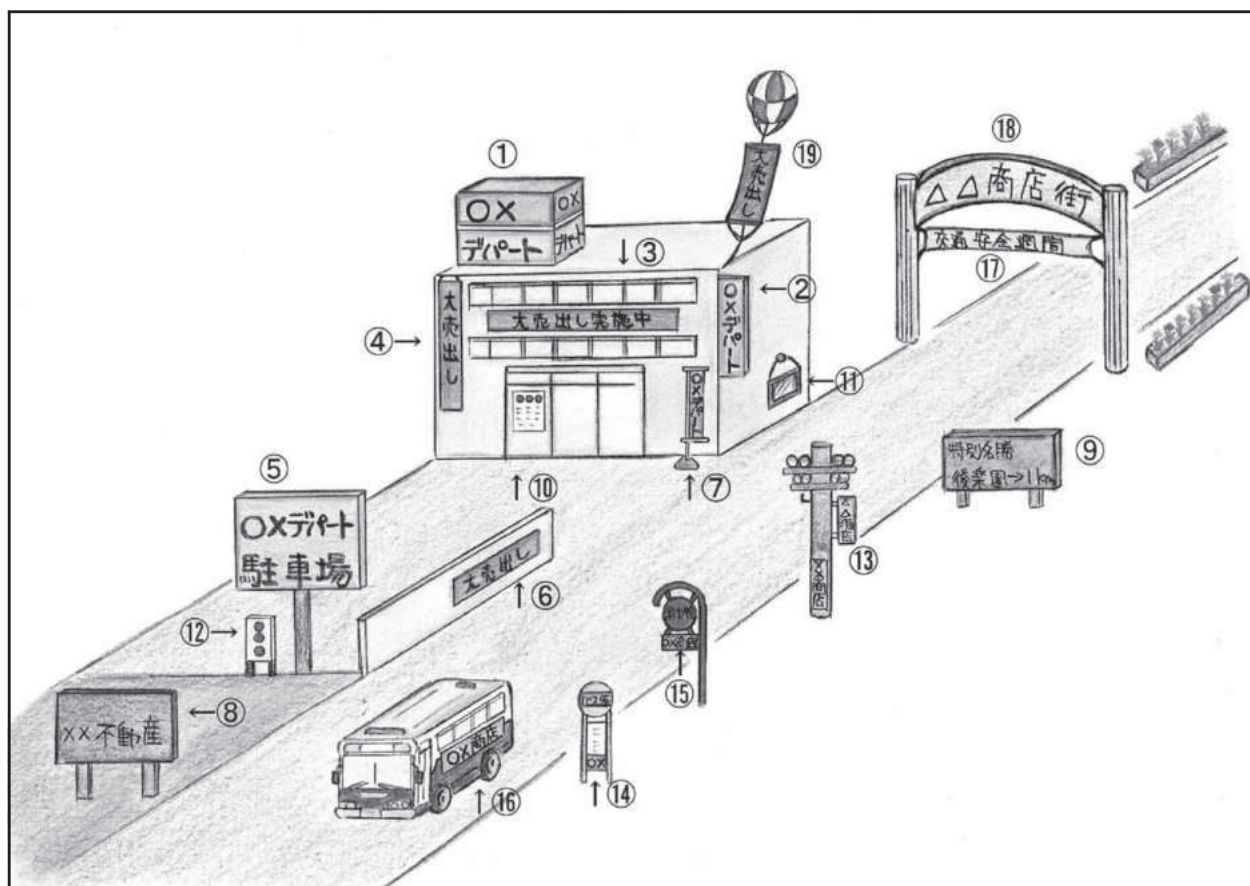
3. 屋外広告物の種類

種 類		意 義	例
1	広 告 板	木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたもので、土地に建植され、又は建造物その他の物件を利用して取り付けられ、広告表示面が板状で、1面又は2面（板の両面）に表示するものをいう。	屋上広告板 壁面広告板 突出し広告板 野立広告板 つり下げ看板
2	広 告 塔	木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたもので、土地に建植され、又は建造物その他の物件を利用して取り付けられ、広告表示面を含む構造物が多角柱、円柱、球形等の立体的に広告内容を表示するものをいう。	屋上広告塔 野立広告塔
3	屋 上 広 告 物	建物の屋上若しくは、屋上の工作物に取り付けられるものをいう。階段室、昇降機塔その他これらに類する物の壁面に表示されるものを含む。	屋上広告板 屋上広告塔
4	突出し広告物	建物の壁面から突き出して取り付けられるものをいう。	突出し広告板
5	壁 面 広 告 物	建物その他の工作物の壁面に塗り書きし、又は取り付けられるものをいう。	塗り書きサイン 浮出しサイン 電光表示板 壁面広告板
6	建 物 敷 地 内 広 告 物	建物敷地（建物敷地と一団となっている土地を含む。）内に設置されるもので、他の広告物に該当しないものをいう。建物利用広告物及び野立広告物とは、区別する。	地上広告板 地上広告塔 サインポール スタンド広告 つり下げ広告 垣、塀広告物 のぼり、旗

種	類	意 義	例
7	野 立 広 告 物	建物敷地外に設置される広告板，広告塔等で，他の広告物の種類に該当しないものをいう。	野立広告板 野立広告塔 野立掲示板
8	道 標， 案内図板等	道案内的要素を主たる表示内容として設置されるものをいう。	町内案内図板 観光地案内図板 名所案内標
9	は り 紙	紙等に印刷又は手書きされたもので，建造物その他の物件に押しピン，テープ，糊等によりはり付けたものをいう。	ポスター，ビラ つりビラ
10	は り 札 等	概ね，ベニヤ板，プラスチック板等に紙その他のものをはり，若しくは差し込む等により定着させ，又は直接塗装・印刷をして，容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているようなものをいう。	はり札
11	広 告 旗	広告の用に供するいわゆるのぼり旗で，容易に移動させることができる状態で立てられ，又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているものをいう。	のぼり
12	立 看 板 等	概ね，次のような広告物又は掲出物件で，容易に移動させることができる状態で立てられ，又は容易に移動させることができる状態で工作物等に立て掛けられているようなものをいう。 ・木，ビニールパイプ等の枠に紙張り，布張り等をした立看板 ・ベニヤ板，プラスチック板等に紙その他のものをはり，又は直接塗装・印刷した立看板 ・立看板に類似の形状で，屋外広告物となるパンフレットやチラシ等を掲出する物件 ・いわゆるベンチに直接印刷・塗装する等により広告物を表示した掲出物件	折立て看板 立掛け看板
13	電 柱 類 広 告 物	木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって，電柱，電話柱，街路灯柱，電車架線柱，アーケード支柱等に突き出して，又は巻き付けて設置されるものをいう。	袖付け看板 巻付け看板
14	標 識 利 用 広 告 物	金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって，バス，電車の停留所標識又は消火栓標識等に表示され，又は取り付けられるものをいう。	停留所標識利用広告物 消火栓標識利用広告物
15	車 体 広 告 物	路線バス又は路面電車の車体に塗り書きし，又は取り付けられるものをいう。	車体広告
16	懸 垂 幕	布，ビニール等の材料を使用して作成された幕を建物，塔屋等の壁面に懸垂して表示するものをいう。枠を固定して，パネル状に取り付けたものは広告板として，他の種類の広告物に該当する。	懸垂幕 (縦長，横長)
17	懸垂幕掲出装置	懸垂幕を取り付けるガイドレール等をいう。	懸垂幕掲出装置

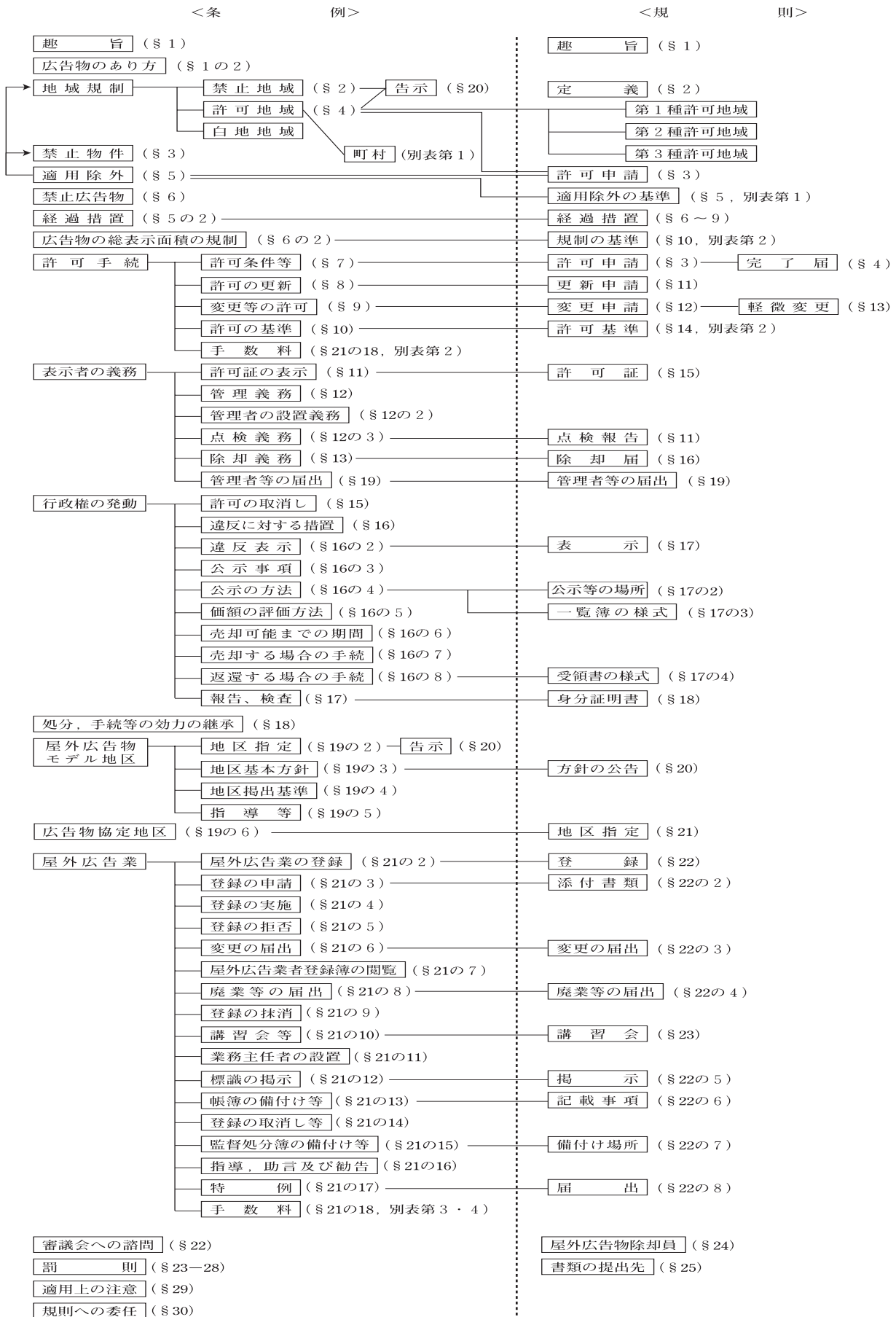
種 類	意 義	例
18 横 断 幕	布，網等の材料を使用して作成された幕を道路上空を横断して表示されるものをいう。	横断幕
19 ア ー チ	道路上空を横断するアーチ状の工作物に取り付けられるものをいう。	アーチ広告 アーケード利用の横断看板
20 アドバルーン	綱に綱を付けた気球を掲揚し，その綱又は気球に広告内容を表示するものをいう。	アドバルーン (気球広告)

(参考) 一目で分かる屋外広告物



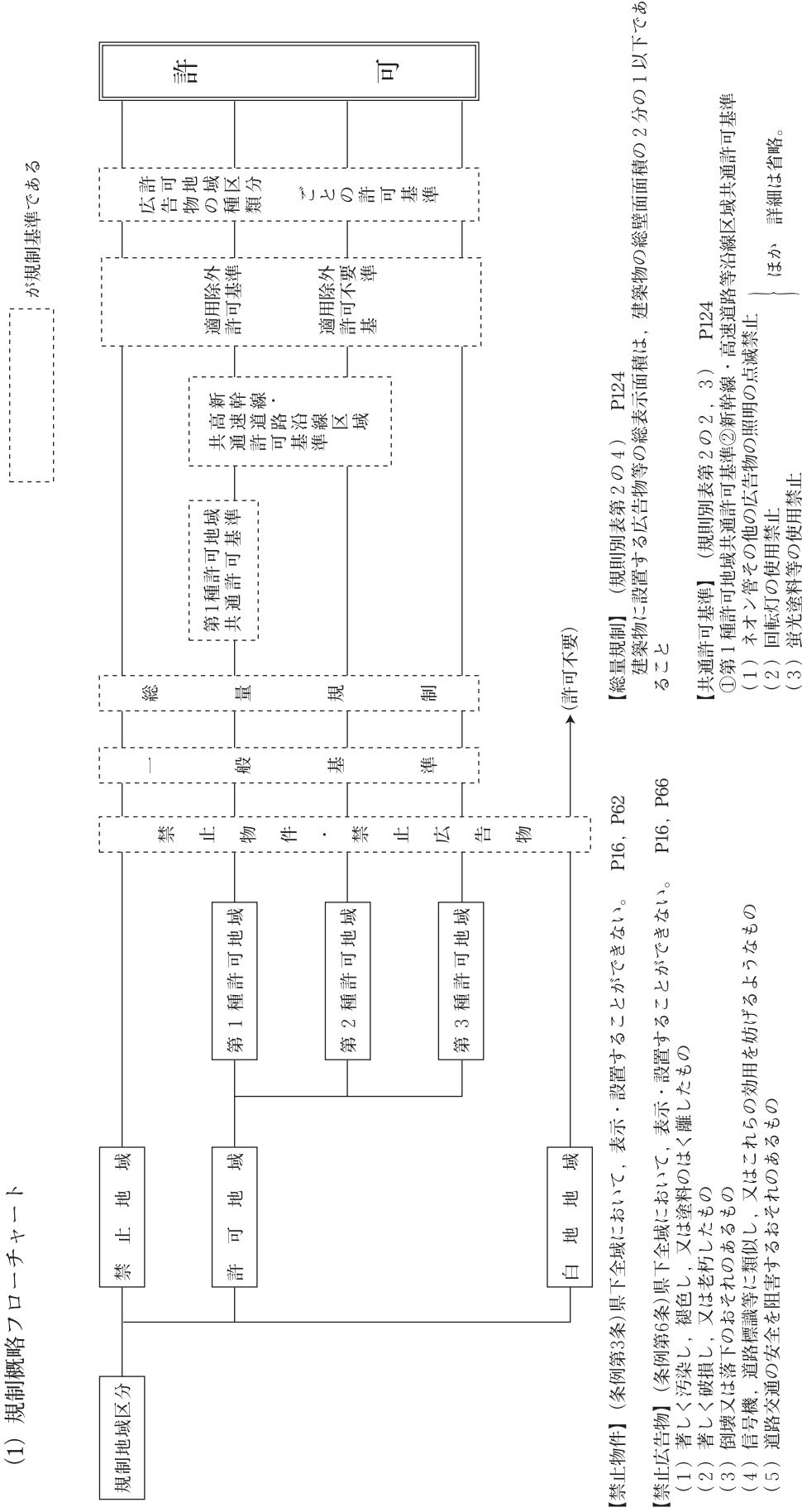
- | | | |
|-------------------|-----------|-------------|
| ①屋上広告物 | ⑦のぼり、旗 | ⑭停留所標識利用広告物 |
| ②突出し広告物 | ⑧野立広告物 | ⑮消火栓標識利用広告物 |
| ③壁面広告物 | ⑨道標・案内図板等 | ⑯車体広告物 |
| ④懸垂幕 | ⑩はり紙 | ⑰横断幕 |
| ⑤広告板・広告塔
(敷地内) | ⑪はり札 | ⑱アーチ |
| ⑥垣・塀広告物 | ⑫立看板 | ⑲アドバルーン |
| | ⑬電柱類広告物 | |

4. 屋外広告物条例及び規則のあらまし



5. 屋外広告物の規制概略

(1) 規制概略フローチャート



(1) 周囲に優れた建造物又は景観があること等により特に景観に配慮する必要がある地域にあっては、当該建造物又は景観を遮へいすることなく、かつ、周囲の景観に調和していることと

(2) 裏面、側面及び脚部は、原則として塗装その他の装飾により美観を整えたものであること

(3) ネオン管その他の照明を使用する広告物等は、昼間においても美観風致を害しないこと

(4) 大規模な広告物等を表示し、又は掲出する場合（景観モデル地区内で行う場合を除く。）は、位置、形態、意匠、色彩、素材及び材料について、周辺の景観に調和していること。その基準については、別に定めることによる。

(5) 景観モデル地区内で行う場合にあっては、過度の広告表現による不調和をなくし、周辺の景観に著しい違和感を与えないように配慮し、建築物、工作物及び他の広告物に調和していること。その基準については、別に定めるところによる。

【禁止物件】（条例第3条）県下全域において、表示・設置することができない。 P16、P62

【総量規制】（規則別表第2の4） P124
建築物に設置する広告物等の総表示面積は、建築物の総壁面面積の2分の1以下であること

【禁止広告物】（条例第8条）県下全域において、表示・設置することができない。 P16、P66

【共通許可基準】（規則別表第2の2、3） P124

①第1種許可地域共通許可基準②新幹線・高速道路等沿線区域共通許可基準

(1) ネオン管その他の広告物の照明的点滅禁止

(2) 回転灯の使用禁止

(3) 蛍光塗料等の使用禁止

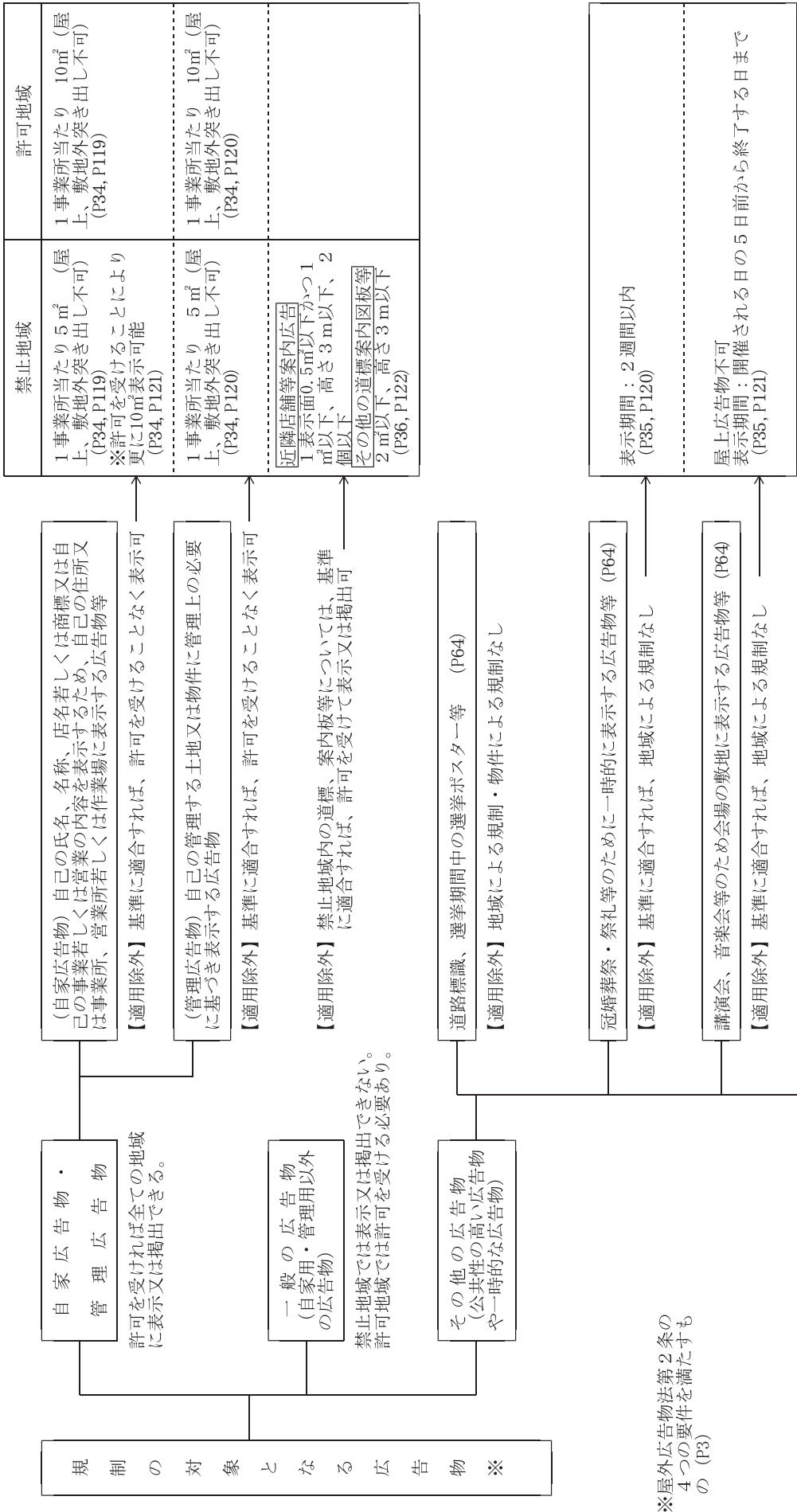
ほか 詳細は省略。

【広告物の種類ごとの許可基準】（規則別表第2の5） P125～130
許可地域を細区分（第1種～第3種許可地域）し、それぞれの地域区分に広告物の種類ごとの許可基準を設定し、地域の特色に応じた規制を行っている。詳細は省略。

【適用除外許可基準】（規則別表第1） P119～123
 自家用広告物等の必要最小限の広告物について、禁止地域の適用除外・許可基準及び許可地域の適用除外・許可不要基準を設定している。詳細は省略。

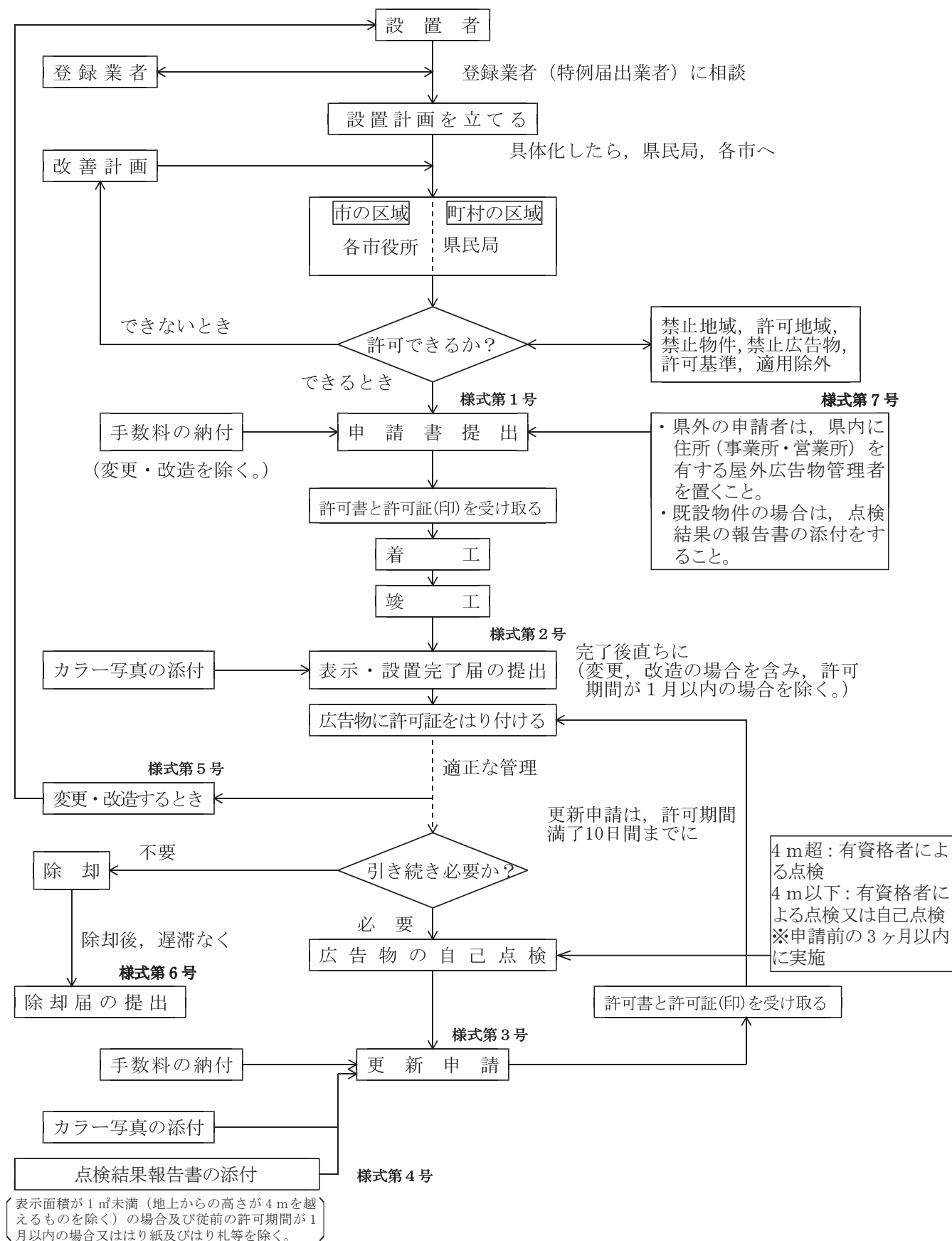
(2) 広告物の種別ごとの規制概略

主な適用除外基準



6. 屋外広告物の許可手続

屋外広告物を表示し、又は設置しようとするときは、原則として市の区域にあっては各市長の、町村の区域にあっては知事の許可を受けることが必要で、手続の概略は次のとおりである。

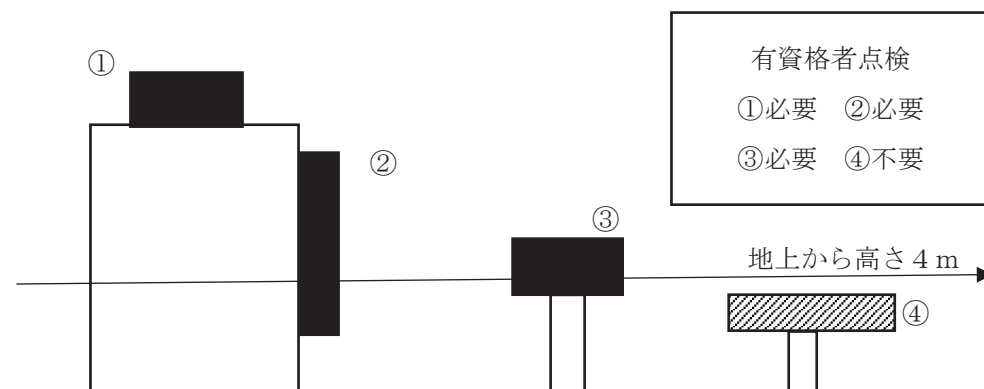


7. 点検義務（条例第12条の3）

全ての屋外広告物又は掲出物件について点検を義務付けており，屋外広告物等を設置する者や管理する者は許可の可否に関わらず，点検を行う必要がある。

(1) 有資格者点検

屋外広告物等の地上から上端までの高さが4 mを超えるものについては，有資格者による点検を義務付けており，規則第11条の2第2項で定める項目について点検しなければならない。ただし，建築物の壁面に直接塗装されたもの，はり紙等は除く。



有資格者

- | | |
|-----------------|----------------|
| ①屋外広告士 | ⑤一級建築施工管理技士 |
| ②屋外広告物点検技能講習修了者 | ⑥一級電気工事施工管理技士 |
| ③建築士（1級，2級） | ⑦電気主任技術者（1～3種） |
| ④特定建築物調査員 | |

※⑤～⑦：自治体が開催する屋外広告物講習会の受講者に限る。

(2) 許可期間

新設物件及び有資格者点検を実施した屋外広告物等については安全性が確保されることから許可期間を3年としている。

	新設							
4 m 超	3年		3年		3年			
4 m 以下	3年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	

▲：有資格者点検 △：自己点検

- ・4 m以下の屋外広告物等についても，有資格者点検を実施し，4 mを超える屋外広告物等と同様の許可手続き（許可期間3年）とすることができる。
- ・許可期間が3年となる屋外広告物等については，許可期間中も1年に1回以上自己点検を実施する必要がある，当該点検結果を次回の許可更新時まで保管しておくことが好ましい。
- ・許可更新の申請に際しては，申請前3ヶ月以内に実施した点検結果の報告を行わなければならない。

8. 受付窓口

《屋外広告物の許可申請書の受付窓口》

市
の
区
域

管轄区域		事務所名	
	津山市	津山市都市建設部管理課 〒708-8501 津山市山北5 2 0 番地	(0868)-32-2089
	玉野市	玉野市建設部都市計画課 〒706-8510 玉野市宇野一丁目2 7 番 1 号	(0863)-32-5538
	笠岡市	笠岡市建設部都市計画課 〒714-8601 笠岡市中央町1 - 1	(0865)-69-2138
	井原市	井原市建設経済部都市施設課 〒715-8601 井原市井原町3 1 1 - 1	(0866)-62-9527
	総社市	総社市建設部都市計画課 〒719-1192 総社市中央一丁目1 番 1 号	(0866)-92-8302
	高梁市	高梁市土木部都市整備課 〒716-8501 高梁市松原通2 0 4 3 番地	(0866)-21-0238
	新見市	新見市建設部建設課 〒718-8501 新見市新見3 1 0 - 3	(0867)-72-6131
	備前市	備前市産業建設部都市計画課 〒705-8602 備前市東片上1 2 6 番地	(0869)-64-1834
	瀬戸内市	瀬戸内市産業建設部建築住宅課 〒701-4292 瀬戸内市邑久町尾張3 0 0 - 1	(0869)-22-2649
	赤磐市	赤磐市建設事業部建設課 〒709-0898 赤磐市下市3 4 4	(086)-955-1485
	真庭市	真庭市建設部まちづくり推進課 〒719-3292 真庭市久世2 9 2 7 - 2	(0867)-42-7781
	美作市	美作市都市整備部都市住宅課 〒707-8501 美作市栄町3 8 - 2	(0868)-72-6697
浅口市	浅口市産業建設部建設業務課 〒719-0252 浅口市鴨方町六条院中3 0 5 0	(0865)-44-9014	
町 村 の 区 域	吉備中央町	備前県民局建設部管理課 〒700-8604 岡山市北区弓之町6 - 1	(086)-233-9835
	和気町	備前県民局建設部東備地域管理課 〒709-0492 和気郡和気町和気4 8 7 - 2	(0869)-92-5170
	早島町	備中県民局建設部管理課 〒710-8503 倉敷市羽島1 0 8 3	(086)-434-7062
	里庄町、矢掛町	備中県民局建設部井笠地域管理課 〒714-8502 笠岡市六番町2 - 5	(0865)-69-1634
	鏡野町、久米南町、美咲町	美作県民局建設部管理課 〒708-8506 津山市山下5 3	(0868)-23-1437
	新庄村	美作県民局建設部真庭地域管理課 〒717-8501 真庭市勝山5 9 1	(0867)-44-3116
	勝央町、奈義町、西栗倉村	美作県民局建設部勝英地域管理課 〒707-8585 美作市入田2 9 1 - 2	(0868)-73-4071

※町村の区域にあつては、ポスターその他のはり紙及びはりれを2以上の事務所の管轄区域に表示する場合は、関係事務所への申請書（関係事務所の数の申請書）を一括して、一つの事務所へ提出することができる（市の区域は、それぞれの市の担当課へ申請書を提出する必要がある。）。

《屋外広告業登録の受付窓口》

管轄区域	事務所名
岡山県全域（岡山市及び倉敷市の区域を除く。）	岡山県土木部都市局都市計画課 〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 (086)-226-7490

9. 屋外広告物の主な関係法令等

(1) 主な関係法令

法 令	主 な 規 制 内 容	受 付 窓 口
建 築 基 準 法	工作物の建築確認（第6条，第88条）……高さが4メートルを超える広告塔，広告板等（施行令第138条）	市町村
道 路 法	道路の占用許可（第32条） …広告塔その他これに類するもの，看板，旗ざお，幕，アーチ（施行令第7条）。道路の上空に突き出す場合にも，許可が必要である。	国土交通省岡山国道事務所 県民局 市町村
道 路 交 通 法	道路の使用許可（第77条） ……広告板，アーチ等	警察署
都 市 計 画 法	地区計画の区域（地区整備計画が定められている区域）において，工作物（屋外広告物で表示面積が1㎡以下であり，かつ，高さが3m以下であるものの表示又は掲出のために必要な工作物を除く。）の建設の届出（第58条の2）	市町村
自然公園法（国立公園，国定公園）	① 特別地域内の広告物の設置許可（第20条） ② 特別保護地区内の広告物の設置許可（第21条） ③ 普通地域内の広告物の設置届（第33条）	市町村
岡山県立自然公園条例（県立自然公園）	① 特別地域内の広告物の設置許可（第19条） ② 普通地域内の広告物の設置届（第21条）	市町村
岡山県自然保護条例	① 特別保全地区及び特別保護地区内の工作物等の設置許可（第20条） ② 自然環境保全地域（特別保全地区を除く。）並びに環境緑地保護地域及び郷土自然保護地域（特別保護地区を除く。）内の工作物等の設置届（第22条）	市町村
岡山県自然海浜保全地区条例	自然海浜保全地区内の工作物の設置届（第7条）	県環境管理課
市町村伝統的建造物群保存地区条例	伝統的建造物群保存地区内の工作物の設置許可	津山市、高梁市、矢掛町
公 職 選 挙 法	選挙運動の際の文書図面の掲示方法，場所等（第143～第145条，第147条）	県市町村選挙管理委員会

(2) 土地の所有者等の承諾

屋外広告物の許可を受け、関係法令の手続きを行っても、土地、建築物、工作物等の所有者又は管理者の承諾を得なければ、広告物を表示し、又は設置することはできない。

電柱、電話柱等についても、必ず承諾を得なければならない。

現在、原則として電柱、電話柱等については、はり紙、はり札及び立看板の表示の承諾は、行われていない。これは、政治活動、文化活動その他営利を目的としないポスター等及び公職選挙法に基づくポスター等についても同様である。

10. 禁止地域（条例第2条）（P61）

次の地域及び場所については、広告物を表示・設置することができない。ただし、条例第5条に該当すれば、適用除外として許可を受けずに（又は許可を受けて）表示・設置することができる場合がある。

第1号	
①景観地区（景観法制定前の美観地区）	なし
②風致地区	吉備高原地区（吉備中央町）
③特別緑地保全地区	なし
④緑地保全地域	なし
⑤生産緑地地区	なし
⑥伝統的建造物群保存地区	城東地区（津山市）、城西地区（津山市） 矢掛町矢掛宿地区（矢掛町）
第1号の2	
準景観地区のうち、知事が指定する区域	指定なし
第1号の3	
形態意匠制限区域のうち、知事が指定する区域	指定なし
第2号	
①国指定重要文化財	57件（旧閑谷学校講堂（備前市）、備中松山城（高梁市）他）
②国指定重要有形民俗文化財	1件（田熊の舞台（津山市））
③県指定重要文化財	123件（鶴山八幡宮拝殿（津山市）他）
④県指定重要有形民俗文化財	2件（八幡神社の歌舞伎舞台（美咲町）他）
※①から④は、建造物に限る。	
⑤①～④の周囲で知事が指定する区域	文化財指定建造物から20m以内の区域
⑥国史跡名勝天然記念物	72件（史跡 津山城跡（津山市）他）
⑦国史跡名勝天然記念物の仮指定	指定なし
⑧県指定史跡名勝天然記念物	103件（史跡 宝福寺（総社市）他）
⑨伝統的建造物群保存地区	5ヵ所（吹屋地区（高梁市成羽町）他）
第3号	
保安林として指定された地域で知事が指定する区域（森林法第25条第1項第11号）	指定なし
第3号の2	
①原生自然環境保全地域	なし

②自然環境保全地域	なし
③県自然環境保全地域	3カ所（塩滝地域（真庭市）他）
④環境緑地保護地域	なし
⑤郷土自然保護地域	30カ所（大滝山地域（備前市）他）
⑥郷土記念物及びその周囲で知事が指定する地域	31カ所（畝の松並木（真庭市）他） 指定なし
第3号の3	
保存樹林のある地域	1カ所（勝央町）
第3号の4	
景観モデル地区で知事が指定する区域	指定なし
第4号	
①高速自動車国道及び自動車専用道路の全区間	中国縦貫自動車道，山陽自動車道，中国横断自動車道姫路鳥取線，中国横断自動車道岡山米子線，瀬戸中央自動車道（国道30号）県道岡山賀陽線，吉備路の3路線
②道路（①を除く）の知事が指定する区間	指定なし
③鉄道，軌道及び索道（以下「鉄道等という」）の知事が指定する区間	指定なし
第5号	
道路及び鉄道等に接続する地域で知事が指定する区域	県道岡山賀陽線，吉備路の3路線の両側100m以内の区域
第6号	
都市公園の区域	358カ所
第7号	
道路の植樹帯，分離帯及び交通島	略
第8号	
河川，湖沼，溪谷，海浜，高原，山岳その他の景勝地及びこれらの付近の地域で知事が指定する区域	・湯原湖及び湖岸から300m以内の区域 ・神庭の滝及び滝口から下流へ600mまでの区間で両岸から50m以内の区域 ・井倉洞及び洞口周辺200m以内の区域 ・旭川湖及び湖岸から100m以内の区域
第9号	
港湾，空港，駅前広場及びこれらの付近で知事が指定する区域	津山駅の駅前広場
第10号	
官公署，学校，美術館等及びその敷地	略
上記の付近の地域で知事が指定する区域	指定なし
第11号	
古墳，墓地，火葬場及び葬祭場	略
第12号	
社寺及び教会の建造物	略
上記の境域で知事が指定する区域	指定なし

11. 禁止物件（条例第3条）（P62）

広告物の表示が原則として、禁止される物件（ただし、条例第5条に該当すれば、適用除外として表示できる場合がある。）

- (1) 橋（ガードを含む。）、トンネル、高架構造物

※歩道橋は、高架構造物に該当し、広告物の表示ができない。

- (2) 石垣及び擁壁の類

- (3) 街路樹、路傍樹、保存樹

- (4) 信号機、路上信号制御機、道路標識、航空標識、道路情報管理施設、カーブ・ミラー、歩道柵、駒止めの類、里程標の類、地下道上屋

※ガードレールは、歩道柵に含まれる。

- (5) 消火栓、火災報知機、火の見やぐら

- (6) 公衆電話ボックス、郵便ポスト、路上変圧器及びこれらに類するもの

※公衆電話ボックスの内部は、屋外でないので、ボックス内に表示される広告物は、屋外広告物に該当しない。

- (7) 送電塔、送受信塔、照明塔

- (8) 煙突、ガスタンク、水道タンクその他タンクの類

- (9) 彫像及び記念碑の類

- (10) パーキングメーター、パーキングチケット発給設備

- (11) 道路の路面

- (12) 景観法の規定による景観重要樹木（該当なし）

- (13) 景観法の規定による景観重要建造物（該当なし）

- (14) 次の物件については、はり紙、はり札等、広告旗及び立看板等のみ表示禁止

①電柱、街路灯柱、消火栓標識及びこれらに類するもの

②アーチの支柱、アーケードの支柱

12. 禁止広告物（条例第6条）（P66）

次の広告物は、表示・設置することができない。

- (1) 著しく汚染し、たい色し、又は染料等のはく離したもの

- (2) 著しく破損し、又は老朽したもの

- (3) 倒壊又は落下のおそれがあるもの

- (4) 信号機、道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの

- (5) 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

13. 許可地域（条例第4条）（P63）

条例第4条に定める区域内では、知事又は市長の許可を受けなければ広告物等を表示し、設置することができない。ただし、条例第5条第1項、第2項及び第6項に該当する広告物等については、適用除外として、許可を受けずに表示し、又は設置できる場合がある。

岡山県では、許可地域を次表のとおり第1種から第3種に細区分し、それぞれに許可基準を設定し、地域の特性に応じた規制を行っている。

区 域 名	指 定 地 域	広告物の種類ごとの基準のほかに適用される許可基準
第1種許可地域	市及び別表第1に掲げる町村（8町）の第1種及び第2種低層住居専用地域及び吉備中央町の第1種及び第2種低層住居専用地域	第1種許可地域共通許可基準 ・第1種許可地域全域 ・景観モデル地区許可地域
第2種許可地域	（第1種許可地域以外） 高速道路、国道、県市町村道の一部、新幹線、JR等各線の沿線	新幹線・高速道路等沿線区域共通許可基準 ・新幹線、高速道路及び旧有料道路の沿線
第3種許可地域	（第1種及び第2種許可地域以外） ・許可地域のうち第1種許可地域及び第2種許可地域以外の区域 ・道路及び鉄道の沿線	

（1）条例第4条に定める区域

ア 次の区域は、全域が許可地域となる（ただし、第1号の2については、知事が指定する区域は除かれる（指定区域なし））。

第1号	
市及び別表第1に掲げる町村の区域	・市（岡山市及び倉敷市を除く。） ・和気郡和気町（平成18年2月28日現在における和気郡和気町の区域に限る。）、都窪郡早島町、浅口郡里庄町、小田郡矢掛町、苫田郡鏡野町（平成17年2月28日現在における苫田郡鏡野町の区域に限る。）、勝田郡勝央町、久米郡久米南町・美咲町
第1号の2	
景観法第8条第2項に規定する景観計画区域（知事が指定する区域を除く。）	・岡山県景観計画の区域（岡山市、倉敷市、津山市、高梁市、瀬戸内市、真庭市、早島町、新庄村、奈義町の区域を除く岡山県全域） ・津山市景観計画の区域（津山市全域） ・高梁市景観計画の区域（高梁市全域） ・瀬戸内市景観計画の区域（瀬戸内市全域） ・真庭市景観計画の区域（真庭市全域） ・早島町景観計画の区域（早島町全域） ・奈義町景観計画の区域（奈義町全域）
第1号の3	
形態意匠制限区域	

イ 次の区域は、知事が指定する区域が許可地域となる。

第1号の4	
岡山県景観条例第11条第1項の規定により指定された景観モデル地区で、知事が指定する区域	指定なし
第1号の5	
観光地及びその周辺で、知事が指定する区域	指定なし
第2号	
道路及び鉄道等の知事が指定する区間	告示（P133）
第3号	
道路及び鉄道等の知事が指定する区域	告示（P133）
第4号	
河川、湖沼、溪谷、海浜、高原、山岳その他の景勝地及びこれらの付近の地域で知事が指定する区域	告示（P133）
第5号	
港湾、空港、駅前広場及びこれらの付近で知事が指定する区域	指定なし

(2) 許可地域の種別

ア 第1種許可地域

各市及び条例別表第1に掲げる町並びに吉備中央町の第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域を指定している。

イ 第2種許可地域

次の道路及び鉄道の全部又は一部の区間及び両側100メートル以内の区域を第2種許可地域に指定している（当該区間から展望することができない区域として知事が認めるものを除く。）。なお、高速道路、蒜山地域の道路及び新幹線については、両側各500メートル以内の区域となっている。詳細な区域については、告示（P133）を参照のこと。

高速道路	中国縦貫自動車道、山陽自動車道、中国横断自動車道姫路鳥取線、中国横断自動車道岡山米子線、瀬戸中央自動車道
蒜山地域の道路	国道313号、国道482号、真庭市道畝の松並木線、県道大山上福田線（旧蒜山大山有料道路）、県道蒜山高原線、真庭市道蒜山高原線
国 道	2号、30号、53号、179号、180号、181号、182号、250号、313号、373号、374号、429号、430号、482号、484号、486号
県 道	金甲山線、飽浦東児線、長谷小串線、王子ヶ岳線、岡山賀陽線、吉川榎谷線、岡山吉井線、寒河本庄岡山線、八木山日生線、備前牛窓線、穂浪吉永停車場線、清音真金線、水別総社線、大山上福田線、蒜山高原線、西一宮中北上線、作東大原線、佐伯長船線

市 町 村 道 そ の 他	倉敷市王子ヶ岳登山道線，総社市道岡谷宿本線，総社市道宿赤浜本線，吉備中央町道白土線，都市計画道路吉備環状線，広域農道児島湾線，広域農道津山線，真庭市道畝の松並木線
鉄 道	山陽新幹線，山陽本線，宇野線，津山線，吉備線，伯備線，赤穂線，姫新線，因美線，芸備線，本四備讃線（瀬戸大橋線），智頭線

ウ 第3種許可地域

- ① 許可地域のうち，第1種許可地域及び第2種許可地域以外の区域
- ② 第2種許可地域の道路の区間及び両側各500メートル以内の区域（当該区間から展望することができない区域として知事が認めるものを除く）。詳細な区域については，告示（P133）を参照のこと。

14. 個別地区制度

(1) 屋外広告物モデル地区

ア 概要

都市の良好な景観を形成し，又は風致を維持するため，景観の重要な構成要素である屋外広告物について，美しく，質が高く，周囲の建築物等と調和のとれたものにする必要があると認める区域を指定する。

イ モデル地区の指定

指定地区なし

(2) 広告物協定地区

土地の所有者等が，一定の区域を定めて良好な景観又は風致を維持するための広告物協定を締結し，広告物協定地区として，知事の指定を受ければ，その協定の内容によって広告物等の規制を行う。

15. 許可基準

(1) 色彩規制（規則別表第1，第2）(P119)

岡山県では、景観との調和を図り、交通事故等の危害の発生防止を図るため、広告物の色彩等の規制を行っている。

規制する色を具体的に示すため、色を数値で表す方法で、JIS（日本産業規格）で採用されているマンセル表色系を用いている。

マンセル表色系は、一つの色を三属性に分けて表記する方法である。

属 性	表現する内容	例
色相	色味	赤，黄赤，黄，黄緑，緑，青緑，青，青紫，紫，赤紫 ※1～10の数字と記号で示す。
明度	明るさ	明るい，暗い ※明度0（完全暗黒）←————→明度10（完全純白）
彩度	あざやかさ	けばけばしい，落ち着いた ※彩度0（無彩色）：数値が大きいほど鮮やか

色彩等に関する規制は、色彩等の規制の一覧表（次ページ）のとおりである。○印が付けられた部分が規制する事項である。

色彩規制が行われている広告物の表示・設置の許可申請書の添付図面には、色について、マンセル値又は（一社）日本塗料工業会発行の塗料用標準色見本帳の色票番号を記入すること。

色の数値が不明なときは、必ず色見本を提出すること。

(2) 共通基準（規則別表第2）(P123)

① 一般基準

ア 周囲に優れた建造物又は景観があること等により特に景観に配慮する必要がある地域にあつては、当該建造物又は景観を遮へいすることなく、かつ周囲の景観に調和していること。

イ 裏面，側面及び脚部は，原則として塗装その他の装飾により美観を整えたものであること。

ウ ネオン管その他の照明を使用する広告物等は，昼間においても良好な景観又は風致を害しないこと。

エ 大規模な広告物等を表示し，又は掲出する場合（景観モデル地区内で行う場合を除く。）は，位置，形態，意匠，色彩，素材及び材料について，周辺の景観に調和していること。その基準については，別に定めるところによる。

オ 景観モデル地区内で行う場合にあつては，過度の広告表現による不調和をなくし，周辺の景観に著しい違和感を与えないように配慮し，建築物，工作物及び他の広告物に調和していること。その基準については，別に定めるところによる。

色彩等の規制一覧表

規制項目		規制事項	地域又は屋外広告物の種類									
			禁止地域 (自家広告、 管理道標、案内 図板等)	第1種許可 地域	第1種許可 景観モデル 地区	高速道路 及び有料 道路の沿 線(両側 各100m 以内)	建物利用広 告物の限 度を超 える広 告物等)	建物敷地内 の建物(自 家広告、商 業地域の 敷地及び 旗を除外 する。)	野立広告 物、道標、 案内図板 等(商業 地域を除 く。)	電柱類 、広告物、 消火栓、 標識利 用広告物	停留所 標識利 用広告 物	寄贈者 名表示 (禁止 地域)
色彩	地色	げばげばいい色(彩度8以上の色)の使用禁止	○	－	○	－	－	○	○	－	○	－
		比較的にげばげばいい色(彩度5以上の色)の使用禁止	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－
		暗色(明度3未満の色)の使用禁止	○	－	○	－	－	○	○	－	－	－
		白色に限る。	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－
	図柄の色	げばげばいい色(彩度8以上の赤、黄赤、黄、紫及び赤紫の色に限る。)の使用禁止	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－
全体の色	表示面積の2分の1を超えて、げばげばいい色(彩度8以上の色)の使用禁止	○	－	○	－	－	○	○	○	－	－	－
	使用する色は3色(無彩色を含む。)以下	－	－	－	－	－	－	－	○	○	－	－
ネオン管	使用禁止	○	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－
	点滅禁止	－	○	○	○	－	○	○	－	－	－	－
その他の照明	点滅禁止	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－
回転灯	使用禁止	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	－
蛍光塗料	使用禁止	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○

- 備考 1. 色彩の規制は、広告物の表示面の塗装、フィルム、プラスチックその他これらに類する物の色についてのみ行い、光の色は対象外とする。
2. 地色とは、文字その他の具象的な図柄以外の地の色をいう。
3. 全体の色は、文字その他の具象的な図柄以外の地の色をいう。
4. 建物利用広告物(高さの限度を超えて表示する広告物等除外)や許可地域内の自家広告、管理広告(許可不要の適用除外のものに限る。)
5. 主として地色についての規制を行うのは、地が図柄より面積が多く影響力が強いことと、中心部にある図柄が力強い方が見る人に安定感を与えるからである。

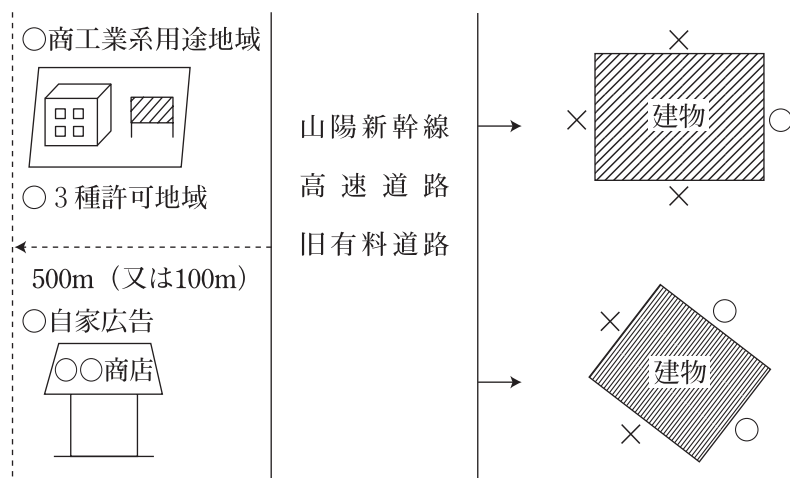
② 第1種許可地域共通許可基準

区 域	共 通 許 可 基 準
第1種許可地域全域	1. ネオン管その他の広告物等の照明は、点滅しないこと。 2. 回転灯を使用していないこと。 3. 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。
第1種許可地域の景観モデル地区許可地域	1. 地色は、けばけばしい色及び暗色を使用していないこと。 2. 表示面積の2分の1を超えてけばけばしい色を使用していないこと。

③ 新幹線・高速道路等沿線区域共通許可基準

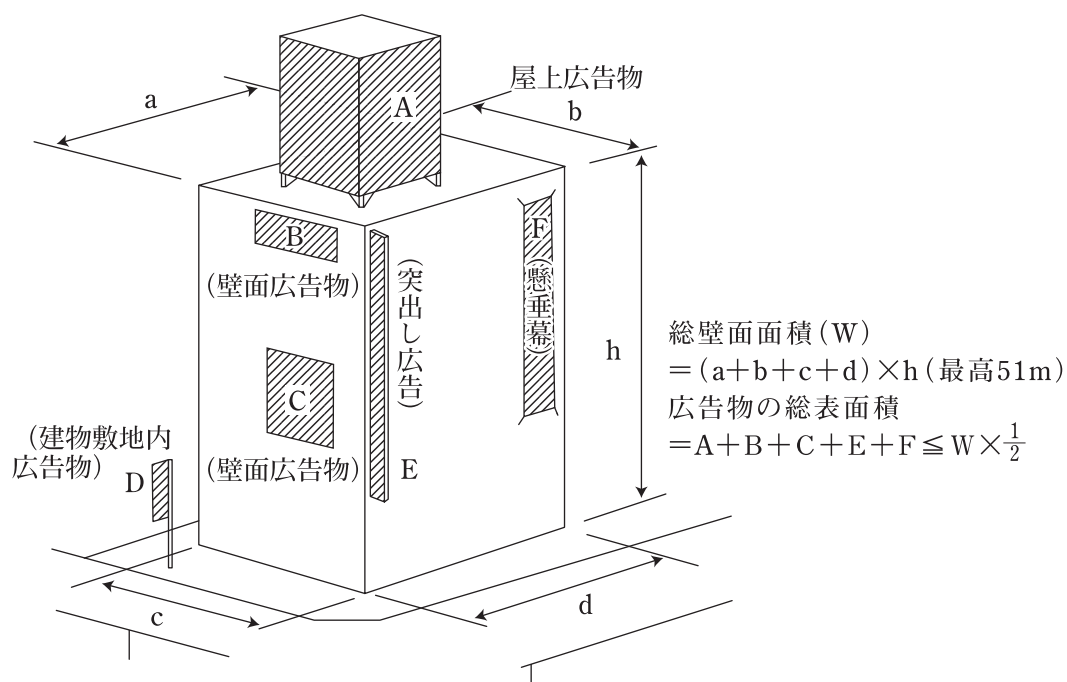
区 域	共 通 許 可 基 準
高速道路又は旧有料道路に接続する両側各100メートル以内の区域（第3種許可地域を除く。）	1. ネオン管その他の広告物等の照明は、点滅しないこと。 2. 回転灯を使用していないこと。 3. 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。
1. 山陽新幹線又は高速道路に接続する両側各500メートル以内の区域（第3種許可地域を除く。） 2. 旧有料道路に接続する両側各100メートル以内の区域（第3種許可地域を除く。）	建物利用広告物及び建物敷地内広告物を表示し、又は設置してはならない。ただし、次に掲げる広告物等又は地域については、この限りでない。 1. 自家広告 2. 商工業系用途地域 3. 山陽新幹線、高速道路又は旧有料道路から全く展望することができない壁面に表示する広告物等

- 備考 1. 高速道路……中国縦貫自動車道、山陽自動車道、中国横断自動車道姫路鳥取線、中国横断自動車道岡山米子線及び瀬戸中央自動車道
2. 旧有料道路…県道寒河本庄岡山線（旧東備西播開発有料道路の区間に限る。）及び県道大山上福田線（旧蒜山大山有料道路の区間に限る。）
3. 商工業系用途地域…近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域



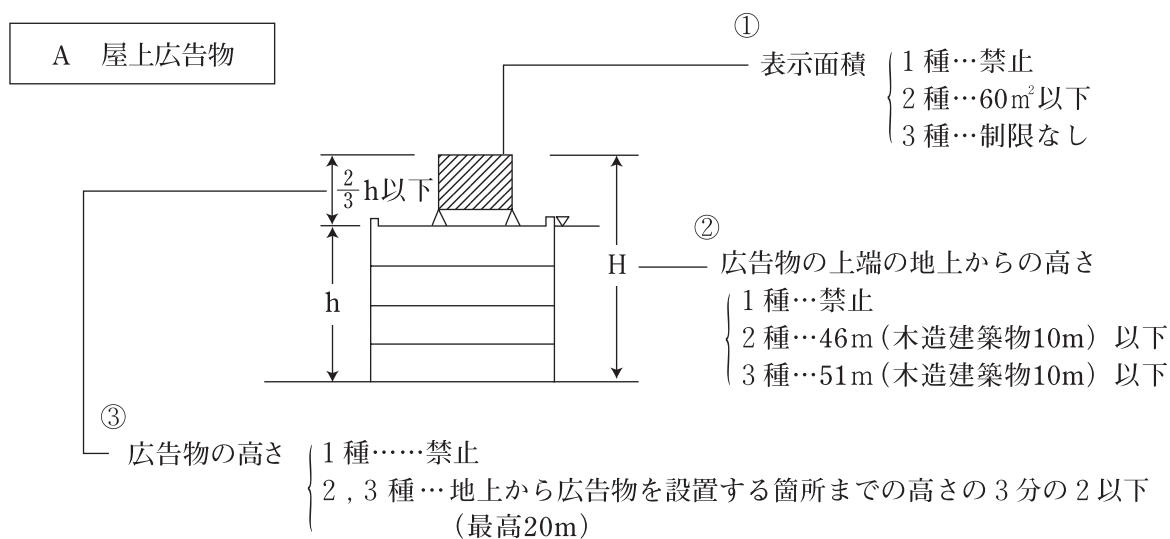
(3) 総表示面積の規制基準(規則別表第2) (P124)

区 域	条 例 第 6 条 の 2 の 基 準
禁止地域及び許可地域	建築物に表示し、又は設置する広告物等(建物利用広告物に限る。)の総表示面積は、当該建築物の総壁面面積(壁面のうち、地上から51メートルまでの高さの壁面の面積の合計をいう。)の2分の1以下であること。

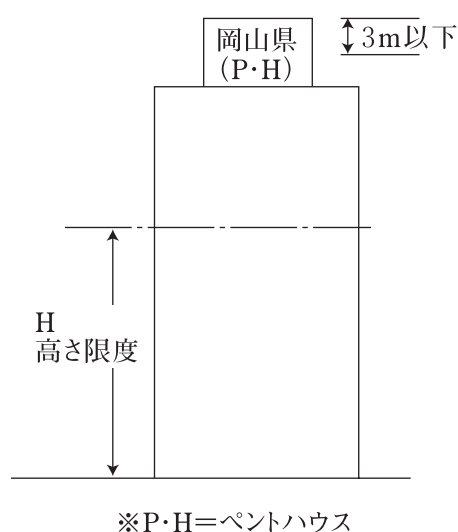


(4) 広告物の種類ごとの許可基準(規則別表第2) (P123)

広告物の種類ごとの許可基準の概要は次のとおりである。



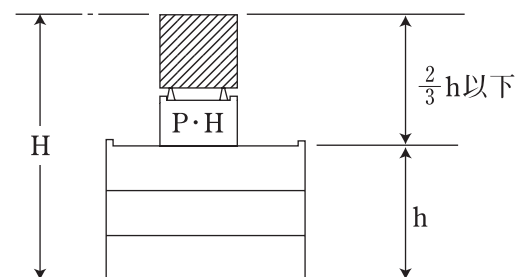
④ 広告物の上端の地上からの高さの特例



自己の氏名，名称，店名，商標又はビル名を表示するため，自己の住所，事業所，営業所，作業場又は建築物に表示する広告物で，次の各号に該当するものについては，広告物の上端の地上からの高さの限度を超えて表示することができる。

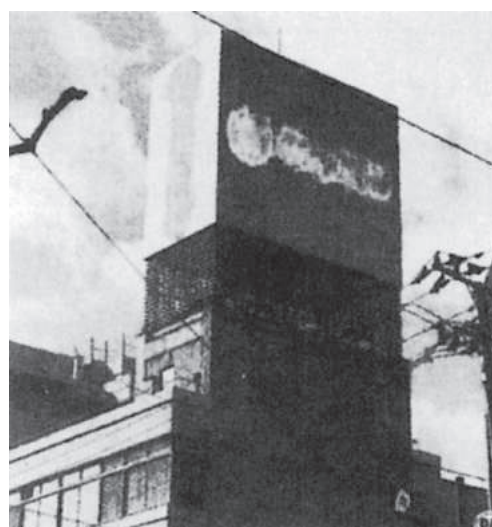
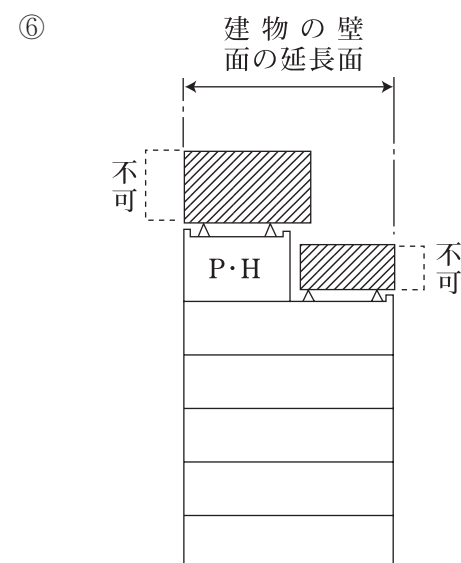
1. 屋上構造物（階段室，昇降機塔，物見塔，その他これらに類する建築物の屋上部分をいう。以下同じ。）の壁面に文字，数字又は商標を縦3 m以下の箱文字により表示していること。
2. ネオン管を使用していないこと。
3. 広告物の照明は，点滅しないこと。
4. 高さの限度を超えて表示する広告物は，1 個であること。

⑤ 広告物の高さの特例



屋上構造物の上に設置する場合は，屋上構造物の高さは，地上から広告物を設置する箇所までの高さを含めず，広告物の高さを含めるものとする。ただし，屋上構造物の水平投影面積の合計が建築物の建築面積の8分の1を超える場合で，屋上構造物の壁面の延長面から突き出していないときは，この限りでない。

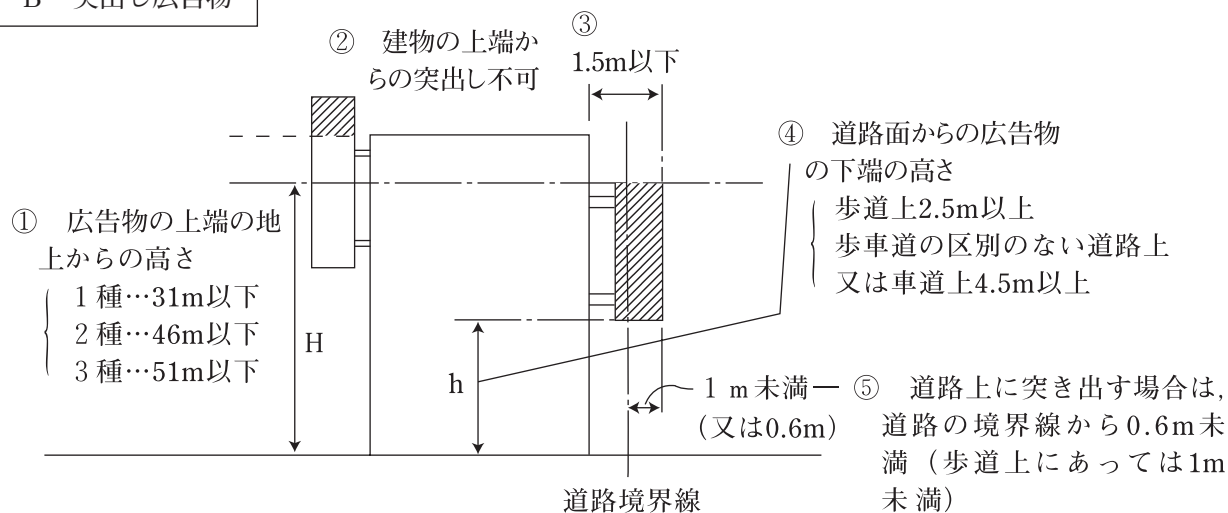
⑥



- ⑦ 支柱及び骨組みが露出しないようにルーバー等により遮へいしていること。

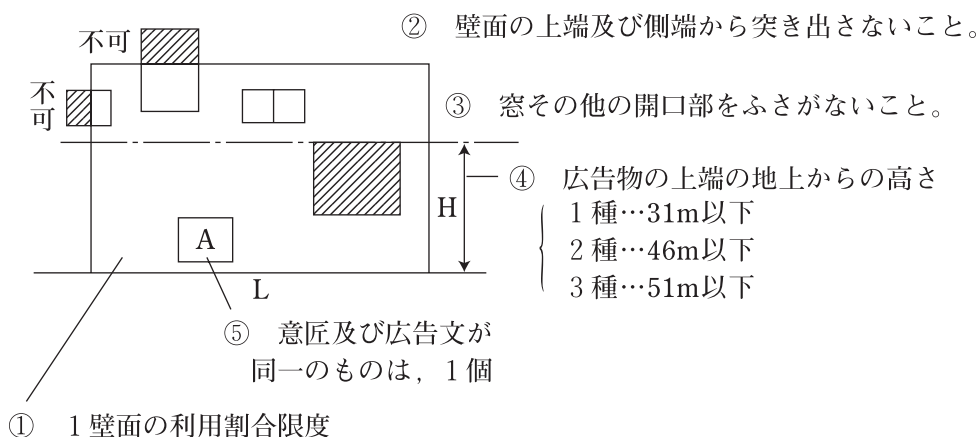
- ⑧ 屋上構造物に設置する場合で、屋上構造物の壁面の延長面から突き出すときは、突き出た部分と屋上との間をルーバー等により遮へいしていること。
- ⑨ 屋根に直接描出するもの又は広告物の裏面全部を屋根に密着させるものについては、壁面広告物の基準も満たすこと。
- ⑩ 新幹線・高速道路等沿線区域共通許可基準を満たすこと。
- ⑪ 建物の広告物の総表示面積の規制の基準を満たすこと。
- ⑫ 建物の壁面と屋上構造物の壁面の双方にまたがって表示される広告物は、屋上広告物の基準を満たすとともに、壁面広告物の基準（1壁面の利用割合限度など）も満たすこと。

B 突出し広告物



- ⑥ 1壁面に2列以下。ただし、一方の面が0.5㎡以下のものは、この限りでない。
- ⑦ 同じ列に設置するものは、その出幅が同じであること。
- ⑧ 新幹線・高速道路等沿線区域共通許可基準を満たすこと。
- ⑨ 建物の広告物の総表示面積の規制の基準を満たすこと。

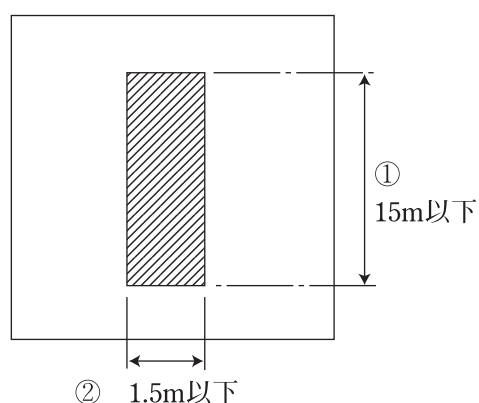
C 壁面広告物



地 域	1 壁 面 の 面 積		
	100㎡未満	100㎡以上200㎡未満	200㎡以上
1 種	1 / 4 以下	1 / 5 以下又は25㎡以下	1 / 6 以下又は40㎡以下
2 種	1 / 3 以下	1 / 4 以下又は34㎡以下	1 / 5 以下又は50㎡以下
3 種	1 / 2 以下	1 / 3 以下又は50㎡以下	1 / 4 以下又は67㎡以下

- ⑥ 広告物の上端の高さの特例がある（屋上広告物の許可基準参照）。
- ⑦ 新幹線・高速道路等沿線区域共通許可基準を満たすこと。
- ⑧ 建物の広告物の総表示面積の規制の基準を満たすこと。

D 壁面利用懸垂幕



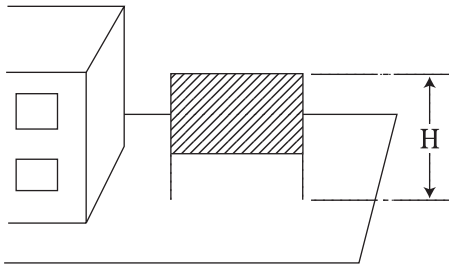
- ③ 1 壁面に表示することができる個数
（意匠及び広告文が同一であるものは1個）
- 1 種… 1 個
 2 種… 2 個以下
 3 種… 4 個以下
- ④ 1 壁面の利用割合限度，広告物の上端の地上からの高さ→壁面広告物の基準
- ⑤ 許可期間… 1 月以内
- ⑥ 新幹線・高速道路等沿線区域共通許可基準を満たすこと。
- ⑦ 建物の広告物の総表示面積の規制の基準を満たすこと。

E 懸垂幕掲出装置

- ① 自己の店舗，事業所等の建物の壁面に自己の営業内容等を表示する懸垂幕を掲出する装置に限る。
- ② その他については，壁面利用懸垂幕の基準を満たすこと。

F 建物敷地内広告物

a 広告板，広告塔



① 表示面積（集合広告を含む。）

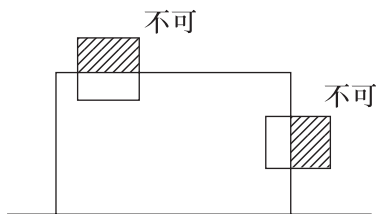
- 1 種…一方の面 5 m²以下，かつ，10 m²以下
- 2 種…一方の面 25 m²以下，かつ，50 m²以下
- 3 種…一方の面 35 m²以下，かつ，70 m²以下

② 高さ

- 1 種…6 m以下
- 2 種…10 m以下
- 3 種…15 m以下

(注) 表示面が広告板や広告塔の上端より低い場合でも，上端の高さが広告板や広告塔の高さである。

b 垣，塀広告物

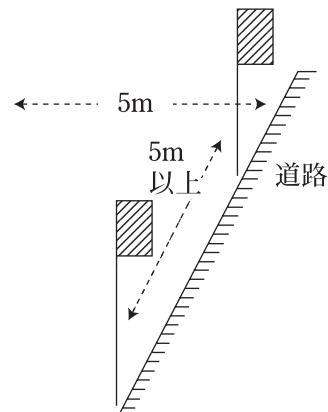


突出し広告物及び壁面広告物の

基準を満たすこと。

c のぼり，旗

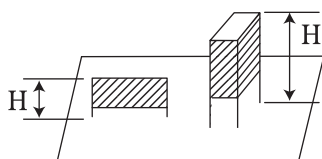
- ① 道路の路肩から 5 m以内に設置する場合は，相互の間隔を 5 m以上とすること。（3 本以下の場合は除く。）
- ② 許可期間…… 1 月以内



a，b 共通……色彩規制の基準を満たすこと。

a，b，c 共通……新幹線・高速道路等沿線区域共通許可基準を満たすこと。

G 野立広告物



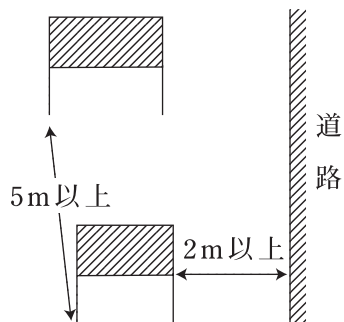
① 許可する地域

- 1 種…禁止
- 2 種…商工業系用途地域に限る。
- 3 種…全域

② 広告物の高さ…10m以下

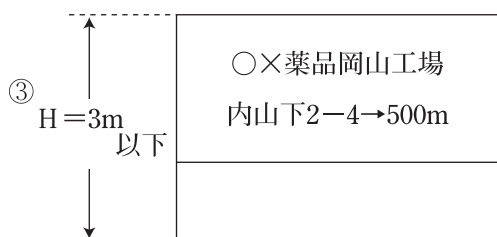
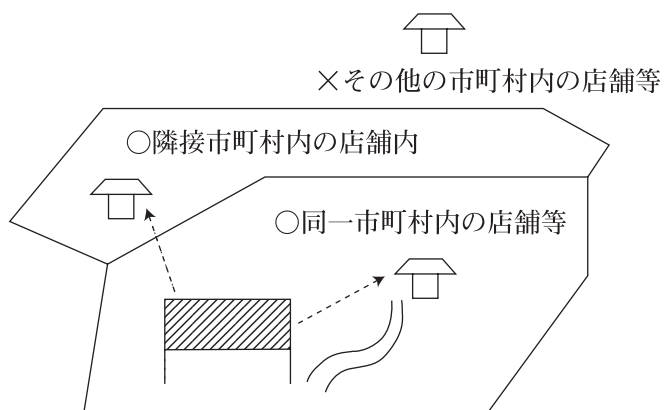
③ 表示面積（集合広告を含む。）

- 広告板…25㎡以下
 広告塔…一方の面が25㎡以下，かつ，50㎡以下



- ④ 道路から2m以上離れていること。
 （商業地域を除く。）
 ⑤ 野立広告物間の距離が5m以上であること。
 （商業地域を除く。）
 ⑥ 色彩規制の基準を満たすこと。

H 近隣店舗等案内広告



① 表示内容等

近隣（同一又は隣接の市町村の区域をいう。）の店舗、工場、事業所等の案内誘導を目的とするもので、当該店舗、工場、事業所等が主要な道路に接していない等その表示又は設置が特にやむを得ないと知事が認める場合に限る。

（注）例えば、高速道路に近い場所に設置する広告物は、原則として、近隣店舗等案内広告として、その表示又は設置が特にやむを得ないとは、認められない。

② 表示内容

名称、事業内容、方向、距離等の案内誘導をするのに必要な最小限の事項（商品名を除く。）を表示するものであること。

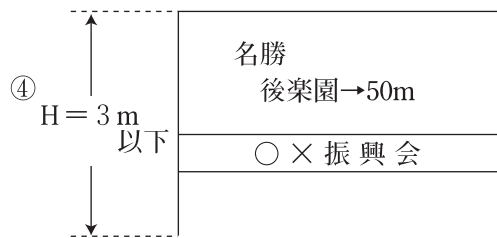
④ 形状…長方形

⑤ 表示面積

区分	1 種	2 種	3 種
単独	一方の面0.5㎡以下，1㎡以下	一方の面1㎡以下，2㎡以下	一方の面2㎡以下，4㎡以下
集合	一方の面1㎡以下，2㎡以下	一方の面2㎡以下，4㎡以下	一方の面3㎡以下，6㎡以下

⑥ 色彩規制の基準を満たすこと。

I その他の道標案内図板等



① 表示内容

商業広告その他営利を目的とするものでないこと。

② 表示面積

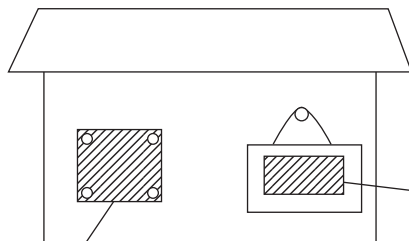
1種…4㎡以下、2、3種…6㎡以下

③ 寄贈者名等の表示割合

1面の10分の1以下

⑤ 色彩規制の基準を満たすこと。

J はり紙，はり札



① 表示内容

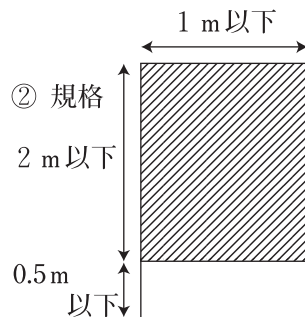
1，2種…政治活動，文化活動その他営利を目的としない活動のために表示するものに限る。

3種………制限なし

③ はり紙は，糊ばりしないこと。押しピン，セロテープ等でとめること。

④ 表示期間…1月（政治活動のために表示するものにあつては，3月）以内

K 立看板



① 表示内容

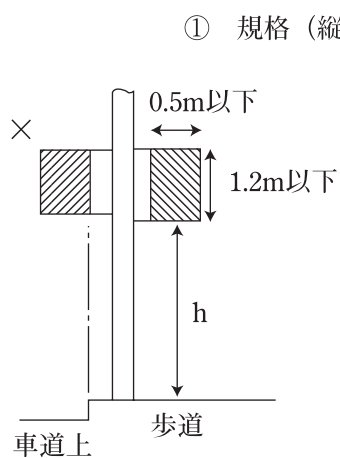
1，2種…政治活動，文化活動その他営利を目的としない活動のために表示するものに限る。

3種………制限なし

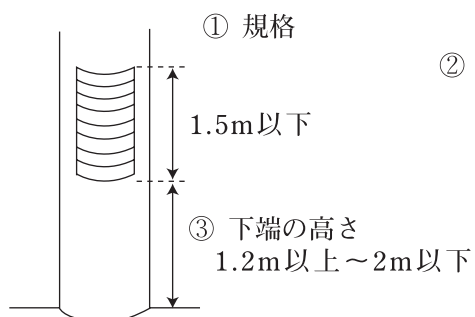
③ 表示期間…1月以内

L 電柱類広告物

a 袖 付 け



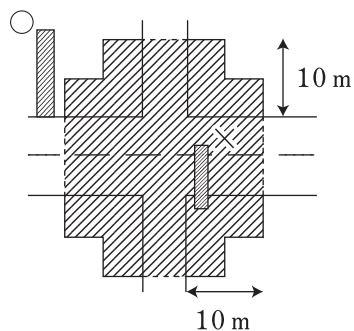
b 巻 付 け



c 袖付け，巻付けの共通基準

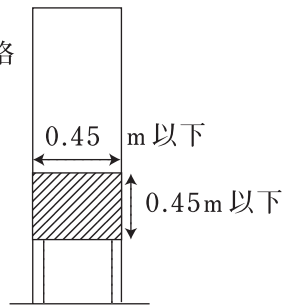
- ① 許可する地域 { 1，2種……禁止
3種………全域

- ② 材料…木製，金属製その他これらに類するものに限る。



M 停留所標識利用広告物

① 規格

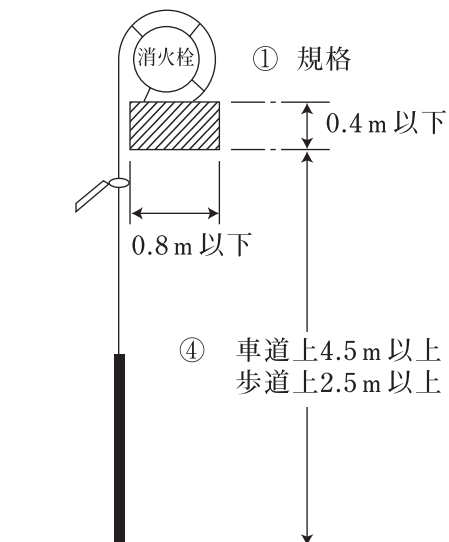


② 個数… 1 個

③ 色彩規制の基準を満たすこと。

N 消火栓標識利用広告物

① 規格

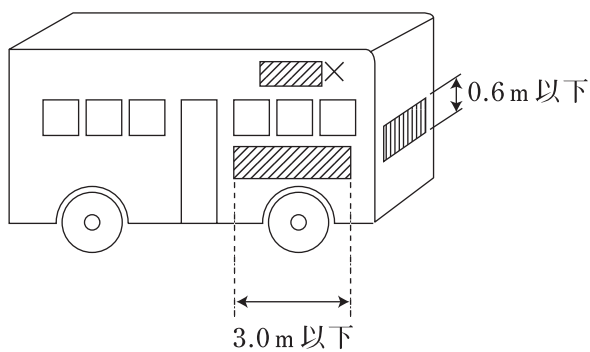


② 許可する地域…… { 1, 2 種……禁止
3 種………全域

③ 種類及び個数……袖付け 1 個

⑤ 色彩規制の基準を満たすこと。

P 車体広告物（路線バス，路面電車）



① 1 車体の表示合計面積3.6㎡以下

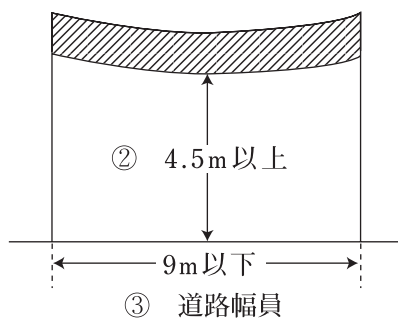
② 個数…前後面各 1 個，側面各 2 個以下

③ 規格……縦0.6m以下，横3.0m以下

④ 窓の下端より上に表示しないこと。

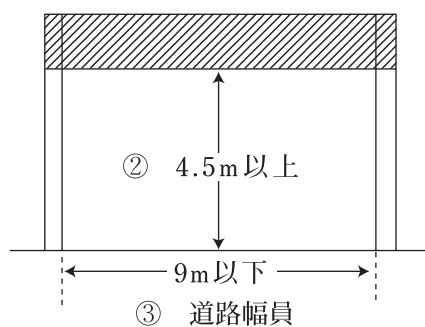
⑤ 蛍光，発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。

Q 横断幕



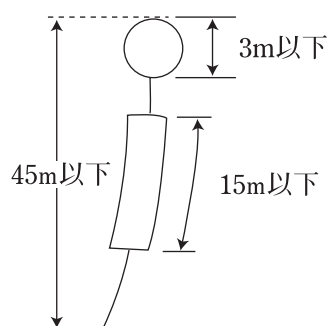
- ① 許可する地域……
 - 1, 2 種……禁止
 - 3 種………全域
- ④ 表示内容……公共的な目的のものに限る。
- ⑤ 表示期間……2 週間以内

R アーチ



- ① 許可する地域……
 - 1, 2 種……禁止
 - 3 種………全域
- ④ 表示内容……町名, 商店街名その他これらに類するものに限る。

S アドバルーン



- ① 許可する地域……
 - 1, 2 種……禁止
 - 3 種………全域
- ② 気球は, 市町村火災予防条例の規格及び基準に適合し, 直径 3 m 以下, 高度 45m 以下であること。
- ③ 広告物は, 縦 15m 以下の綱網に布片で表示し, 主綱に十分連結すること。
- ④ 表示期間……1 月以内

16. 適用除外（条例第5条）（参照P63）

社会生活との調和を図り、一定の範囲内で許可手続を省略することなどができる制度である。○印が適用除外される規定である。

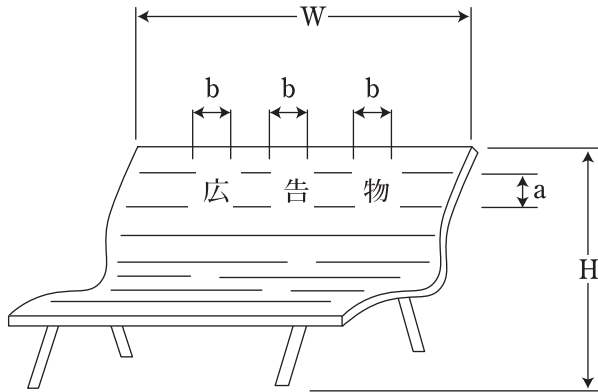
番号	広 告 物 の 種 類	例	適用除外される規定		
			禁止地域	禁止物件	許可地域 (許可)
1－1	法令の規定により表示する広告物	道路標識、建築確認の表示	○	○	○
1－2	国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物	交通安全標語	○	○	○
1－3	公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター、立札等	選挙ポスター	○	○	○
1－4	公益上必要な施設又は物件に寄贈者名を表示する広告物 基準あり	公園のベンチに寄贈者名を表示	○	○	○
2－1	自家広告（自己の氏名、名称、商標、事業・営業の内容を表示するため、自己の住所、事業所、営業所、作業場に表示する広告物） 基準あり	表札、○○商店、○△販売株式会社	○	—	○
2－2	管理広告（自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物） 基準あり	○○会社所有地、危険につき立入禁止	○	—	○
2－3	冠婚葬祭、祭礼等のため、一時的に表示する広告物 基準あり	○○神社祭礼、 ○○家 →	○	—	○
2－4	講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示する広告物 基準あり	○○チャリティーコンサート会場	○	—	○
2－5	人、動物、現に日常の運行の用に供されている車両、船舶に表示される広告物（路線バス、路面電車を除く。）	タクシーの車体に表示されているタクシーの会社名	○	—	○
2－6	他県・市が本拠地の営業用自動車でその県・市の条例に従って表示される広告物	2県以上にまたがって走る路面バスの車体の会社名、マーク等	○	—	○
3－1	自家広告 基準あり	○○商店	要許可	—	—
3－2	道標、案内図板その他公共的目的をもった広告物、公衆の利便に供することを目的とする広告物 基準あり	観光地案内図板	要許可	—	—
3－3	公益上必要な施設又は物件に表示する広告物又はこれを掲出する物件 基準あり	公共掲示板に観光・行政情報と一緒に表示される民間広告等	要許可	—	—
4－1	自家広告	○○商店	—	○ (§ 3 I)	—
4－2	管理広告	危険登るな！	—	○ (§ 3 I)	—
4－3	政治活動、文化活動、その他営利を目的としない活動のために表示するはり紙、はり札等、広告旗及び立看板等		—	○ (§ 3 II)	—
5－1	政治資金規正法第6条の届出を行った政治団体が政治活動のために表示するはり紙、はり札等、広告旗及び立看板等 基準あり		—	—	○

(注) 屋外広告物の主な関係法令等（P13）を参照のこと。

17. 適用除外基準（規則別表第1）（参照P119）

適用除外基準の概要は、次のとおりである。

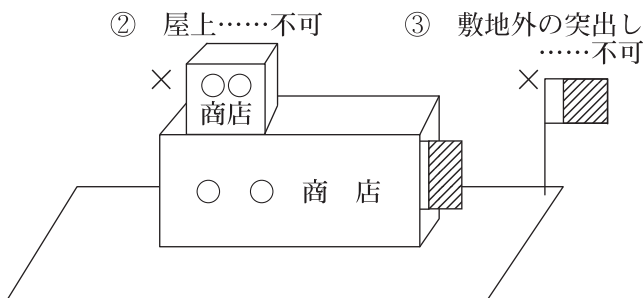
- 1-4 公益的施設等への寄贈者名表示広告の禁止地域（禁止物件，許可地域）適用除外，許可不要基準（規則別表第1の1）



ベンチ（塗書きサイン）
表示面積＝ $(a \times b) \times 3$
（外郭線内面積＝ $H \times W$ ）

- ① 1個
- ② 表示面積…外郭線内面積の10分の1以下，かつ，0.5平方メートル以下
- ③ 色彩規制の基準を満たすこと。

- 2-1 自家広告の禁止地域（許可地域）適用除外・許可不要基準（規則別表第1の2）



- ① 1事業所当たりの表示合計面積
 - 禁止地域…5平方メートル以下
 - 許可地域…10平方メートル以下
- ④ 突出し広告物…1事業所1個（禁止地域）
- ⑤ 1壁面の利用割合限度…2分の1以下

- ⑥ 色彩規制の基準を満たすこと。（禁止地域）
- ⑦ その他，別表第2の許可基準（禁止地域は第1種許可地域の基準）を満たすこと。
- ⑧ 学校及び病院の特例あり

- 2-2 管理広告の禁止地域（許可地域）適用除外・許可不要基準（規則別表第1の3）

(1) 土地又は建築物の管理のために必要な広告物

- ① 表示合計面積……
 - 禁止地域……5平方メートル以下
 - 許可地域……10平方メートル以下
- ② 個数
 - 禁止地域……1個
 - 許可地域……2個以下

- ③ 設置場所……建物（屋上を除く。）及び敷地内。敷地の外に突き出さないこと。
- ④ 広告物の上端の高さ……3メートル以下（建築物の壁面に表示するものを除く。）
- ⑤ 色彩規制の基準を満たすこと。（禁止地域）
- ⑥ 別表第2の一般基準を満たすこと。

(2) 工作物その他の物件の管理のために必要な広告物

①表示面積

禁止地域……外郭線内面積の5分の1以下、かつ、5平方メートル以下

許可地域……外郭線内面積の5分の1以下、かつ、10平方メートル以下

- ② 個数 { 禁止地域……1個
許可地域……2個以下

③ 色彩規制の基準を満たすこと。（禁止地域）

④ 別表第2の一般基準を満たすこと。

2-3 冠婚葬祭、祭礼等一時的広告の禁止地域（許可地域）適用除外・許可不要基準（規則別表第1の4）

- ① 表示期間……2週間以内（知事が特にやむを得ないと認めるときは、1月以内で知事が定める期間）

(注) 冠婚葬祭、祭礼等において、慣礼に従って表示されるものを適用除外とする。市町村単位、町内会等において実施されるもので、営利を目的としない行事において表示される広告物を含むものとする。

2-4 講演会等会場敷地内広告の禁止地域（許可地域）適用除外・許可不要基準（規則別表第1の5）

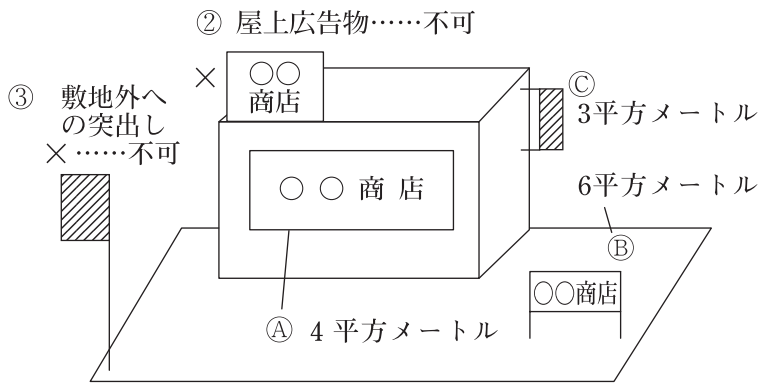
- ① 広告物等の種類……屋上広告物でないこと。
- ② 表示内容……催物の名称、開催期日、開催内容、主催者名等当該催物の案内に必要な事項（商品名を除く。）を表示するものであること。
- ③ 表示期間……開催される日の5日前から終了する日まで。
- ④ 表示方法……のぼり及び旗は、道路の路肩から5メートル以内に設置する場合は、相互の間隔を5メートル以上とすること。ただし、設置する本数が3本以下の場合は、この限りでない。

(注) (目的)……講演会、展覧会、音楽会、博覧会、展示会、競技会、運動会、演芸会、サーカス等、営利目的であるか否かを問わず、一時的に会場を設けて行う行事のために表示するものをいう。

(設置場所)……会場の敷地内に限られる。しかし、会場が公園、緑地、運動場等の敷地内である場合は、これらの敷地を含む。

(広告物の種類)……屋上広告物以外のものであればよい。アドバルーンについても、適用除外となる。

3-1 自家広告の禁止地域適用除外・許可基準（規則別表第1の6）



- ① 1事業所当たりの表示合計面積
……10平方メートル以下

(注) ④については、3-1の許可不要基準により適用除外となり、表示面積の累計が5平方メートルを超える⑤及び⑥については、この基準により許可を受ければ、累計15平方メートルまでは表示することができるものである。

$$④+⑤+⑥ \leq 15 \text{ 平方メートル}$$

- ④ 1壁面の利用割合限度……2分の1以下
⑤ 色彩規制の基準を満たすこと。
⑥ その他第1種許可地域の基準を満たすこと。
⑦ 学校及び病院の特例あり

3-2 道標、案内図板等の禁止地域適用除外・許可基準（規則別表第1の7）

(1) 近隣店舗等案内広告

- ① 表示内容等……④禁止地域及び禁止地域から1キロメートル以内の区域内にある店舗、工場、事業所等の案内誘導を目的とするもので、当該店舗、工場、事業所等が主要な道路に接していない等その表示又は設置が特にやむを得ないと知事が認める場合で、良好な景観又は風致を害さないときに限る。⑤名称、事業内容、方向、距離等の案内誘導をするのに必要な最小限の事項（商品名を除く。）を表示するものであること。
② 表示面積……一方の面0.5平方メートル以下、かつ、1平方メートル以下
③ 表示面積（集合）……一方の面1平方メートル以下、かつ、2平方メートル以下
④ 個数……当該禁止地域につき2個以下
⑤ 形状……長方形
⑥ 上端の高さ……道路面から3メートル以下
⑦ 色彩規制の基準を満たすこと
⑧ 別表第2の一般基準を満たすこと。

(2) その他の道標、案内図板等

- ① 表示面積……2平方メートル以下
② 寄贈者名等の表示割合……1面の10分の1以下
③ 表示内容……商業広告その他営利を目的とするものでないこと。
④ 上端の高さ……道路面から3メートル以下

- ⑤ 色彩規制の基準を満たすこと。
- ⑥ 別表第2の一般基準を満たすこと。

3-3 公益的施設への広告で、広告料を当該公益的施設等の設置又は管理費用に充てるものの禁止地域適用除外・許可基準（規則別表第1の7の6）

	民間広告	公共広告	公共広告 (民間広告入り)	
禁止地域 (公共施設等)	×	○	×	(適用除外後) ○
許可地域	○	○	○	

(1) 表示にあたっての必須条件

- ① 禁止地域のうち、知事が指定する区域内の公益上必要な施設又は物件に表示又は設置してあること。
(指定は岡山県屋外広告物審議会に諮問し、告示される必要がある。)
- ② 広告料を当該施設又は物件の設置・管理費用に充当すること。
- ③ 許可地域の許可基準（規則別表第2）を満たしており、許可を受けたものであること。

4-1 自家広告の禁止物件適用除外基準（規則別表第1の8）

		禁 止 地 域	許 可 地 域
石垣及び擁壁の類	表示面積	禁止	1 壁面の4分の1以下，かつ， 30平方メートル以下
送電塔，送受信塔及び照明塔の類	表示面積	2 平方メートル以下	10平方メートル以下
煙突，ガスタンク，水道タンクその他タンク類	表示面積	垂直断面の4分の1以下，かつ， 5 平方メートル以下	垂直断面の4分の1以下

（注） この基準は禁止物件の適用除外を定めているもので，禁止地域及び許可地域の規定までは，他の適用除外規定に該当しない限り，適用除外されない。

5-1 政治団体のはり紙，はり札等，広告旗及び立看板等の許可地域・許可不要基準
（規則別表第1の9）

はり紙及び はり札等	表示面積	1 平方メートル以下
	表示方法	はり紙は，糊ばりしないこと。
広 告 旗	規 格	縦2メートル以下，横1メートル以下
	表示場所	1 建物敷地内に限る。 2 道路の路肩から5メートル以内に設置する場合は，相互の間隔を5メートル以上とすること。ただし，設置本数が3本以下の場合は，この限りではない。
立 看 板 等	規 格	縦2メートル以下，横1メートル以下，脚部の長さ0.5メートル以下
（ 共 通 ）	表示内容	1 表示期間の始期及び終期を明示していること。 2 表示者又は管理者名及びその連絡先を明記していること。
	表示期間	1 月以内

18. 表示面積の算定

(1) 広告物の表示面

- ① 広告物が独立性をもった工作物である場合は、当該広告物の表示面となっている工作物の面積について算定する。

この場合において

ア 表示面の縁に一体として枠や点滅灯が組み込まれている場合は、その枠組み等の面を含む。

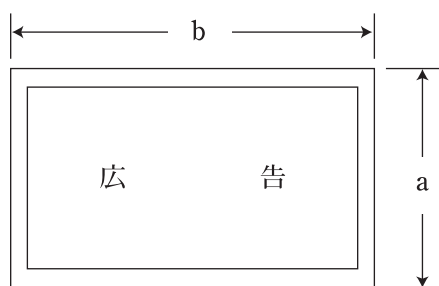
イ 広告塔、広告板、サインポール及びアーチについては、付けられている脚台、支柱、枠組み等を除く。

- ② 建物その他の工作物に掲出される文字、商標等の箱文字、浮出しサイン、塗書きサイン等については、個々の文字、商標等の外郭線内の面積について算定する。

この場合において、文字、商標等の周りの下地の色とか材質を変える等して、文字、商標等とその下地部分とが一体として広告物と考えられるような効果を与えている場合は、その下地部分を含むものとする。

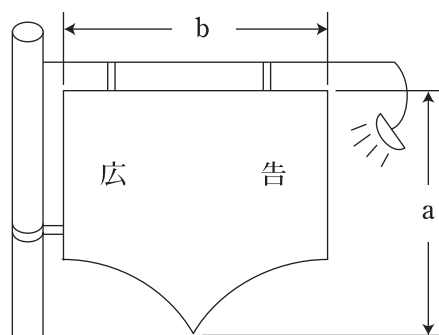
(2) 表示面積の算定方法

(例)



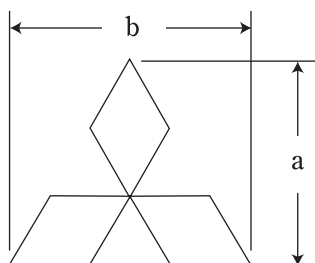
看板

表示面積 = $a \times b$



袖付 (2面表示)

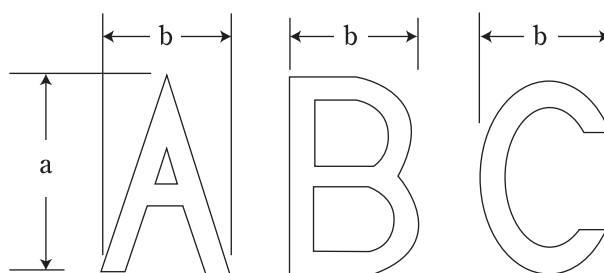
表示面積 = $(a \times b) \times 2$ 面



塗書きサイン

表示面積 = $a \times b$

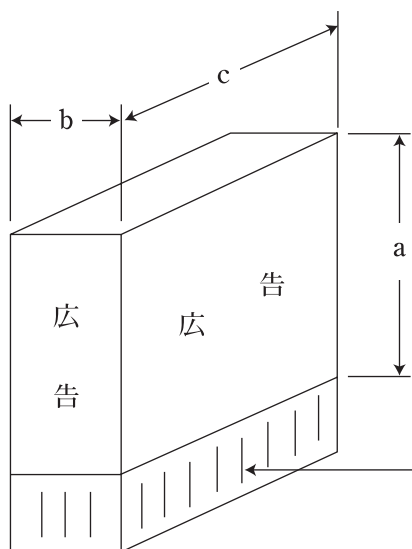
(又は $\frac{1}{2} a b$)



塗書きサイン

表示面積 = $(a \times b) \times 3$

(ABCが一体として内容を表示している場合、同一の形状で算出する。)

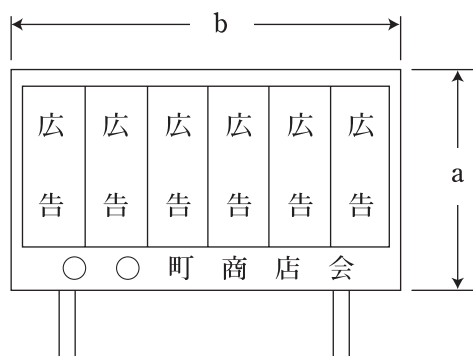


脚台

広告塔 (4面表示)

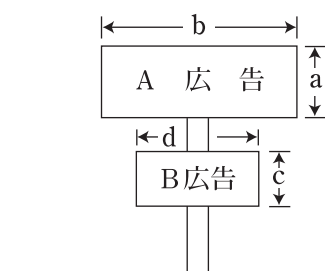
表示面積 = $(a \times b) \times 2$ 面 + $(a \times c) \times 2$ 面

(参考～表示面の高さはaであるが、広告塔の高さは脚台の高さを含んだものである。)



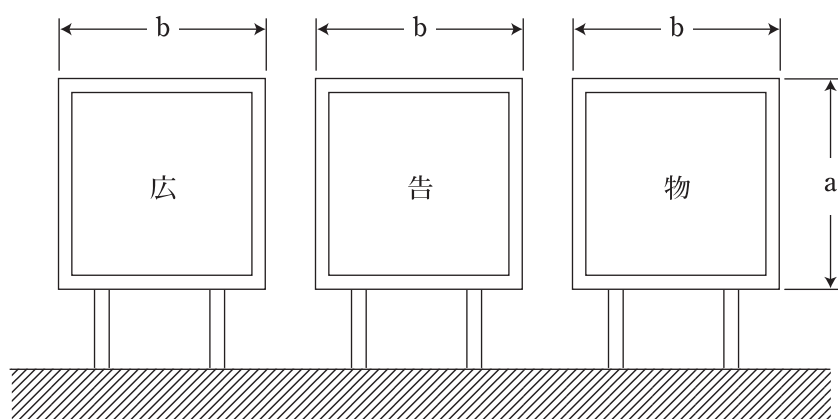
集 合 看 板

表示面積 $=a \times b$

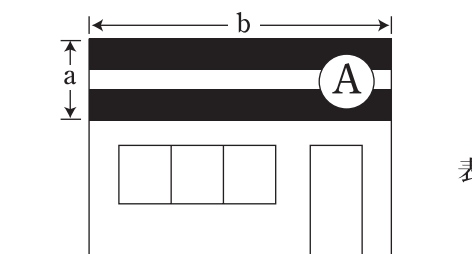


※独立した工作物については、その工作物の表示面の面積を合算する。

表示面積 $=ab+cd$



広 告 板
表示面積
 $= (a \times b) \times 3$ 面



表示面積 $=a \times b$

文字・商標と下地部分が一体として
広告物と考えられるような場合

19. 許可手数料

広告物の新規又は更新の許可を受けるに当たっては、許可手数料を納付しなければならない。

(1) 市（岡山市及び倉敷市を除く。）の区域

各市が定める納付方法により、許可手数料を納付する。

(2) 町村の区域

県が示す納付方法により、許可手数料を納付する。

(町村の区域における許可手数料) ※市の区域は各市が許可手数料を定めている。

貼り紙，貼り札等	100枚までごとにつき	420円
立看板等	1 基につき	420円
アドバルーン	1 個につき	1,370円
アーチ	1 基につき	2,750円
懸垂幕，横断幕	1 個につき	710円
その他の広告物（懸垂幕掲出装置，のぼり，旗を含む。）	1 基につき	
（表示面積） 1 m²未満 410円 1 m²以上 3 m²未満 810円 3 " 5 " 1,170円 5 " 8 " 1,480円 8 " 10 " 1,780円 10m²以上 （表示面積－10m²）×100円＋1,780円（1 m²未満端数切り上げ）		

20. 屋外広告業の登録制度（法第2条、第9条、条例第21条の2～第21条の18）

（1）登録制度

岡山県内で、屋外広告業を営もうとする場合は、県内に営業所があるか否かを問わず、屋外広告業の登録を受けることが必要である。

また、登録申請の際には、一定の要件を満たした業務主任者を選任し、県内で営業を行う営業所ごとに設置することが必要である。

なお、登録制度については、営業を行おうとする地方公共団体が登録制度を導入している場合はそれぞれの地方公共団体で、登録を受けることが必要となる。

ただし、岡山県では、岡山市又は倉敷市の条例に基づく登録を受けている者が、県内（岡山市及び倉敷市の区域外）において屋外広告業を営もうとする場合は、所定の届出書を提出することで、登録とみなす特例規定を設けている。

（2）屋外広告業とは？

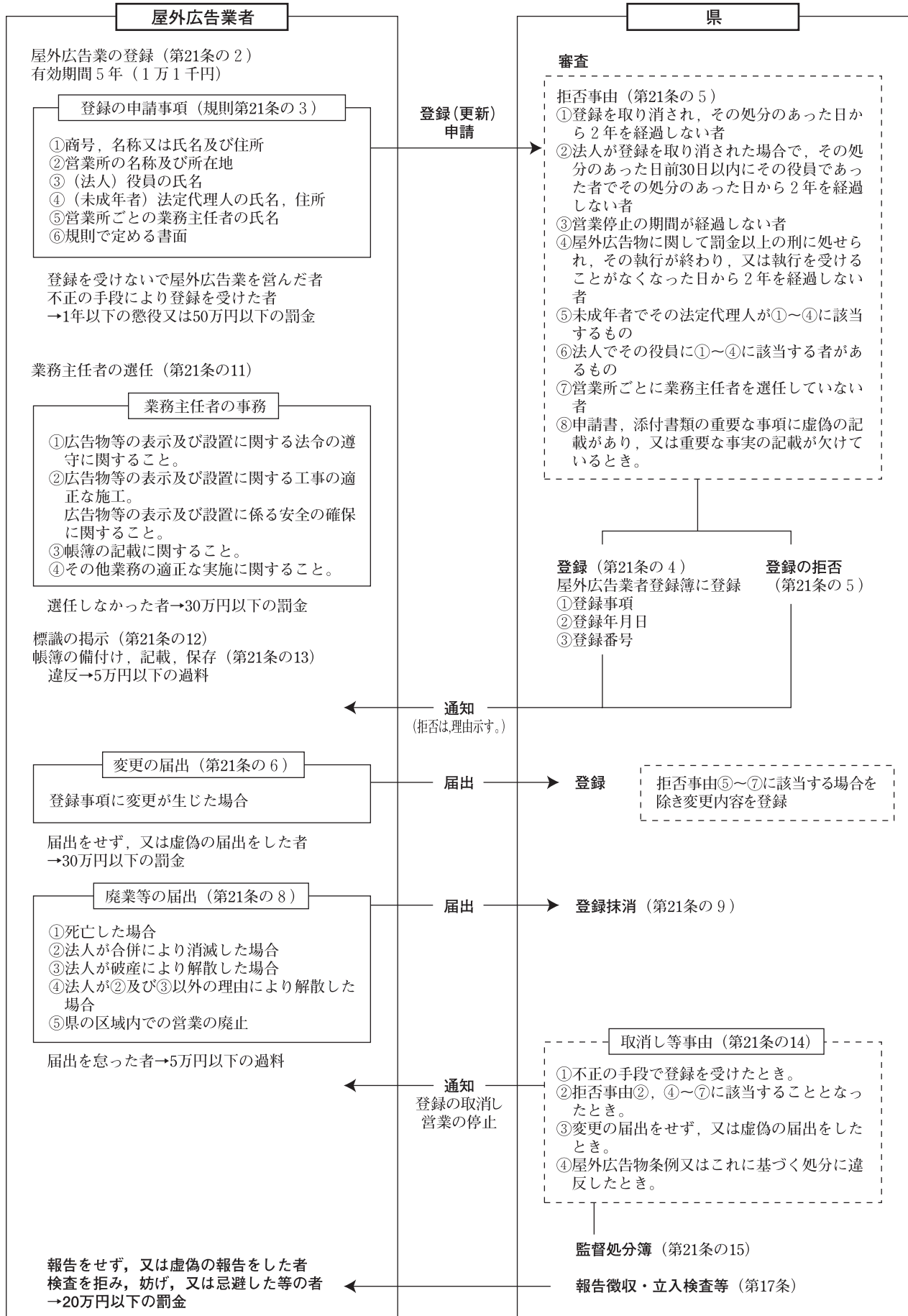
登録制度の対象となる「屋外広告業」とは、広告主から広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを業として行うことをいい、元請け、下請けという立場の形態は問わないが、広告物の表示等の工事を請け負わない広告代理業や、印刷や製作のみ行い表示を行わない場合は、屋外広告業には該当しない。

いわゆる看板業者や塗装業者のみでなく、広告物掲出物件の設置に関する工事を請け負う建設業者も、屋外広告業を営む者に該当する。

（3）業務主任者

屋外広告業者は、県内で営業を行う営業所ごとに、業務主任者を設置して法令の規定の遵守に関すること、広告物の設置に関する工事の適正な施行や安全の確保に関すること、条例第21条の13に規定する帳簿の記載に関すること等の業務に関する総括を行わせなければならない。

屋外広告業の登録



屋 外 広 告 物 法

○屋外広告物法

(昭和24年 6 月 3 日法律第189号)

【目次】

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 広告物等の制限（第 3 条―第 6 条）
- 第 3 章 監督（第 7 条・第 8 条）
- 第 4 章 屋外広告業
 - 第 1 節 屋外広告業の登録等（第 9 条―第 11 条）
 - 第 2 節 登録試験機関（第 12 条―第 25 条）
- 第 5 章 雑則（第 26 条―第 29 条）
- 第 6 章 罰則（第 30 条―第 34 条）
- 附則 略

第 1 章 総 則

(参 照)

(目的)

第 1 条 この法律は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

2 この法律において「屋外広告業」とは、屋外広告物（以下「広告物」という。）の表示又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）の設置を行う営業をいう。

第 2 章 広告物等の制限

(広告物の表示等の禁止)

第 3 条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる地域又は場所について、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

条例第 2 条
(P61)

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、田園住居地域、景観地区、風致地区又は伝統的建造物群保存地区
 - (2) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条又は第78条第1項の規定により指定された建造物の周囲で、当該都道府県が定める範囲内にある地域、同法第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域及び同法第143条第2項に規定する条例の規定により市町村が定める地域
 - (3) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項第11号に掲げる目的を達成するため保安林として指定された森林のある地域
 - (4) 道路、鉄道、軌道、索道又はこれらに接続する地域で、良好な景観又は風致を維持するために必要があるものとして当該都道府県が指定するもの
 - (5) 公園、緑地、古墳又は墓地
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する地域又は場所
- 2 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置することを禁止することができる。
- (1) 橋りよう
 - (2) 街路樹及び路傍樹
 - (3) 銅像及び記念碑
 - (4) 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する物件
- 3 都道府県は、条例で定めるところにより、公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

（広告物の表示等の制限）

第4条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置（前条の規定に基づく条例によりその表示又は設置が禁止されているものを除く。）について、都道府県知事の許可を受けなければならないとすることその他必要な制限をすることができる。

（広告物の表示の方法等の基準）

第5条 前条に規定するもののほか、都道府県は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、条例で、広告物（第3条の規定に基づく条例によりその表示が禁止さ

条例第3条
(P62)

条例第4条
(P63)

条例第5条
条例第6条～第7条
第10条

れているものを除く。)の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法の基準若しくは提出物件(同条の規定に基づく条例によりその設置が禁止されているものを除く。)の形状その他設置の方法の基準又はこれらの維持の方法の基準を定めることができる。

(景観計画との関係)

第6条 景観法第8条第1項の景観計画に広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項が定められた場合においては、当該景観計画を策定した景観行政団体(同法第7条第1項の景観行政団体をいう。以下同じ。)の前3条の規定に基づく条例は、当該景観計画に即して定めるものとする。

第3章 監督

(違反に対する措置)

第7条 都道府県知事は、条例で定めるところにより、第3条から第5条までの規定に基づく条例に違反した広告物を表示し、若しくは当該条例に違反した掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

条例第15条～

第16条の2

(P68～69)

2 都道府県知事は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者を過失がなく確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、条例で定めるところにより、相当の期限を定め、これを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告しなければならない。

3 都道府県知事は、第1項の規定による措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法(昭和23年法律第43号)第3条から第6条までに定めるところに従い、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせ、その費用を義務者から徴収することができる。

4 都道府県知事は、第3条から第5条までの規定に基づく条例(以下この項において「条例」という。)に違反した広告物又は掲出物件が、はり紙、はり札等(容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する広告物をいう。以下この項において同じ。)、広告旗(容

易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）をいう。以下この項において同じ。）又は立看板等（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件（これらを支える台を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であるときは、その違反に係るはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を自ら除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却させることができる。ただし、はり紙にあつては第1号に、はり札等、広告旗又は立看板等にあつては次の各号のいずれにも該当する場合に限る。

(1) 条例で定める都道府県知事の許可を受けなければならない場合に明らかに該当すると認められるにもかかわらずその許可を受けないで表示され又は設置されているとき、条例に適用を除外する規定が定められている場合にあつては当該規定に明らかに該当しないと認められるにもかかわらず禁止された場所に表示され又は設置されているとき、その他条例に明らかに違反して表示され又は設置されていると認められるとき。

(2) 管理されずに放置されていることが明らかなきとき。

（除却した広告物等の保管、売却又は廃棄）

第8条 都道府県知事は、前条第2項又は第4項の規定により広告物又は掲出物件を除却し、又は除却させたときは、当該広告物又は掲出物件を保管しなければならない。ただし、除却し、又は除却させた広告物がはり紙である場合は、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の規定により広告物又は掲出物件を保管したときは、当該広告物又は掲出物件の所有者、占有者その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者（以下この条において「所有者等」という。）に対し当該広告物又は掲出物件を返還するため、条例で定めるところにより、条例で定める事項を公示しなければならない。

3 都道府県知事は、第1項の規定により保管した広告物若しくは掲出物件が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から次の各号に掲げる広告物若しくは掲出物件の区分に従い当該各号に定める期間を経過してもなお当該広告物若しくは掲出物件を返還することができない場合において、条例で定めるところにより評価した当該広告物若しくは掲出物件の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、条例で定めるところにより、当該広告物又は掲出物件を売却し、その売却した代金を保管することができる。

(1) 前条第4項の規定により除却された広告物 2日以上で条例で定める期間

(2) 特に貴重な広告物又は掲出物件 3月以上で条例で定める期間

(3) 前2号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件 2週間で

条例第16条の3～

第16条の8

(P69～70)

上で条例で定める期間

- 4 都道府県知事は、前項に規定する広告物又は掲出物件の価額が著しく低い場合において、同項の規定による広告物又は掲出物件の売却につき買受人がないとき、又は売却しても買受人がないことが明らかであるときは、当該広告物又は掲出物件を廃棄することができる。
- 5 第3項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。
- 6 前条第2項及び第4項並びに第1項から第3項までに規定する広告物又は掲出物件の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該広告物又は掲出物件の返還を受けるべき広告物又は掲出物件の所有者等（前条第2項に規定する措置を命ずべき者を含む。）に負担させることができる。
- 7 第2項の規定による公示の日から起算して6月を経過してもなお第1項の規定により保管した広告物又は掲出物件（第3項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該広告物又は掲出物件の所有権は、当該広告物又は掲出物件を保管する都道府県に帰属する。

第4章 屋外広告業

第1節 屋外広告業の登録等（第9条～第11条）

（屋外広告業の登録）

第9条 都道府県は、条例で定めるところにより、その区域内において屋外広告業を営もうとする者は都道府県知事の登録を受けなければならないものとすることができる。

条例第21条の2
(P74)

第10条 都道府県は、前条の条例には、次に掲げる事項を定めるものとする。

条例第21条の2～
第21条の9
条例第21条の11～
第21条の15

- (1) 登録の有効期間に関する事項
- (2) 登録の要件に関する事項
- (3) 業務主任者の選任に関する事項
- (4) 登録の取消し又は営業の全部若しくは一部の停止に関する事項
- (5) その他登録制度に関し必要な事項

2 前条の条例は、前項第1号から第4号までに掲げる事項について、次に掲げる基準に従って定めなければならない。

- (1) 前項第1号に規定する登録の有効期間は、5年であること。
- (2) 前項第2号に掲げる登録の要件に関する事項は、登録を受けようとする者が次のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに

重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならないものとする。

イ 当該条例の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から2年を経過しない者

ロ 屋外広告業を営む法人が当該条例の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しない者

ハ 当該条例の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

ニ この法律に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者

ホ 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからニまで又はへのいずれかに該当するもの

ヘ 法人でその役員のうちにイからニまでのいずれかに該当する者があるものの

ト 業務主任者を選任していない者

(3) 前項第3号に掲げる業務主任者の選任に関する事項は、登録を受けようとする者にあつては営業所ごとに次に掲げる者のうちから業務主任者となるべき者を選任するものとし、登録を受けた者にあつては当該業務主任者に広告物の表示及び掲出物件の設置に係る法令の規定の遵守その他当該営業所における業務の適正な実施を確保するため必要な業務を行わせるものとする。

イ 国土交通大臣の登録を受けた法人（以下「登録試験機関」という。）が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者

ロ 広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的として都道府県が行う講習会の課程を修了した者

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識を有するものとして条例で定める者

(4) 前項第4号の登録の取消し又は営業の全部若しくは一部の停止に関する事項は、登録を受けた者が次のいずれかに該当するときは、その登録を取消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

イ 不正の手段により屋外広告業の登録を受けたとき。

ロ 第2号ロ又はニからトまでのいずれかに該当することとなつたとき。

ハ この法律に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

(屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告)

第11条 都道府県知事は、条例で定めるところにより、屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

条例第21条の16
(P78)

第2節 登録試験機関（第12条～第25条）

(登録)

第12条 第10条第2項第3号イの規定による登録は、同号イの試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条項)

第13条 次の各号のいずれかに該当する法人は、第10条第2項第3号イの規定による登録を受けることができない。

- (1) この法律の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者であること。
- (2) 第25条第1項又は第2項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であること。
- (3) その役員のうちに、第1号に該当する者があること。

(登録の基準)

第14条 国土交通大臣は、第12条の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、第10条第2項第3号イの規定による登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

- (1) 試験を別表の上欄に掲げる科目について行い、当該科目についてそれぞれ同表の下欄に掲げる試験委員が問題の作成及び採点を行うものであること。
- (2) 試験の信頼性の確保のための次に掲げる措置がとられていること。

イ 試験事務について専任の管理者を置くこと。

ロ 試験事務の管理（試験に関する秘密の保持及び試験の合格の基準に関することを含む。）に関する文書が作成されていること。

ハ ロの文書に記載されたところに従い試験事務の管理を行う専任の部門を置くこと。

- (3) 債務超過の状態にないこと。

(登録の公示等)

第15条 国土交通大臣は、第10条第2項第3号イの規定による登録をしたときは、当該登録を受けた者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該登録をした日を公示しなければならない。

2 登録試験機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(役員の選任及び解任)

第16条 登録試験機関は、役員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(試験委員の選任及び解任)

第17条 登録試験機関は、第14条第1号の試験委員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(秘密保持義務等)

第18条 登録試験機関の役員若しくは職員（前条の試験委員を含む。次項において同じ。）又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する登録試験機関の役員及び職員は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(試験事務規程)

第19条 登録試験機関は、国土交通省令で定める試験事務の実施に関する事項について試験事務規程を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の規定により認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、登録試験機関に対して、これを変更すべきことを命ずることができる。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第20条 登録試験機関は、毎事業年度経過後3月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第33条において「財務諸表等」という。）を作成し、5年間登録試験機関の事務所に備えて置かなければならない。

2 試験を受けようとする者その他の利害関係人は、登録試験機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第2号又は第4号の請求をするには、登録試験機関の定めた費用を支払わなければならない。

- (1) 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- (2) 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- (3) 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(帳簿の備付け等)

第21条 登録試験機関は、国土交通省令で定めるところにより、試験事務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

(適合命令)

第22条 国土交通大臣は、登録試験機関が第14条各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その登録試験機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告及び検査)

第23条 国土交通大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録試験機関に対して、試験事務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、登録試験機関の事務所に立ち入り、試験事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(試験事務の休廃止)

第24条 登録試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定による許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(登録の取消し等)

第25条 国土交通大臣は、登録試験機関が第13条第1号又は第3号に該当するに至つたときは、当該登録試験機関の登録を取り消さなければならない。

- 2 国土交通大臣は、登録試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録試験機関に対して、その登録を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 第15条第2項、第16条、第17条、第20条第1項、第21条又は前条第1項の規定に違反したとき。
 - (2) 正当な理由がないのに第20条第2項各号の規定による請求を拒んだとき。
 - (3) 第19条第1項の規定による認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。
 - (4) 第19条第2項又は第22条の規定による命令に違反したとき。
 - (5) 不正な手段により第10条第2項第3号イの規定による登録を受けたとき。
- 3 国土交通大臣は、前2項の規定により登録を取り消し、又は前項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

第5章 雑則

(特別区の特例)

第26条 この法律中都道府県知事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、特別区においては、政令で定めるところにより特別区の長が行なうものとする。この場合においては、この法律中都道府県知事に関する規定は、特別区の長に関する規定として特別区の長に適用があるものとする。

(大都市等の特例)

第27条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

(景観行政団体である市町村の特例)

第28条 都道府県は、地方自治法第252条の17の2の規定によるもののほか、第3条から第5条まで、第7条又は第8条の規程に基づく条例の制定又は改廃に関する事務の全部又は一部を、条例で定めるところにより、景観行政団体である市町村、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第7条第1項に規定する認定市町村である市町村又は都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第46条第1項に規定する都市再生整備計画に同条第2項第5号に掲げる事項を記載した市町村（いずれも（指定都市及び中核市を除く。））が処理することが出来る。この場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、当該市町村の長に協議しなければならない。

(適用上の注意)

第29条 この法律及びこの法律の規定に基づく条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

第6章 罰則

第30条 第18条第1項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第31条 第25条第2項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録試験機関の役員又は職員は、1年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第32条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録試験機関の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第21条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。
- (2) 第23条第1項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- (3) 第24条第1項の規定による許可を受けないで、試験事務の全部を廃止したとき。

第33条 第20条第1項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第2項各号の規定による請求を拒んだ者は、20万円以下の過料に処する。

第34条 第3条から第5条まで及び第7条第1項の規定に基づく条例には、罰金又は過料のみを科する規定を設けることができる。

別表（第14条関係） 略

岡山県屋外広告物条例

○岡山県屋外広告物条例

(昭和41年 3 月25日岡山県条例第29号)

(参 照)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）の規定に基づき、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、広告物（法第 2 条第 1 項に規定する屋外広告物をいう。以下同じ。）の表示及び広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業（法第 2 条第 2 項に規定する屋外広告業をいう。以下同じ。）について必要な事項を定めるものとする。

(広告物等の在り方)

第 1 条の 2 広告物及び掲出物件は、その形状、面積、色彩、意匠その他の表示の方法が公衆にとって快適であり、かつ、周囲の環境に調和しているとともに、公衆に対し危害を及ぼさないように十分に配慮されていなければならない。

(禁止地域等)

第 2 条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第 2 章の規定により定められた景観地区、風致地区、特別緑地保全地区、緑地保全地域、生産緑地地区及び伝統的建造物群保存地区

(1)の 2 景観法（平成16年法律第110号）第74条第 1 項の規定により指定された準景観地区（同法第75条第 1 項に規定する市町村の条例により建築物又は工作物の規制が行われる準景観地区に限る。）のうち知事が指定する区域

(1)の 3 景観法第76条第 1 項に規定する地区計画等の区域（同項に規定する市町村の条例により建築物等の形態意匠の制限が行われる区域に限る。第 4 条第 1 号の 3 において「形態意匠制限区域」という。）のうち知事が指定する区域

(2) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条若しくは第78条第 1 項又は岡山県文化財保護条例（昭和50年岡山県条例第64号）第 4 条第 1 項若しくは第24条第 1 項の規定により指定された建造物及びその周囲で知事が指定する区域、同法第109条第 1 項、第 2 項若しくは第110条第 1 項の規定により指定され、若しくは仮指定された地域又は同条例第31条第 1 項の規定により指定された地域並びに同法第143条第 2 項に規定する条例の規定により市町村が

(1)の 2 指定なし

(1)の 3 指定なし

(2) 告示 1 (P133)

定める地域

(3) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項第11号に掲げる目的を達成するため保安林として指定された森林のある地域で知事が指定する区域

(3) 指定なし

(3)の2 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第3章及び第4章の規定により指定された原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域並びに岡山県自然保護条例（昭和46年岡山県条例第63号）第4章の規定により指定された岡山県自然環境保全地域，環境緑地保護地域，郷土自然保護地域並びに郷土記念物及びその周囲で知事が指定する区域

(3)の3 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和37年法律第142号）第2条第1項の規定により指定された保存樹林のある地域

(3)の4 岡山県景観条例（昭和63年岡山県条例第16号）第11条第1項の規定により指定された景観モデル地区で，知事が指定する区域

(3)の4 指定なし

(4) 高速自動車国道及び自動車専用道路の全区間，道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）の知事が指定する区間並びに鉄道，軌道及び索道（以下「鉄道等」という。）の知事が指定する区間

(4)・(5)

告示1（P133）

(5) 道路及び鉄道等に接続する地域で知事が指定する区域

(6) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園の区域

(7) 道路の植樹帯，分離帯及び交通島

(8) 河川，湖沼，溪谷，海浜，高原，山岳その他の景勝地及びこれらの付近の地域で，知事が指定する区域

(8)・(9)

告示1（P133）

(9) 港湾，飛行場，駅前広場及びこれらの付近の地域で，知事が指定する区域

(10) 官公署，学校，図書館，公会堂，公民館，博物館，美術館，体育館，病院，公衆便所その他公共用建造物及びその敷地並びにこれらの付近の地域で知事が指定する区域

(11) 古墳，墓地，火葬場及び葬祭場

(12) 社寺及び教会の建造物並びにその境域で知事が指定する区域（禁止物件）

第3条 次に掲げる物件に広告物を表示し，又は掲出物件を設置してはならない。

(1) 橋（ガードを含む。），トンネル及び高架構造物

(2) 石垣及び擁壁の類

(3) 街路樹，路傍樹及び都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律第2条第1項の規定により指定された保存樹

(4) 信号機，路上信号制御機，道路標識，航空標識，道路情報管理施設，カー

ブ・ミラー，歩道柵，駒止めの類，里程標の類及び地下道上屋 (5) 消火栓，火災報知機及び火の見やぐら (6) 公衆電話ボックス，郵便ポスト，路上変圧器及びこれらに類するもの (7) 送電塔，送受信塔及び照明塔 (8) 煙突及びガスタンク，水道タンクその他タンクの類 (9) 彫像及び記念碑の類 (10) パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備 (11) 景観法第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木 (12) 前各号に掲げるもののほか，特に良好な景観の形成又は風致の維持に必要なものとして規則で定める物件 2 次に掲げる物件には，はり紙，はり札等，広告旗又は立看板等を表示してはならない。 (1) 電柱，街路灯柱，消火栓標識及びこれらに類するもの (2) アーチの支柱及びアーケードの支柱 3 道路の路面には，広告物を表示してはならない。 (許可地域等)	(12) 指定なし
第4条 次に掲げる地域又は場所（第2条各号に掲げる地域又は場所を除く。）において，広告物を表示し，又は掲出物件を設置しようとする者は，規則で定めるところにより知事の許可を受けなければならない。 (1) 市及び別表第1に掲げる町村の区域 (1)の2 景観法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域（知事が指定する区域を除く。） (1)の3 形態意匠制限区域 (1)の4 岡山県景観条例第11条第1項の規定により指定された景観モデル地区で，知事が指定する区域 (1)の5 観光地及びその周辺の地域で，知事が指定する区域 (2) 道路及び鉄道等の知事が指定する区間 (3) 道路及び鉄道等に接続する地域で知事が指定する区域 (4) 河川，湖沼，溪谷，海浜，高原，山岳その他の景勝地及びこれらの付近の地域で，知事が指定する区域 (5) 港湾，飛行場，駅前広場及びこれらの付近の地域で，知事が指定する区域（適用除外）	規則第3条 (P98) (1) 別表第1 (P87) (1)の4, (1)の5 指定なし (5) 指定なし
第5条 次に掲げる広告物又は掲出物件については，第2条から前条までの規定	規則第5条 (P99)

は、適用しない。

- (1) 法令の規定により表示する広告物又はこれを掲出する物件
- (2) 国又は地方公共団体が公共的目的をもつて表示する広告物又はこれを掲出する物件
- (3) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために使用するポスター、立札等又はこれらを掲出する物件

- (4) 公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示する広告物で、規則で定める基準に適合するもの

(4) 規則別表
第1の1（P119）

2 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第2条及び前条の規定は、適用しない。

- (1) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又はこれを掲出する物件で、規則で定める基準に適合するもの

(1) 規則別表
第1の2（P119）

- (2) 前号に掲げるもののほか、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物又はこれを掲出する物件で、規則で定める基準に適合するもの

(2) 規則別表
第1の3（P120）

- (3) 冠婚葬祭、祭礼等のため、一時的に表示する広告物又はこれを掲出する物件で、規則で定める基準に適合するもの

(3) 規則別表
第1の4（P120）

- (4) 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示する広告物又はこれを掲出する物件で、規則で定める基準に適合するもの

(4) 規則別表
第1の5（P121）

- (5) 人若しくは動物又は現に日常の運行の用に供されている車両、船舶等に表示される広告物。ただし、道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づき免許若しくは許可を受けて運行される路線バス又は軌道法（大正10年法律第76号）の適用を受ける路面電車の車体に表示される広告物で、当該路線バス又は路面電車の所有者又は管理者が自己の名称、商標等を表示するもの以外のものを除く。

- (6) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づく登録を受けた営業用自動車で、その使用の本拠の位置が他の都道府県の区域（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市及び同法第252条の22第1項の中核市（以下この号及び第21条の11第2項第3号において「指定都市等」という。）の区域を除く。）内又は指定都市等の区域内に存するものに、当該他の都道府県又は指定都市等の法に基づく条例の規定に従って表示される広告物

3 次に掲げる広告物又は掲出物件については、規則で定めるところにより知事

規則第3条（P98）

の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第2条の規定は、適用しない。

- | | |
|--|--|
| <p>(1) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又はこれを掲出する物件（前項第1号に掲げるものを除く。）で、規則で定める基準に適合するもの</p> <p>(2) 道標、案内図板その他公共的目的をもつた広告物若しくは公衆の利便に供することを目的とする広告物又はこれらを掲出する物件で、規則で定める基準に適合するもの</p> <p>(3) 知事が指定する区域において、公益上必要な施設又は物件に表示する広告物又はこれを掲出する物件であつてその広告料を当該公益上必要な施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもので、規則で定める基準に適合するもの</p> | <p>(1) 規則別表
第1の6（P121）</p> <p>(2) 規則別表
第1の7（P122）</p> <p>(3) 規則別表
第1の7の2（P122）</p> |
| <p>4 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第3条第1項の規定は、適用しない。</p> <p>(1) 同項第2号、第7号又は第8号に掲げる物件にその所有者又は管理者が自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため表示する広告物で規則で定める基準に適合するもの</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、同項各号に掲げる物件にその所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示する広告物</p> <p>(3) 前2号に掲げる広告物を掲出する物件</p> | <p>(1) 規則別表
第1の8（P123）</p> |
| <p>5 政治活動、文化活動その他営利を目的としない活動のために表示する貼り紙、貼り札等、広告旗又は立看板等については、第3条第2項の規定は適用しない。</p> | |
| <p>6 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条の届出を行つた政治団体が政治活動のために表示する貼り紙、貼り札等、広告旗又は立看板等で、規則で定める基準に適合するものについては、前条の規定は、適用しない。</p> <p>（経過措置）</p> | <p>規則別表
第1の9（P123）</p> |
| <p>第5条の2 第2条又は第4条に規定する地域又は場所になつた際、当該地域又は場所に現に適法に表示され、又は設置されている広告物又は掲出物件（以下この条において「既存広告物等」という。）については、第2条の規定は同条に規定する地域又は場所になつた日から1年間（規則で定める堅固な既存広告物等で、規則で定めるところにより許可を受けたものにあつては、規則で定める期間）、第4条の規定は同条に規定する地域又は場所になつた日から1年間は、適用しない。当該期間内に、この条例の規定による許可の申請があつた場合において、当該期間が経過したときは、その申請に対する処分がある日まで、</p> | <p>規則第6条～第9条
（P99）</p> |

また同様とする。

(禁止広告物)

第6条 次に掲げる広告物又は掲出物件を表示し、又は設置してはならない。

- (1) 著しく汚染し、たい色し、又は塗料等のはく離したもの
- (2) 著しく破損し、又は老朽したもの
- (3) 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- (4) 信号機、道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- (5) 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

(広告物等の総表示面積の規制)

第6条の2 第2条又は第4条に規定する地域又は場所において、建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物で、地上に設置されるもの（門及び塀を除く。）をいう。以下この条において同じ。）に表示され、又は設置される広告物又は掲出物件の表示面積の合計は、当該建築物の壁面の面積に応じて規則で定める基準により算定した面積を超えてはならない。

(許可条件等)

第7条 知事は、広告物の表示又は掲出物件の設置を許可する場合においては、許可の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。

- 2 前項の許可の期間は、3年（広告物の表示又は掲出物件の設置の日から既に1年以上の期間を経過している広告物又は掲出物件（第12条の3第4項において「既設広告物等」という。）で地上から広告物又は掲出物件の上端までの高さが4メートル以下のものについて、同条第二項の点検のみを行つている場合は、1年）を超えることができない。

(許可の更新)

第8条 この条例の規定による許可を受けた者が、当該許可の期間を更新しようとするときは、規則で定めるところにより知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条の規定を準用する。

(変更等の許可)

第9条 この条例の規定による許可を受けた者が、当該許可に係る広告物又は掲出物件を変更し、又は改造しようとするときは、規則で定めるところにより知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更又は改造については、この限りでない。

規則第10条

(P100)

規則別表第2の4

(P124)

規則第11条

(P100)

規則第12条・第13条

(P101～102)

2 第7条第1項の規定は、前項の許可に準用する。

(許可の基準等)

第10条 この条例の規定による広告物の表示又は掲出物件の設置の許可基準は、規則で定める。

規則第14条
(P102)

2 前項の許可基準は、次の事項が確保されるものとして定められなければならない。

- (1) 広告物又は掲出物件の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法が良好な景観又は風致を害さず、公衆にとつて快適であるようにすること。
- (2) 広告物又は掲出物件の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法がその表示され、又は設置される場所の周囲の環境に調和するようにすること。
- (3) 広告物又は掲出物件が公衆に対し危害を及ぼさず、又はその形状その他表示の方法が不安定でないようにすること。

3 知事は、広告物の表示又は掲出物件の設置が第1項の基準に適合しない場合においても、特にやむを得ないと認めるときは、岡山県屋外広告物審議会（岡山県附属機関条例（昭和27年岡山県条例第92号）に基づく岡山県屋外広告物審議会をいう。第22条において同じ。）の議を経て、許可することができる。

(許可証の表示)

第11条 この条例の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件に許可の証票を貼付しておかなければならない。

規則第15条
(P102)

(管理義務)

第12条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、これらに関し補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

(管理者の設置義務)

第12条の2 この条例の規定による許可を受けて広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者で、県内に住所（法人にあつては、事務所又は営業所の所在地。次項において同じ。）を有しないものは、広告物又は掲出物件を管理する者を置かなければならない。

規則第19条
(P103)

2 前項の広告物又は掲出物件を管理する者は、県内に住所を有するものでなければならない。

(点検義務)

第12条の3 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、当該広告物又は掲出物件について、倒壊又は落下のおそれの有無その他の安全性を確保するための点検を行わなければならない。

規則第11条
(P100)

2 この条例の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件の本体その他規則で定める事項に係る点検を、1年に1回以上行わなければならない。ただし、その年において次項の点検を行う場合は、この限りでない。	(参 照) 規則第11条の2 (P100)
3 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、当該広告物又は掲出物件のうち、地上から広告物又は掲出物件の上端までの高さが4メートルを超えるものについては、屋外広告士（法第10条第2項第3号イに掲げる者をいう。）又はこれと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者による当該広告物又は掲出物件の本体その他規則で定める事項に係る点検を行わなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。	規則第11条の2 (P100～101)
4 この条例の規定による既設広告物等の表示又は設置の許可又は許可の期間の更新の許可を受けようとする者は、広告物又は掲出物件のうち、地上から広告物又は掲出物件の上端までの高さが4メートルを超えるものについては前項の点検の結果を、地上から広告物又は掲出物件の上端までの高さが4メートル以下のものについては第2項又は前項の点検の結果を、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。 (除却義務) 第13条 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、許可の期間が満了したとき、若しくは第15条の規定により許可が取り消されたとき、又は広告物の表示若しくは掲出物件の設置が必要でなくなつたときは、遅滞なく、当該広告物又は掲出物件を除却しなければならない。	
2 この条例の規定による許可に係る広告物又は掲出物件を除却した者は、遅滞なく、規則で定めるところによりその旨を知事に届け出なければならない。 第14条 削除 (許可の取消し) 第15条 知事は、この条例の規定による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消すことができる。 (1) 第7条第1項（第8条後段及び第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定による許可の条件に違反したとき。 (2) 第9条第1項の規定に違反したとき。 (3) 次条第1項の規定による知事の命令に違反したとき。 (4) 虚偽の申請その他不正の手段により許可を受けたとき。 (違反に対する措置) 第16条 知事は、この条例の規定又はこの条例の規定に基づく許可等に付した条	規則第16条 (P102)

件に違反した広告物又は掲出物件については、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は5日以上の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、若しくは公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

- 2 知事は、前項の規定による措置を命じようとする場合においては、当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者を過失がなく、確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、5日以上の期限を定めて、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告するものとする。

(違反広告物等である旨の表示)

第16条の2 知事は、前条第1項の規定により広告物又は掲出物件の除却を命じた場合において、当該除却を命じられた者が、特別の理由がなく、これらの除却に必要とされる相当の期間(除却すべき期限を定めて命じた場合においては、当該期限)を経過しても除却しないときは、当該広告物又は掲出物件に、規則で定めるところにより、この条例に違反する旨の表示をすることができる。

(広告物等を保管した場合の公示事項)

第16条の3 法第8条第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 当該広告物の表示され、又は当該掲出物件の設置されていた場所及び当該広告物又は掲出物件を除却した日時
- (3) 当該広告物又は掲出物件の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当該広告物又は掲出物件を返還するため知事が必要と認める事項

(広告物等を保管した場合の公示の方法)

第16条の4 法第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して2週間、規則で定める場所に掲示すること。
- (2) 前号の公示の期間が満了しても、なお当該広告物又は掲出物件の所有者、占有者その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者(第16条の8

規則第17条
(P102)

規則第17条の2
(P102)

において「所有者等」という。)の氏名及び住所を知ることができない場合であつて、当該広告物又は掲出物件が特に貴重であると認められるときは、その公示の要旨を岡山県公報に登載すること。

- 2 知事は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管広告物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

(広告物等の価額の評価の方法)

第16条の5 法第8条第3項の規定による広告物又は掲出物件の価額の評価は、当該広告物又は掲出物件の購入又は製作に要する費用、使用年数、損耗の程度その他当該広告物又は掲出物件の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、広告物又は掲出物件の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(広告物等が売却可能となるまでの期間)

第16条の6 法第8条第3項第1号に規定する条例で定める期間は2日とし、同項第2号に規定する条例で定める期間は3月とし、同項第3号に規定する条例で定める期間は2週間とする。

(保管した広告物等を売却する場合の手続)

第16条の7 法第8条第3項の規定による保管した広告物又は掲出物件の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいないときその他競争入札に付することが適当でないと認められるときは、随意契約により売却することができる。

(広告物等を返還する場合の手続)

第16条の8 知事は、保管した広告物又は掲出物件(法第8条第3項の規定により売却した代金を含む。)を所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足る書類を提示させる等の方法によつてその者が当該広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

(報告及び検査)

第17条 知事は、この条例の規定を施行するため必要な限度において、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に広告物又は掲出物件の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物若しくは掲出物件を検査させることができる。

- 2 知事は、この条例の規定を施行するため必要な限度において、屋外広告業を

規則第17条の3

(P102)

規則第17条の4

(P102)

営む者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に屋外広告業を営む者の事務所若しくは営業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

規則第18条
(P103)

4 第1項及び第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(処分、手続等の効力の承継)

第18条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者について変更があつた場合においては、この条例又はこの条例に基づく規則により従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となつた者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分、手続その他の行為は、新たにこれらの者となつた者に対してしたものとみなす。

(管理者等の届出)

第19条 この条例の規定による許可に係る広告物又は掲出物件を表示し、又は設置する者が、これらを管理する者を置いたときは、遅滞なく、規則で定めるところによりその旨を知事に届け出なければならない。

規則第19条
(P103)

2 この条例の規定による許可に係る広告物若しくは掲出物件を表示し、若しくは設置する者又はこれらを管理する者に変更があつたときは、新たにこれらの者となつた者は、遅滞なく、規則で定めるところによりその旨を知事に届け出なければならない。

3 この条例の規定による許可に係る広告物若しくは掲出物件を表示し、若しくは設置する者又はこれらを管理する者がその氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、遅滞なく、規則で定めるところによりその旨を知事に届け出なければならない。

(モデル地区の指定)

第19条の2 知事は、都市の良好な景観を形成し、又は風致を維持するため、第2条又は第4条に規定する地域又は場所のうち、次の各号のいずれかに該当する地域を屋外広告物モデル地区（以下「モデル地区」という。）として指定することができる。

(1) 都市を代表する道路に沿つた地域

(2) 駅前広場に通ずる道路に沿つた地域

(3) 都市施設が集積されている地域

(4) 前3号に掲げる地域のほか、都市の良好な景観を形成し、又は風致を維持

するために知事が特に必要と認める地域

2 知事は、モデル地区を指定しようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、モデル地区の区域の拡張及び縮小並びにモデル地区の指定の解除について準用する。

(モデル地区基本方針)

第19条の3 知事は、モデル地区を指定するときは、当該モデル地区における広告物及び掲出物件に関する基本方針（以下「モデル地区基本方針」という。）を定めるものとする。

2 モデル地区基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 良好な景観を形成し、又は風致を維持するための広告物及び掲出物件に関する基本構造

(2) 広告物又は掲出物件の形状、面積、色彩、意匠その他の表示の方法の禁止又は制限に関する基本的事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、良好な景観を形成し、又は風致を維持するために必要な広告物又は掲出物件に関する基本的事項

3 知事は、モデル地区基本方針を定めようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かなければならない。

4 知事は、モデル地区基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、その案を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

規則第20条
(P103)

5 前項の規定による公告があつたときは、当該モデル地区内の住民及び当該モデル地区内において広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、知事に意見書を提出することができる。

6 前3項の規定は、モデル地区基本方針の変更について準用する。

(モデル地区掲出基準)

第19条の4 知事は、モデル地区基本方針に基づき、当該モデル地区における広告物の表示又は掲出物件の設置の基準（以下「モデル地区掲出基準」という。）を定めるものとする。

2 モデル地区における広告物の表示又は掲出物件の設置は、モデル地区掲出基準に適合していなければならない。

3 知事は、モデル地区における広告物の表示又は掲出物件の設置がモデル地区掲出基準に適合していると認める場合に限り、この条例の規定による許可をす

ることができる。

- 4 モデル地区掲出基準は、当該モデル地区掲出基準が定められた際、当該モデル地区内に現に適法に表示され、又は設置されている広告物又は掲出物件（以下この条及び次条において「既存広告物等」という。）については、適用しない。ただし、既存広告物等を変更し、又は改造するときは、この限りでない。

（指導等）

第19条の5 知事は、既存広告物等が周辺の環境と不調和で、当該モデル地区の良好な景観を形成し、又は風致を維持する上において著しく支障があると認めるときは、当該既存広告物等を表示し、若しくは設置する者又は当該既存広告物等を管理する者に対し、モデル地区掲出基準に基づき、必要な措置を講ずるよう指導し、助言し、又は勧告することができる。

（広告物協定地区）

第19条の6 土地（道路、河川、公園等公共の用に供する土地を除く。以下この条において同じ。）の所有者及び建築物、広告物、掲出物件その他工作物の所有を目的とする地上権又は賃借権を有する者（当該土地及び建築物、広告物、掲出物件その他工作物を管理する者を含むものとし、国及び地方公共団体を除く。）は、当該土地について一定の区域を定め、その区域の良好な景観を形成し、又は風致を維持するため、広告物又は掲出物件に関する協定（以下この条において「広告物協定」という。）を締結したときは、規則で定めるところにより、当該区域を広告物協定地区として指定するよう知事に申請することができる。

規則第21条

（P103）

- 2 広告物協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- （1）広告物協定の名称及びその対象となる土地の区域に関する事項
- （2）広告物及び掲出物件の形状、面積、色彩、意匠その他の表示の方法の基準に関する事項
- （3）広告物協定の有効期間に関する事項
- （4）広告物協定の変更及び廃止の手続に関する事項
- （5）前各号に掲げるもののほか、広告物協定の実施に関する事項

- 3 知事は、第1項の規定による申請があつた場合において、当該広告物協定が良好な景観を形成し、又は風致の維持に資するものであると認めるときは、当該区域を広告物協定地区として指定し、当該広告物協定の内容を公表するものとする。

- 4 知事は、前項の規定により広告物協定地区を指定しようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かなければならない。

(告示)

第20条 知事は、第2条若しくは第4条の規定による指定をし、若しくはこれらを変更したとき、第19条の2第1項の規定によりモデル地区の指定をし若しくはこれを解除し、若しくはモデル地区の区域を拡張し若しくは縮小したとき又は第19条の4第1項の規定によりモデル地区掲出基準を定め、若しくはこれを変更したときは、その旨を告示するものとする。

第21条 削除

(屋外広告業の登録)

第21条の2 屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。

規則第22条
(P103)

2 前項の登録の有効期間は、5年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4 前項の更新の登録の申請があつた場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、その有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第21条の3 前条第1項又は第3項の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 商号、名称又は氏名及び住所

(2) 営業所の名称及び所在地

(3) 法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名

(4) 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合においては、その商号又は名称及び住所並びにその役員の氏名）

(5) 第21条の11第1項に規定する者の氏名

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の申請書には、登録申請者が第21条の5第1項各号に該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

規則第22条の2
(P104)

(登録の実施)

第21条の4 知事は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、次条第1

項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

- (1) 前条第1項各号に掲げる事項
- (2) 登録年月日及び登録番号

2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第21条の5 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 第21条の14第1項又は法第9条の規定により定められた岡山市又は倉敷市の条例（以下「市の条例」という。）の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前30日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から2年を経過しないものを含む。）
- (2) 第21条の14第1項又は市の条例の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (3) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者
- (4) 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前3号又は次号のいずれかに該当するもの
- (5) 法人でその役員のうちに第1号から第3号までのいずれかに該当する者があるもの
- (6) 第21条の11第1項に規定する者を選任していない者

2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(変更の届出)

第21条の6 屋外広告業者（第21条の2第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。）は、第21条の3第1項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が前

規則第22条の3
(P104)

条第1項第4号から第6号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があつた事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

3 第21条の3第2項の規定は、第1項の規定による届出について準用する。

(屋外広告業者登録簿の閲覧)

第21条の7 知事は、屋外広告業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(廃業等の届出)

第21条の8 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合において、当該各号に定める者は、その日（第1号の場合にあつては、その事実を知つた日）から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 屋外広告業者が死亡した場合 その相続人
- (2) 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者
- (3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
- (4) 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人
- (5) 屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であつた個人又は屋外広告業者であつた法人を代表する役員

2 屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、屋外広告業者の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第21条の9 知事は、第21条の2第2項若しくは前条第2項の規定により登録がその効力を失つたとき、又は第21条の14第1項の規定により登録を取り消したときは、屋外広告業者登録簿から当該屋外広告業者の登録を抹消しなければならない。

(講習会等)

第21条の10 知事は、規則で定めるところにより、広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会を開催するものとする。

2 知事は、規則で定めるところにより講習会の運営に関する事務を他の者に委託することができる。

(業務主任者の設置)

第21条の11 屋外広告業者は、その営業所ごとに、次に掲げる業務の総括に関することを行者（以下「業務主任者」という。）を置かななければならない。

- (1) この条例その他広告物の表示及び掲出物件の設置に関する法令の遵守に関すること。

規則第22条の4
(P105)

規則第23条
(P107)

- (2) 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事の適正な施工その他広告物の表示又は掲出物件の設置に係る安全の確保に関する事。
 - (3) 第21条の13に規定する帳簿の記載に関する事。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、業務の適正な実施の確保に関する事。
- 2 業務主任者は、次に掲げる者のうちから選任しなければならない。
- (1) 国土交通大臣の登録を受けた法人が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者
 - (2) 前条第1項の講習会の課程を修了した者
 - (3) 広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的として他の都道府県又は指定都市等の行う講習会の課程を修了した者
 - (4) 広告美術仕上げに関する職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者
 - (5) 知事が、規則で定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の知識を有するものと認定した者
- (標識の掲示)

第21条の12 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、商号、名称又は氏名、登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

規則第22条の5
(P105)

第21条の13 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに、帳簿を備え、その営業に関する事項で規則で定めるものを記載し、保存しなければならない。

(登録の取消し等)

規則第22条の6
(P105)

第21条の14 知事は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 不正の手段により屋外広告業者の登録を受けたとき。
- (2) 第21条の5第1項第1号括弧書又は第3号から第6号までのいずれかに該当することとなつたとき。
- (3) 第21条の6第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

2 第21条の5第2項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

(監督処分簿の備付け等)

第21条の15 知事は、屋外広告業者監督処分簿を備え、規則で定める閲覧所において一般の閲覧に供しなければならない。

規則第22条の7
(P106)

2 知事は、前条第1項の規定による処分をしたときは、前項の屋外広告業者監督処分簿に、当該処分の年月日及び内容その他規則で定める事項を登載しなければならない。

(屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告)

第21条の16 知事は、屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

(特例)

第21条の17 第21条の2から第21条の9まで、第21条の14及び第21条の18第3項の規定は、市の条例に基づく登録を受けている者には、適用しない。

規則第22条の8
(P106)

2 前項に規定する者については、同項に掲げる規定を除き、屋外広告業者とみなしてこの条例の規定を適用する。

3 第1項に規定する者は、岡山市及び倉敷市の区域外で屋外広告業を営もうとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。その届出に係る事項について変更があつたとき、又は屋外広告業を廃止したときも、同様とする。

4 知事は、第1項に規定する者が第21条の14第1項第2号若しくは第4号のいずれかに該当するとき又は市の条例に基づき営業の停止を命ぜられたときは、その者に対し、6月以内の期間を定めてその営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

5 第21条の5第2項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

6 知事は、第3項の届出に係る事項を届出簿に記載し、一般の閲覧に供しなければならない。

7 知事は、市の条例に基づく登録が取り消されたときは、当該登録を取り消された屋外広告業者の第3項の届出に係る事項を届出簿から抹消しなければならない。

(手数料)

第21条の18 この条例の規定による広告物の表示又は掲出物件の設置の許可又は許可の期間の更新の許可を受けようとする者は、別表第2に定める許可手数料を納付しなければならない。ただし、政治資金規正法第6条の届出を行つた政治団体が政治活動のために広告物の表示又は掲出物件の設置（はり紙、はり札

条例別表第2, 3, 4
(P87)

等，広告旗又は立看板等を表示する場合に限る。)の許可を受けようとするときは，この限りでない。

2 第21条の10第1項の講習会を受けようとする者は，別表第3に定める講習手数料を納付しなければならない。

3 登録申請者は，別表第4に定める登録手数料を納付しなければならない。

4 既に納付した手数料は，返還しない。

(審議会への諮問)

第22条 知事は，次に掲げる場合においては，岡山県屋外広告物審議会の意見を聴かなければならない。

(1) 第2条又は第4条の規定による指定をし，又はこれらを変更しようとするとき。

(2) 第5条第1項第4号，第2項第1号から第4号まで，第3項各号，第4項第1号若しくは第6項，第6条の2又は第10条第1項に規定する基準を定め，又はこれらを変更しようとするとき。

(3) 第19条の2第1項の規定によるモデル地区の指定をし，若しくはこれを解除し，又はモデル地区の区域を拡張し，若しくは縮小しようとするとき。

(4) 第19条の3第1項の規定によるモデル地区基本方針を定め，又は変更しようとするとき。

(5) 第19条の4第1項の規定によるモデル地区掲出基準を定め，又は変更しようとするとき。

(6) 第19条の5の規定により，モデル地区の良好な景観を形成し，又は風致を維持する上で特に必要な事項について指導し，助言し，又は勧告しようとするとき。

(罰則)

第23条 次の各号のいずれかに該当する者は，1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第21条の2第1項又は第3項の登録を受けないで屋外広告業を営んだ者

(2) 不正な手段によつて第21条の2第1項又は第3項の登録を受けた者

(3) 第21条の14第1項又は第21条の17第4項の規定による営業の停止の命令に違反して屋外広告業を営んだ者

第24条 第16条第1項の規定による知事の命令に違反した者は，50万円以下の罰金に処する。

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は，30万円以下の罰金に処する。

(1) 第2条から第4条までの規定に違反して広告物又は掲出物件を表示し，又

は設置した者

- (2) 第9条の規定に違反して広告物又は掲出物件を変更し、又は改造した者
- (3) 第13条第1項の規定に違反して広告物又は掲出物件を除却しなかつた者
- (4) 第21条の6第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (5) 第21条の11第1項の規定に違反して業務主任者を置かなかつた者

第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第17条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- (2) 第17条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第27条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第23条から前条までの違反行為をした場合においては、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第28条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第21条の8第1項又は第21条の17第3項の規定による届出をしなかつた者
 - (2) 第21条の12の規定による標識を掲げない者
 - (3) 第21条の13の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者
- (適用上の注意)

第29条 この条例の適用にあつては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(規則への委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和41年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行の際、現になされている改正前の岡山県屋外広告物条例（以下「旧条例」という。）の規定による許可申請行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この条例施行の際、現に適法に表示され、若しくは設置されている広告物又は広告物を掲出する物件については、この条例の施行の日から1年間は、第2

条及び第3条の規定は、適用しない。その期間内に、この条例の規定による許可の申請があつた場合において、その期間が経過したときは、その申請に対する処分がある日までまた同様とする。

- 4 この条例施行の際、現に存する広告物又は広告物を掲出する物件で許可期間中のものは、許可期間満了まで、なお従前の例による。
- 5 この条例施行の際、旧条例の規定に基づきなされた広告物又はこれを掲出する物件に対する除却命令その他必要な措置命令で現に効力を有するものについては、なお従前の例による。
- 6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和42年条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和42年1月15日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例施行の際、第2条の規定による改正後の岡山県屋外広告物条例（以下「広告物条例」という。）別表第1に規定する建部町の地域のうち、昭和42年1月14日現在における建部町の区域において、現に適法に表示され、若しくは設置されている広告物又は広告物を掲出する物件については、この条例施行の日から1年間は、広告物条例第4条の規定は、適用しない。その期間内に広告物条例の規定による許可の申請があつた場合において、その期間が経過したときは、その申請に対する処分がある日までまた同様とする。

附 則（昭和44年条例第47号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年条例第57号）抄

（施行期日）

- 1 この条例中第1条、第6条、第11条、第14条、第17条、第19条、第22条及び附則第2項の規定は昭和46年1月8日から、第2条、第4条、第7条、第9条、第12条、第15条、第20条、第24条及び附則第3項の規定は同年3月8日から、第3条、第5条、第8条、第10条、第13条、第16条、第18条、第21条、第23条、第25条及び附則第4項の規定は同年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年条例第32号）

この条例中第1条の岡山県総社警察署の管轄区域に係る改正規定及び第2条の総社市に係る改正規定は昭和47年4月22日から、第1条の岡山県倉敷警察署の管轄区域に係る改正規定、第2条の倉敷市に係る改正規定及び第3条の規定

は同年 5 月 1 日から施行する。

附 則（昭和49年条例第22号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和49年 4 月 1 日から施行する。ただし、第21条の 2 及び第21条の 4 を加える改正規定並びに第24条に 3 号を加える改正規定は、同年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の屋外広告物条例第21条の 2 の規定の施行の際、現に屋外広告業を営んでいる者については、同条施行の日から30日間は同条第 1 項の届出をしないで引き続き屋外広告業を営むことができる。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和50年条例第16号）

この条例は、昭和50年 5 月 1 日から施行する。

附 則（昭和50年条例第63号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年条例第64号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和51年 2 月 1 日から施行する。

附 則（昭和51年条例第36号）

この条例は、昭和51年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和58年条例第13号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和58年 8 月 1 日から施行する。

附 則（昭和61年条例第 3 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和61年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（4）第10条の規定（岡山県屋外広告物条例別表第 2 の改正規定を除く。） 公布の日

附 則（昭和63年条例第32号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成元年規則第47号で平成元年6月1日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の岡山県屋外広告物条例（以下「旧条例」という。）第5条の2の規定により適法に表示され、又は設置されている広告物又は広告物を掲出する物件（以下この項において「既存広告物等」という。）については、なお従前の例による。ただし、規則で定める堅固な既存広告物等で、規則で定めるところにより許可を受けたものにあつては、この条例による改正後の岡山県屋外広告物条例（以下「新条例」という。）第2条の規定は、この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）から規則で定める期間は、適用しない。
- 3 新条例第6条の2の規定は、施行日以後に表示され、又は設置される広告物又は広告物を掲出する物件について適用し、施行日前に適法に表示され、又は設置されている広告物又は広告物を掲出する物件（以下この項において「既存広告物等」という。）については、なお従前の例による。ただし、既存広告物等を変更し、又は改造するときは、この限りでない。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例の規定による許可を受けている者については、新条例第12条の2第1項の規定は、当該許可の期間が満了するまでの間は、適用しない。
- 5 この条例の施行の際現に旧条例第22条の規定による屋外広告物審議会の委員である者は、それぞれ当該任期中に限り、次項の規定による改正後の岡山県附属機関条例（昭和27年岡山県条例第92号）に基づく岡山県屋外広告物審議会の委員とする。

(関係条例の一部改正)

- 6 岡山県附属機関条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成3年条例第19号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成3年8月1日から施行する。

附 則（平成4年条例第2号）

この条例は、平成4年5月1日から施行する。

附 則（平成8年条例第14号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第61号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年条例第30号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年条例第55号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第21条の4第1項第2号に掲げる屋外広告士の称号を付与された者は、この条例による改正後の第21条の4第1項第2号に掲げる屋外広告士の称号を付与された者とみなす。

附 則（平成14年条例第28号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年条例第39号）

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条、第4条、第7条から第9条まで、第12条から第15条まで、第17条、第18条、第20条、第21条、第24条、第26条、第29条、第31条、第33条及び第35条の規定 平成16年10月1日
- (2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成16年11月1日

附 則（平成16年条例第43号）

この条例は、平成17年2月28日から施行する。

附 則（平成16年条例46号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成16年規則第102号で平成16年12月17日から施行）

附 則（平成16年条例第55号）

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条、第2条、第6条から第8条まで、第11条、第13条、第18条、第23条、第26条、第29条、第33条、第34条、第38条、第45条及び第49条の規定 平成17年3月1日
- (2) 第3条、第9条、第14条、第17条、第19条、第24条、第30条、第35条、第39条、第46条及び第50条の規定 平成17年3月7日
- (3) 第4条、第20条、第22条、第31条、第36条及び第47条の規定 平成17年3月22日
- (4) 前各号に掲げる規定以外の規定 平成17年3月31日

附 則（平成17年条例第12号）

この条例は、平成17年3月22日から施行する。

附 則（平成17年条例第17号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第35号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

（平成17年規則第127号で平成17年10月1日から施行）

（経過措置）

- 2 第2条の規定の施行の際現に第2条の規定による改正前の岡山県屋外広告物条例（以下「旧条例」という。）第21条の2第1項の規定により届出をして屋外広告業を営んでいる者については、第2条の規定の施行の日から起算して6月を経過する日までの間（当該期間内に第2条の規定による改正後の岡山県屋外広告物条例（以下「新条例」という。）第21条の5第1項の規定による登録の拒否の処分があったときは、その日までの間）は、新条例第21条の2第1項の知事の登録を受けることなく、引き続き屋外広告業を営むことができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。
- 3 第2条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成17年条例第50号）

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- （1）第1条、第6条、第8条、第10条、第12条、第14条から第16条まで、第20条及び第23条の規定 平成17年8月1日
- （2）第2条、第5条、第17条及び第21条の規定 平成18年3月1日
- （3）前2号に掲げる規定以外の規定 平成18年3月21日

附 則（平成18年条例第62号）

この条例は、平成19年1月22日から施行する。

附 則（平成19年条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年条例第44号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（平成23年条例第49号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成24年規則第4号で平成24年4月1日から施行）

附 則（令和3年岡山県条例第17号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年10月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、同年4月1日から施行する。

（点検義務の特例）

- 2 この条例の施行の日から令和4年9月30日までの間は、第2条の規定による改正後の岡山県屋外広告物条例（以下「新屋外広告物条例」という。）第12条の3第4項に規定する者は、広告物又は掲出物件のうち、地上から広告物又は掲出物件の上端までの高さが4メートルを超えるものについては、同条第3項及び第4項の規定にかかわらず、同条第2項の点検のみを行い、その結果を知事に報告することができる。この場合において、新屋外広告物条例第7条第2項の規定の適用については、同項中「3年」とあるのは、「1年」とする。

（知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正）

- 3 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年岡山県条例第51号）の一部を次のように改正する。

別表第1の65の項ヌ中「第12条の3」を「第12条の3第4項」に改める。

（知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 附則第2項の規定によりすることができるとされている、新屋外広告物条例第12条の3第2項の点検の結果の報告の受理については、各市（岡山市及び倉敷市を除く。）が処理することとする。

附 則（令和4年条例第25号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年条例第25号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。

（規則への委任）

- 6 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

附 則（令和6年条例第51号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 4 条関係)

郡名	町村名
和気	和気町 (平成18年 2 月28日現在における和気郡和気町の区域に限る。)
都窪	早島町
浅口	里庄町
小田	矢掛町
苫田	鏡野町 (平成17年 2 月28日現在における苫田郡鏡野町の区域に限る。)
勝田	勝央町
久米	久米南町 美咲町

別表第 2 (第21条の18関係)

区分及び種別		単位	金額
貼り紙及び貼り札等		100枚まで ごとに	4 2 0 円
立看板等		1 基につき	4 2 0 円
広告旗, 広告板 (ネオン及び電光によるものを含む。)及びタンク類	表示面積		
	1 m ² 未満のもの	1 基につき	4 1 0 円
	1 m ² 以上 3 m ² 未満のもの	同	8 1 0 円
	3 m ² 以上 5 m ² 未満のもの	同	1, 1 7 0 円
	5 m ² 以上 8 m ² 未満のもの	同	1, 4 8 0 円
	8 m ² 以上10m ² 未満のもの	同	1, 7 8 0 円
	10m ² 以上のもの	同	1,780円に10 m ² を超える部分が1 m ² に達するまでごとに100円を加算した額
アドバルーンその他これに類するもの		1 個につき	1, 3 7 0 円
アーチ		1 基につき	2, 7 5 0 円
広告網その他これに類するもの		1 個につき	7 1 0 円

別表第 3 (第21条の18関係)

区分	単位	金額
講習手数料	1 人につき	3, 7 8 0 円

別表第 4 (第21条の18関係)

単位	金額
1 件につき	1 1, 0 0 0 円

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する（抄）等

○知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例 抄

(平成11年12月21日岡山県条例第51号)

(目的)

(参照)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定により、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとするに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(市町村が処理する事務の範囲等)

第2条 別表第1の上欄に掲げる事務は、それぞれ同表の下欄に掲げる市町村が処理することとする。

第3条 別表第2の上欄に掲げる事務のうち、知事に提出すべき書類の受理又は知事が交付する書類の交付に関する事務であつて別に規則で定めるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる市町村が処理することとする。

附 則 略

別表第1（第2条関係）抄

事務	市町村
65 屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下この項において「法」という。）、岡山県屋外広告物条例（昭和41年岡山県条例第29号。以下この項において「条例」という。）並びに法及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ 法第7条第4項の規定による違反に係るはり紙、はり札等、広告旗及び立看板等の除却等 ロ 法第8条第1項の規定による除却した広告物等の保管（イに規定する除却等に係るものに限る。） ハ 法第8条第2項の規定による公示（ロに規定する保管に係るものに限る。） ニ 法第8条第3項の規定による保管した広告物等の評価並びに売却及び売却代金の保管（ロに規定する保管に係るものに限る。） ホ 法第8条第4項の規定による保管した広告物等の廃棄（ロに規定する保管に係るものに限る。）	各市（岡山市及び倉敷市を除く。）

ヘ 条例第4条及び第5条第3項の規定による広告物の表示等の許可 ト 条例第7条第1項（条例第8条後段及び第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定による許可の期間の決定及び条件の付加 チ 条例第8条の規定による許可の期間の更新 リ 条例第9条第1項の規定による広告物等の変更及び改造の許可 ヌ 条例第12条の3第4項の規程による報告の受理 ル 条例第13条第2項の規定による除却した旨の届出の受理 ヲ 条例第15条の規定による許可の取消し ワ 条例第16条の4第2項の規定による保管広告物等一覧簿の備付け等 カ 条例第17条第1項の規定による報告及び資料の徴収並びに立入検査（イからワまで及びヨに規定する事務に係るものに限る。） ヨ 条例第19条の規定による管理者の設置等の届出の受理 タ イからヨまでに掲げるもののほか、法及び条例の施行のための規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの	
---	--

別表第2（第3条関係） 略

○知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に
基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則 抄

(平成12年 3 月31日岡山県規則第52号)

(参照)

第 1 条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年岡山県条例第51号。以下「特例条例」という。）第 2 条の規定により市町村が処理することとされる事務のうち規則に基づく事務について、別表第 1 の上欄に掲げる事務は、それぞれ同表の下欄に定める事務とする。

第 2 条 特例条例第 3 条の規定により市町村が処理することとされる知事に提出すべき書類の受理又は知事が交付する書類の交付に関する事務について、別表第 2 の上欄に掲げる事務は、それぞれ同表の下欄に定める事務とする。

別表第 1（第 1 条関係）抄

三 特例条例別表第 1 の 65 の項々に規定する屋外広告物法（昭和24年法律第189号）及び岡山県屋外広告物条例（昭和41年岡山県条例第29号）の施行のための規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	イ 岡山県屋外広告物規則（昭和41年岡山県規則第27号。以下この項において「規則」という。）第 4 条（規則第12条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による完了届の受理 ロ 規則第 6 条第 2 項の規定による堅固な既存広告物等の表示及び設置の許可 ハ 規則第24条第 1 項の規定による屋外広告物除却員の設置
--	---

別表第 2（第 2 条関係） 略

岡山県屋外広告物規則

○岡山県屋外広告物規則

(昭和41年 3月25日岡山県規則第27号)

(趣旨)

第1条 この規則は、屋外広告物法(昭和24年法律第189号。以下「法」という。)及び岡山県屋外広告物条例(昭和41年岡山県条例第29号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 禁止地域 条例第2条各号に掲げる地域及び場所をいう。
- (2) 許可地域 条例第4条各号に掲げる地域及び場所をいう。
- (3) 第1種許可地域 許可地域のうち、次に掲げる地域で知事が指定する区域

をいう。

イ 第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域

ロ 条例第4条第1号の4に規定する景観モデル地区(別表第2において「景観モデル地区」という。)で知事が指定する区域(以下「景観モデル地区許可地域」という。)

ハ その他禁止地域、第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域並びに景観モデル地区許可地域に準ずる地域で、特に良好な環境及び優れた景観を維持すべき地域

- (4) 第2種許可地域 許可地域のうち、次に掲げる地域(第1種許可地域を除く。)で知事が指定する区域をいう。

イ 景観モデル地区許可地域

ロ 条例第4条第2号に規定する道路及び鉄道等の知事が指定する区間

ハ 条例第4条第3号に規定する道路及び鉄道等に接続する地域で知事が指定する区域

ニ その他良好な環境及び優れた景観を維持すべき地域

- (5) 第3種許可地域 許可地域のうち、第1種許可地域及び第2種許可地域以外の区域をいう。

2 この規則において「第1種低層住居専用地域」、「第2種低層住居専用地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」、「工業地域」又は「工業専用地域」とは、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、近隣商業

(参 照)

告示

(P133)

地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域をいう。

3 この規則において「色」とは、広告物又は広告物を掲出する物件（以下「広告物等」という。）の表示面の塗装、フィルム、プラスチックその他これらに類する物の色をいう。

4 この規則において「地色」とは、文字その他の具象的な図柄以外の地の色をいう。

5 この規則において「赤」、「黄赤」、「黄」、「紫」又は「赤紫」とは、日本工業規格のマンセル表色系の色相の赤、黄赤、黄、紫又は赤紫をいう。

6 この規則において「彩度」又は「明度」とは、日本産業規格のマンセル表色系の彩度又は明度をいう。

7 この規則において「けばけばしい色」とは、彩度が8以上の色をいう。

8 この規則において「暗色」とは、明度が3未満の色をいう。

（許可の申請）

第3条 条例第4条又は第5条第3項の規定により広告物等の表示又は設置の許可を受けようとする者は、知事が別に定めるところにより申請しなければならない。この場合において、当該広告物等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める点検の結果を併せて報告しなければならない。

（1） 条例第7条第2項に規定する既設広告物等で地上から広告物等の上端までの高さが4メートルを超えるもの 条例第12条の3第3項本文の規定による点検の結果

（2） 条例第7条第2項に規定する既設広告物等で地上から広告物等の上端までの高さが4メートル以下のもの 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める点検の結果

ア 条例第12条の3第2項本文の規定による点検のみを行つた場合 当該点検の結果（ただし、広告物等の表示面積が1平方メートル未満の場合若しくは従前の許可期間が1月以内の場合又は当該広告物等がはり紙若しくははり札等の場合は、この限りでない。）

イ 条例第12条の3第3項本文の規定による点検を行つた場合 当該点検の結果

2 知事は、前項の許可の申請がはり紙、はり札等、広告旗、立看板等、懸垂幕その他の簡易な広告物等に関する場合において、当該申請に添付すべき書類の全部又は一部を不要と認めるときは、当該書類の提出を省略させることができる。

（表示又は設置の完了の届出）

様式第1号
(P167)

第4条 広告物等の表示又は設置の許可を受けた者は、その表示又は設置を完了したときは、直ちに知事に届け出なければならない。ただし、当該許可の期間が1月以内の場合又は当該許可がはり紙若しくははり札等に係るものである場合は、この限りでない。

(適用除外の基準)

第5条 条例第5条の適用除外の基準及び許可基準は、別表第1のとおりとする。

(新たに禁止地域になった場合に関する特例)

第6条 条例第5条の2の規則で定める堅固な既存広告物等は、鉄骨造り、石造りその他の耐久性を有する構造により築造された広告板、広告塔その他これらに類するもので、かつ、建築基準法（昭和25年法律第201号）第88条第1項において準用する同法第6条第1項の規定により建築主事若しくは建築副主事の確認を受けたもの又はこれに準ずるものと知事が認めたものとする。

2 条例第5条の2の規定による許可を受けようとする者は、新たに禁止地域になった日から1年以内に知事に申請しなければならない。この場合においては、第3条又は第11条の規定を準用する。

3 条例第5条の2の規則で定める期間は、3年間とする。

(新たに許可地域となった場合に関する特例)

第7条 新たに許可地域になった際、当該地域又は場所に現に適法に表示され、又は設置されている広告物等については、第14条の許可の基準は、適用しない。ただし、当該広告物等を変更し、又は改造するときは、この限りでない。

(許可地域内において許可地域の種別に変更があつた場合に関する特例)

第8条 許可地域内において、許可地域の種別（第1種許可地域、第2種許可地域又は第3種許可地域のいずれであるかの区分をいう。）に変更があつた際、当該地域又は場所に現に適法に表示され、又は設置されている広告物等についての第14条の許可の基準の適用については、なお従前の例による。ただし、当該広告物等を変更し、又は改造するときは、この限りでない。

(新たに用途地域が定められた場合に関する特例)

第9条 都市計画法第15条第1項の規定により、同法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた際（同法第21条第1項の規定により用途地域が変更された場合を含む。）、当該地域又は場所に現に適法に表示され、又は設置されている広告物等についての第14条の許可の基準の適用については、なお従前の例による。ただし、当該広告物等を変更し、又は改造するときは、この限りでない。

(広告物等の総表示面積の規制の基準)

様式第2号

(P172)

規則別表第1

(P119)

規則別表第2の4

第10条 条例第6条の2の基準は、別表第2のとおりとする。

(P124)

(更新の許可申請)

第11条 条例第8条の規定により許可期間の更新の許可を受けようとする者は、当該許可期間満了の10日前までに知事に申請しなければならない。

様式第3号

(P173～175)

2 条例第12条の3第4項の規定による広告物等を点検した結果の報告は、前項の規定による申請と併せてしなければならない。ただし、当該広告物等の表示面積が1平方メートル未満の場合（地上から広告物等の上端までの高さが四メートルを超える場合を除く。）若しくは従前の許可期間が1月以内の場合又は当該広告物等が貼り紙若しくは貼り札等の場合は、この限りでない。

様式第4号

(P176)

(点検等)

第11条の2 条例第12条の3第2項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 取付け部分の変形又は腐食
- (2) 主要部材の変形又は腐食
- (3) ボルト、ビスその他の固定用金具のさび
- (4) 表示面の汚染、変色又は剥離
- (5) 表示面の破損
- (6) その他広告物等の形状により特に点検が必要となる箇所

2 条例第12条の3第3項の規則で定める事項は、次に掲げるものとし、広告物等の形状により点検を要さない事項については省略することができるものとする。

(1) 基礎部及び上部構造

- ア 上部構造全体の傾斜又はぐらつき
- イ 基礎のひび割れ、支柱と根巻き部分との隙間又は支柱のぐらつき
- ウ 鉄骨部のさびの発生又は塗装の老朽化

(2) 支持部

- ア 鉄骨接合部の腐食、変形又は隙間
- イ 鉄骨接合部の緩み又は欠落

(3) 取付部

- ア アンカーボルト及びプレートの腐食又は変形
- イ 溶接部又は充填料の劣化その他の異常
- ウ 取付部周辺の異常

(4) 広告板

- ア 表示面の腐食、破損、変形又はボルト、ビスその他の固定用金具の欠落

- イ 表示面板及び側板を押さえる部品の腐食、破損、ねじれ、変形又は欠損
- ウ 底部の腐食又は水抜穴の詰まり

(5) 照明装置

- ア 不点灯又は不発光
- イ 取付部の破損、変形、さび又は漏水
- ウ 周辺機器の劣化又は破損

(6) その他

- ア 付属部材の腐食又は破損
- イ 避雷針の腐食又は破損
- ウ その他広告物等の形状により特に点検が必要となる箇所

3 条例第12条の3第3項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する1級建築士又は同条第3項に規定する2級建築士
- (2) 建築基準法施行規則（昭和25年省令第40号）第6条の6の表（一）の項（は）欄に規定する特定建築物調査員
- (3) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項の表検定種目の欄中建築施工管理又は電気工事施工管理の技術検定に1級の区分で合格した者であつて、条例第21条の11第2項第2号又は第3号に規定する課程を修了した者
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項第1号から第3号までに掲げる主任技術者免状の交付を受けている者であつて条例第21条の11第2項第2号又は第3号に規定する課程を修了した者
- (5) 知事が別に認める広告物等の点検に係る技能講習を修了した者

4 条例第12条の3第3項ただし書の規則で定める広告物又は掲出物件は、従前の設置の許可期間が1月以内のもの又ははり紙若しくははり札等の場合若しくは建築物に直接塗装して表示されているものとする。

5 条例第12条の3第4項の規定による報告は、申請前3月以内に行つた点検の結果によるものとする。

6 条例第7条第1項の規定による許可の期間が1年を超える場合は、当該期間中に実施した条例第12条の3第2項又は第3項に規定する点検の結果を、当該期間が終了するまでの間保存しなければならない。

（変更等の許可申請）

第12条 条例第9条第1項の規定により変更又は改造の許可を受けようとする者は、知事が別に定めるところにより申請しなければならない。

様式第5号

(P178)

2 第4条の規定は、広告物等の変更又は改造を完了した場合について準用する。
(許可を要しない軽微な変更等)

第13条 条例第9条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更又は改造は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 既設の広告物等の表示内容、意匠若しくは色彩又は特に付された条件に変更を加えない程度の修繕、補強又は塗替え
- (2) 劇場、映画館等の常設興行場が広告物を掲出する物件の位置及び形状を変更することなく行う、興行内容を表示する広告物の短期かつ定期的な変更
- (3) 掲示板の位置及び形状を変更することなく行う、当該掲示板に表示される新聞、ポスター等の広告物の短期かつ定期的な変更
- (4) 店舗、事業所等が自己の店舗、事業所等の建物の壁面に設けた懸垂幕を掲出する装置の位置及び形状を変更することなく行う、当該装置に表示される自己の営業内容等を表示する懸垂幕の短期かつ定期的な変更
- (5) 路線バス又は路面電車の車体に設けた広告物を掲出する装置の位置及び形状を変更することなく行う、当該装置に表示される広告物の変更
(許可基準)

第14条 条例第10条第1項の規定による許可基準は、別表第2のとおりとする。規則別表第2 (P123)
(許可証)

第15条 条例第11条に規定する許可の証票は、様式第1号のとおりとする。
(除却の届出)

第16条 条例第13条第2項の規定により届出をしようとする者は、知事が別に定めるところにより届け出なければならない。
(違反広告物である旨の表示)

第17条 条例第16条の2の規定による違反広告物である旨の表示は、様式第2号による表示書を当該違反広告物等にはり付けして行うものとする。
(公示等の場所)

第17条の2 条例第16条の4第1項第1号及び第2項の規則で定める場所は、広告物又は掲出物件の所在地を所管する事務所とする。
(保管広告物等一覧簿の様式)

第17条の3 条例第16条の4第2項の規則で定める様式は、様式第3号のとおりとする。
(受領書の様式)

第17条の4 条例第16条の8の規則で定める様式は、様式第4号のとおりとする。
(身分を示す証明書)

第18条 条例第17第3項に規定する身分を示す証明書は、様式第5号によるものとする。

(管理者等の届出)

第19条 条例第19条の規定により届出をしようとする者は、知事が別に定めるところにより届け出なければならない。

(モデル地区基本方針の公告)

第20条 条例第19条の3第4項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) モデル地区の名称
- (2) モデル地区の区域又は予定区域
- (3) モデル地区基本方針の名称
- (4) モデル地区基本方針の決定又は変更の案の概要
- (5) モデル地区基本方針の決定又は変更の案の縦覧場所

(広告物協定地区の指定)

第21条 条例第19条の6第1項の規定により広告物協定地区の指定を受けようとする者は、広告物協定書を作成し、その代表者により知事に申請しなければならない。

2 条例第19条の6第3項の規定による広告物協定地区の指定は、広告物協定が次に掲げる要件を満たす場合について行うものとする。

- (1) 広告物協定の内容が広告物協定地区の景観及び環境に適合していること。
- (2) この規則に基づく基準及び許可基準と食い違わないこと。
- (3) 町内会、商店街等の区域その他相当規模の一団の土地又は相当の区間にわたる土地の区間を対象としていること。
- (4) 有効期間が5年以上であること。
- (5) 広告物協定に係る土地の区域内における土地の所有者及び建築物、広告物等その他工作物の所有を目的とする地上権又は賃借権を有する者(当該土地及び建築物、広告物等その他工作物を管理する者を含む。)の3分の2以上の合意によるものであること。

(屋外広告業の登録)

第22条 条例第21条の2第1項又は第3項の登録を受けようとする者は、知事が別に定めるところにより申請しなければならない。

2 屋外広告業者は、条例第21条の2第3項の規定による更新の登録を受けようとするときは、その者が現に受けている登録の有効期間の満了の日の30日前までに当該更新の登録を申請しなければならない。

様式第7号(P180)

様式第8号(P181)

様式第9号

(P182)

- 3 知事は、第1項の登録をしたときは、当該登録を受けた者にその旨を通知するものとする。

(登録申請書の添付書類)

第22条の2 条例第21条の3第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 登録申請者が選任した業務主任者が条例第21条の11第2項に掲げる者のいづれかに適合する者であることを証する書面
- (2) 登録申請者（法人である場合にあつてはその役員を、営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあつてはその法定代理人（法定代理人が法人である場合にあつては、その役員。以下同じ。）を含む。）の略歴を記載した書面
- (3) 登記事項証明書（登録申請者が法人である場合に限る。）

2 知事は、次に掲げる者に係る本人確認情報（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の6第1項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。）について、同法第30条の13第2項の規定による提供を受けることができないとき、又は同法第30条の15第1項の規定による利用ができないときは、登録申請者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

- (1) 登録申請者が個人である場合にあつては、当該登録申請者（当該登録申請者が屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあつては、当該登録申請者及びその法定代理人）
- (2) 登録申請者が法人である場合にあつては、その役員（当該役員が屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあつては、当該役員及びその法定代理人）
- (3) 登録申請者が選任した業務主任者

第22条の3 条例第21条の6第1項の規定により変更の届出をする場合において、当該変更が次の各号に掲げるものであるときは、当該各号に掲げる書面を添付して知事が別に定めるところにより届け出なければならない。

- (1) 条例第21条の3第1項第1号に掲げる事項の変更（変更の届出をする者が法人である場合に限る。） 登記事項証明書
- (2) 条例第21条の3第1項第2号に掲げる事項の変更（商業登記の変更を必要とする場合に限る。） 登記事項証明書
- (3) 条例第21条の3第1項第3号に掲げる事項の変更 登記事項証明書、前条第1項第2号の書面及び条例第21条の3第2項の誓約書
- (4) 条例第21条の3第1項第4号に掲げる事項の変更 前条第1項第2号の書

様式第13号
(P186)

面及び条例第21条の3第2項の誓約書

(5) 条例第21条の3第1項第5号に掲げる事項の変更 前条第1項第1号の書面

2 知事は、前条第2項各号に掲げる者に係る本人確認情報について、住民基本台帳法第30条の13第2項の規定による提供を受けることができないとき、又は同法第30条の15第1項の規定による利用ができないときは、変更の届出をした者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。
(廃業等の届出)

第22条の4 条例第21条の8第1項の規定による廃業等の届出は知事が別に定めるところにより行うものとする。

(標識の掲示)

第22条の5 条例第21条の12の標識は縦20センチメートル以上、横15センチメートル以上とする。

2 条例第21条の12の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 代表者の氏名（屋外広告業者が法人である場合に限る。）
- (2) 登録番号及び登録年月日
- (3) 登録有効期間
- (4) 営業所名
- (5) 業務主任者の氏名

(帳簿の記載事項等)

第22条の6 条例第21条の13の規定により屋外広告業者が備える帳簿の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 注文者の氏名又は名称若しくは商号及び住所
- (2) 広告物の表示又は掲出物件の設置の場所
- (3) 表示した広告物又は設置した掲出物件の名称又は種類及び数量
- (4) 表示した広告物の内容
- (5) 広告物又は掲出物件の表示又は設置の年月日
- (6) 請負金額

2 前項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）に記録され、必要に応じ屋外広告業者の営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて前項の帳簿への記載に代えることができる。

様式第14号

(P187)

3 帳簿（前項の規定により記録が行われた磁気ディスク等を含む。次項において同じ。）は、広告物の表示又は設置の契約ごとに作成しなければならない。

4 屋外広告業者は、帳簿を各事業年度の末日をもつて閉鎖するものとし、閉鎖後5年間営業所ごとに当該帳簿を保存しなければならない。

（監督処分簿の備付け場所等）

第22条の7 条例第21条の15第1項の閲覧所を岡山県土木部都市局都市計画課内に置く。

2 屋外広告業者監督処分簿の閲覧時間は、毎日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）午前9時から午後4時30分まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

3 条例第21条の15第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- （1）処分を受けた屋外広告業者の商号、名称又は氏名及び住所
- （2）処分を受けた営業所の名称及び所在地
- （3）処分を受けた屋外広告業者の登録番号又は届出番号
- （4）処分の根拠となる法令の条項
- （5）処分の原因となつた事実
- （6）その他参考となる事項

4 屋外広告業者監督処分簿は、条例第21条の14第1項に規定する処分1件ごとに作成するものとし、その保存期間は、それぞれ当該処分の日から5年間とする。

（特例屋外広告業者の届出）

第22条の8 条例第21条の17第2項の規定により屋外広告業者とみなされた者（第3項、第4項及び第6項において「特例屋外広告業者」という。）が同条第3項の規定による届出を行おうとするときは、知事が別に定めるところにより届け出なければならない。

2 前項の届出書には、次の書類を添付しなければならない。

- （1）岡山市長又は倉敷市長の登録を受けたことを証する書面
- （2）第22条の2第1項第1号に掲げる書面

3 条例第21条の12の規定により特例屋外広告業者が掲げる標識は、次のとおりとする。この場合において、同条中「登録番号」とあるのは、「届出番号」と読み替えるものとする。

- （1）標識は縦20センチメートル以上、横15センチメートル以上とする。
- （2）次に掲げる事項を記載すること。

イ 代表者の氏名（特例屋外広告業者が法人である場合に限る。）

様式第16号

（P188）

ロ 届出年月日

ハ 届出有効期間

二 営業所名

ホ 業務主任者の氏名

4 特例屋外広告業者は、次の各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から30日以内に、知事に届け出なければならない。

(1) 商号、名称又は氏名及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 岡山市及び倉敷市の区域外で営業を行う営業所の名称及び所在地

(3) 前号の営業所ごとに置かれる業務主任者の氏名

5 前項の場合において、当該変更が同項第3号に掲げる事項の変更であるときは、第2項第2号に掲げる書面を添付して知事が別に定めるところにより届け出なければならない。

6 特例屋外広告業者は、屋外広告業を廃止したときは、知事が別に定めるところにより届け出なければならない。

7 知事は、第1項又は第4項の届出を受理したときは、当該届出をした者にその旨を通知するものとする。

(講習会)

第23条 条例第21条の10第1項の講習会（以下「講習会」という。）は、原則として年1回開催するものとする。

2 知事は、講習会を開催する日時、場所その他講習会の開催に関し必要な事項をあらかじめ公表するものとする。

3 講習科目は、次のとおりとする。ただし、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者、電気工事士法（昭和35年法律第139号）第3条に規定する電気工事士の資格を有する者、電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項に規定する第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者及び職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく帆布製品製造に係る職業訓練指導員の免許を受けた者、技能検定に合格した者又は職業訓練を修了した者については、その事実を証する書類を提出させて第3号の科目を免除するものとする。

(1) 法、条例その他屋外広告物に関する関係法令

(2) 屋外広告物の表示の方法

(3) 屋外広告物の施工

4 講習会を受けようとする者は、知事が別に定めるところにより申請しなけれ

様式第18号

(P190)

様式第14号

(P187)

ばならない。

5 知事は、当該講習会を修了した旨を証する書面を交付するものとする。

6 講習会の運営に関する事務は、講習会の開催の公表及び講習会修了の判定を除き、他の者に委託することができる。

(屋外広告物除却員)

第24条 法第7条第2項から第4項までの規定により、条例第2条から第4条まで及び第6条の規定に違反した広告物等を除却させるため、屋外広告物除却員を置く。

2 前項の屋外広告物除却員は、除却しようとする場合にあっては、その身分を示す証明書(様式第5号)を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(申請手続き等)

第25条 この規則の規定による申請、届出及び報告(第21条から第23条までの規定によるものを除く。)は、広告物等を表示し、又は設置する場所を所轄する県民局長にしなければならない。ただし、東備地域管理課、井笠地域管理課、高梁地域管理課、新見地域管理課、真庭地域管理課及び勝英地域管理課の所管に係るものにあっては、当該課の長を経由しなければならない。

(その他)

第26条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和41年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際、現に適法に表示され又は設置されている広告物又は広告物を提出する物件に係る第4条及び第7条に規定する基準については、この規則施行の日から、知事の認めた堅固なものについては2年間、その他のものについては1年間、なお従前の例による。

附 則 (昭和42年規則第35号)

この規則は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則 (昭和44年規則第10号)

この規則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則 (昭和45年規則第28号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の際現に岡山県屋外広告物条例（昭和24年岡山県条例第72号）第4条、第8条又は第9条の規定により許可を受けて表示されている広告物又は設置されている広告物を掲出する物件に係るこの規則の適用については、当該許可に係る期間満了までは、なお従前の例による。

附 則（昭和47年規則第31号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の際現に岡山県屋外広告物条例（昭和41年岡山県条例第29号）第4条、第8条又は第9条の規定により許可を受けて表示されている広告物又は設置されている広告物については、この規則施行の日から、知事の認めた堅固なものについては2年間、その他のものについては1年間、なお従前の例による。

附 則（昭和49年規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第11条の次に第12条を加える改正規定及び様式第8号の次に様式第9号、様式第10号及び様式第11号を加える改正規定は、同年10月1日から施行する。

附 則（昭和49年規則第48号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年規則第32号）

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和52年6月1日から施行する。

(経過規定)

- 2 この規則施行の際、現に適法に表示され、又は設置されている広告物又は広告物を掲示する物件に対する第4条又は第7条の基準の適用については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の様式による用紙等は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（昭和56年規則第30号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年規則第48号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成元年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の岡山県屋外広告物規則（以下「新規則」という。）第4条（第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に許可を受ける広告物又は広告物を掲出する物件（以下「広告物等」という。）について適用し、施行日前に許可を受けた広告物等については、なお従前の例による。
- 3 新規則第5条及び第14条の基準及び許可の基準は、施行日以後に新規則に基づき表示され、又は設置される広告物等について適用し、施行日前に適法に表示され、又は設置された広告物等（この規則による改正前の岡山県屋外広告物規則（次項において「旧規則」という。）に基づき許可又は許可の申請があつたものを含むものとし、次項に規定するものを除く。以下この項において「既存広告物等」という。）については、なお従前の例による。ただし、既存広告物等を変更し、又は改造するときは、この限りでない。
- 4 岡山県屋外広告物条例第2条各号に掲げる地域又は場所において、施行日前に適法に表示され、又は設置された広告物等（旧規則に基づき許可又は許可の申請があつたものを含む。以下この項において「既存広告物等」という。）については、施行日から起算して3年間は、新規則第5条の基準及び許可の基準は、適用しない。ただし、既存広告物等を変更し、又は改造するときは、この限りでない。
- 5 岡山県屋外広告物条例の一部を改正する条例（昭和63年岡山県条例第32号。次項において「改正条例」という。）附則第2項の規則で定める堅固な既存広告物等については、新規則第6条の規定を準用する。この場合において、同条第3項中「3年間」とあるのは、「2年間」と読み替えるものとする。
- 6 改正条例附則第3項ただし書の規定による同項の既存広告物等を変更し、又は改造する場合の新規則第10条の規定の適用については、総表示面積のうち同条の基準を超過する表示面積を各広告物等の表示面積に応じて案分した場合の面積を各広告物等の超過面積とする。ただし、当該建築物に表示され、又は設置されている各広告物等の所有者が一の場合は、この限りでない。

(関係規則の一部改正)

- 7 岡山県屋外広告物審議会規則（昭和35年岡山県規則第10号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

8 岡山県行政組織規則（昭和41年岡山県規則第32号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

9 岡山県事務処理規則（昭和44年岡山県規則第55号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

10 岡山県土木監視員設置規則（昭和49年岡山県規則第52号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成2年規則第9号）

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成3年規則第56号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年規則第15号）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成8年規則第24号）
（施行期日）

1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律第82号）第1条の規定による改正前の都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定により定められている都市計画区域内の第1種住居専用地域、第2種住居専用地域及び住居地域に関しては、平成8年6月24日（同日前に同条の規定による改正後の都市計画法第2章の規定により、当該都市計画区域について、用途地域に関する都市計画が決定されたときは、当該都市計画の決定に係る都市計画法第20条第1項の規定による告示があった日）までの間は、この規則による改正前の岡山県屋外広告物規則（以下「旧規則」という。）第2条第1項第3号及び第2項並びに様式第1号別紙の規定は、なおその効力を有する。

3 旧規則に定める様式による用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成9年規則第40号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の次に掲げる規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(42) 岡山県屋外広告物規則

附 則（平成10年規則第26号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の次に掲げる規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(34) 岡山県屋外広告物規則

附 則（平成12年規則第90号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年規則第28号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の岡山県屋外広告物規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成16年規則第105号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年規則第30号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の岡山県屋外広告物規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成17年規則第53号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第128号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の岡山県屋外広告物規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成19年規則第21号）

この規則中第15条及び様式第6号の改正規定は公布の日から、様式第9号の改正規定は平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第38号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の岡山県屋外広告物規則第14条の許可の基準は、この規則の施行の日以後に許可を受ける広告物又は広告物を掲出する物件（以下「広告物等」という。）について適用し、施行日前に許可を受けた広告物等（以下「既存広告物等」という。）については、なお従前の例による。ただし、既存広告物等を変更し、又は改造するときは、この限りでない。

- 3 この規則による改正前の岡山県屋外広告物規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成20年規則第81号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正前の岡山県屋外広告物規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成21年規則第36号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の岡山県屋外広告物規則第14条の許可の基準は、この規則の施行の日以後に許可を受ける広告物又は広告物を掲出する物件（以下「広告物等」という。）について適用し、同日前に許可を受けた広告物等（以下「既存広告物等」という。）については、なお従前の例による。ただし、既存広

告物等を変更し、又は改造するときは、この限りでない。

附 則（平成23年規則第72号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の岡山県屋外広告物規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成25年規則第18号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の岡山県屋外広告物規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成25年規則第30号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第27号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第47号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年10月5日から施行する。

（経過措置）

- 3 第4条の規定による改正前の岡山県屋外広告規則に定める様式による用紙は、当面の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和元年規則第35号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和3年規則第20号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、同年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の岡山県屋外広告物規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和４年規則第23号）

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和６年規則第26号）

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

許 可 基 準

(岡山県屋外広告物規則別表)

別表第 1（第 5 条関係）

適用除外の基準

1 公益的施設等への寄贈者名等表示広告の禁止地域（禁止物件，許可地域）適用除外・許可不要基準

区分	条例第 5 条第 1 項第 4 号の基準	
	禁止地域	許可地域
個数	1 個	
表示面積	表示の方向から見た場合における当該施設又は物件の外郭線内を平面とみなしたものの面積の10分の 1 以下，かつ，0.5平方メートル以下	
色彩	地色は，けばけばしい色を使用していないこと。	特に定めない。
表示方法	蛍光，発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。	

備考 この表に掲げる基準のほか，別表第 2 の一般基準を満たすこと。

2 自家広告の禁止地域（許可地域）適用除外・許可不要基準

区分	条例第 5 条第 2 項第 1 号の基準	
	禁止地域	許可地域
1 事業所当たりの表示合計面積	5 平方メートル以下	10平方メートル以下
設置場所	1 建物(屋上を除く。)及び敷地内 2 敷地の外に突き出さないこと。	
1 事業所当たりの突出し広告物の個数	1 個	特に定めない。
1 壁面の利用割合限度	2 分の 1 以下	
色彩	1 地色は，けばけばしい色及び暗色を使用していないこと。 2 表示面積の 2 分の 1 を超えてけばけばしい色を使用していないこと。	特に定めない。
表示方法	1 ネオン管を使用していないこと。 2 照明は，点滅しないこと。 3 回転灯を使用していないこと。 4 蛍光，発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。	特に定めない。

備考 1 条例第 2 条第10号の規定のみにより禁止地域とされた学校及び病院については，下欄の基準を適用する。

2 この表に掲げる基準のほか，この表に定めのない基準については，別表第 2 の許可基準（禁止地域にあっては，第 1 種許可地域の基準）を満たすこと。

3 管理広告の禁止地域（許可地域）適用除外・許可不要基準

区分		条例第 5 条第 2 項第 2 号の基準	
		禁止地域	許可地域
土地又は建築物の管理のために必要な広告物	表示合計面積	5 平方メートル以下	10 平方メートル以下
	設置場所	1 建物(屋上を除く。)及び敷地内 2 敷地の外に突き出さないこと。	
	広告物等の上端の地上からの高さ	3 メートル以下。ただし、建築物等の壁面に表示するものについては、この限りでない。	
工作物その他の物件の管理のために必要な広告物	表示面積	表示の方向から見た場合における工作物その他の物件の外郭線内を平面とみなしたものの面積の 5 分の 1 以下、かつ、5 平方メートル以下	表示の方向から見た場合における工作物その他の物件の外郭線内を平面とみなしたものの面積の 5 分の 1 以下、かつ、合計 10 平方メートル以下
(共通)	個数	1 個	2 個以下
	色彩	1 地色は、けばけばしい色及び暗色を使用していないこと。 2 表示面積の 2 分の 1 を超えてけばけばしい色を使用していないこと。	特に定めない。
		危害防止のためのものについては、この限りでない。	
	表示方法	1 ネオン管を使用していないこと。 2 照明は、点滅しないこと。 3 回転灯を使用していないこと。 4 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。	特に定めない。
		危害防止のためのものについては、この限りでない。	

備考 この表に掲げる基準のほか、別表第 2 の一般基準を満たすこと。

4 冠婚葬祭、祭礼等一時的広告の禁止地域（許可地域）適用除外・許可不要基準

区分	条例第 5 条第 2 項第 3 号の基準
	禁止地域、許可地域
表示期間	2 週間以内（知事が特にやむを得ないと認めるときは、1 月以内で知事が定める期間）

5 講習会等会場敷地内広告の禁止地域（許可地域）適用除外・許可不要基準

区分	条例第5条第2項第4号の基準
	禁止地域，許可地域
広告物等の種類	屋上広告物以外の広告物等であること。
表示内容	催物の名称，開催期日，開催内容，主催者名等当該催物の案内に必要な事項（商品名を除く。）を表示するものであること。
表示期間	開催される日の5日前から終了する日まで
表示方法	広告旗は，道路の路肩から5メートル以内に設置する場合は，相互の間隔を5メートル以上とすること。ただし，設置する本数が3本以下の場合は，この限りでない。

6 自家広告の禁止地域適用除外・許可基準

区分	条例第5条第3項第1号の許可基準
	禁止地域
1 事業所当たりの表示合計面積	10平方メートル以下
設置場所	1 建物（屋上を除く。）及び敷地内 2 敷地の外に突き出さないこと。
1 壁面の利用割合限度	2分の1以下
色彩	1 地色は，けばけばしい色及び暗色を使用していないこと。 2 表示面積の2分の1を超えてけばけばしい色を使用していないこと。
表示方法	1 ネオン管を使用していないこと。 2 照明は，点滅しないこと。 3 回転灯を使用していないこと。 4 蛍光，発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。

備考

- 1 条例第2条第10号の規定のみにより禁止地域とされた学校及び病院については，別表第2の許可基準を適用する。
- 2 この表に掲げる基準のほか，この表に定めのない基準については，別表第2の第1種許可地域の基準を満たすこと（備考1に該当する広告物等を除く。）。

7 道標、案内図板等の禁止地域適用除外・許可基準

区分		条例第 5 条第 3 項第 2 号の許可基準
		禁止地域
近隣店舗等案内広告	表示内容等	1 禁止地域及び禁止地域から 1 キロメートル以内の区域内にある店舗、工場、事業所等の案内誘導を目的とするもので、当該店舗、工場、事業所等が主要な道路に接していない等その表示又は設置が特にやむを得ないと知事が認める場合で、良好な景観又は風致を害さないときに限る。 2 名称、事業内容、方向、距離等の案内誘導をするのに必要な最小限の事項（商品名を除く。）を表示するものであること。
	表示面積	一方の面0.5平方メートル以下、かつ、1 平方メートル以下
	表示面積（集合広告の場合に限る。）	一方の面 1 平方メートル以下、かつ、2 平方メートル以下
	個数	当該禁止地域につき 2 個以下
	形状	長方形
その他の道標、案内図板等	表示面積	2 平方メートル以下
	寄贈者名等の表示割合	1 面の10分の 1 以下
	表示内容	商業広告その他の営利を目的とするものでないこと。
(共通)	上端の高さ	道路面から 3 メートル以下
	色彩	1 地色は、けばけばしい色及び暗色を使用していないこと。 2 表示面積の 2 分の 1 を超えてけばけばしい色を使用していないこと。
	表示方法	1 ネオン管を使用していないこと。 2 照明は、点滅しないこと。 3 回転灯を使用していないこと。 4 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。

備考 この表に掲げる基準のほか、別表第 2 の一般基準を満たすこと。

7 の 2 公益的施設等への広告で、広告料を当該公益的施設等の設置又は管理費用に充てるものの禁止地域適用除外・許可基準

別表第 2 の許可基準を満たすこと。

8 自家広告の禁止物件適用除外基準

区分		条例第 5 条第 4 項第 1 号の基準	
		禁止地域	許可地域
石垣及び擁壁の類	表示面積	禁止	1 壁面の 4 分の 1 以下、かつ、30平方メートル以下
送電塔、送受信塔及び照明塔の類	表示面積	2 平方メートル以下	10平方メートル以下
煙突、ガスタンク、水道タンク その他タンクの類	表示面積	垂直断面の 4 分の 1 以下、 かつ、5 平方メートル以下	垂直断面の 4 分の 1 以下

9 政治団体のはり紙、はり札等、広告旗及び立看板等の許可地域・許可不要基準

区 分		条例第 5 条第 6 項の基準	
		許可地域	
はり紙及び はり札等	表示面積	1 平方メートル以下	
	表示方法	はり紙は、糊ばりしないこと。	
広告旗	規 格	縦 2 メートル以下、横 1 メートル以下	
	表示場所	1 建物敷地内に限る。 2 道路の路肩から 5 メートル以内に設置する場合は、相互の間隔を 5 メートル以上とすること。ただし、設置する本数が 3 本以下の場合、この限りでない。	
立看板等	規 格	縦 2 メートル以下、横 1 メートル以下、脚部の長さ 0.5 メートル以下	
(共通)	表示内容	1 表示期間の始期及び終期を明示していること。 2 表示者又は管理者名及びその連絡先を明示していること。	
	表示期間	1 月以内	

別表第 2（第10条、第14条関係）

許可基準

1 一般基準

- (1) 周囲に優れた建造物又は景観があること等により特に景観に配慮する必要がある地域にあつては、当該建造物又は景観を遮へいすることなく、かつ、周囲の景観に調和していること。
- (2) 裏面、側面及び脚部は、原則として塗装その他の装飾により美観を整えたものであること。
- (3) ネオン管その他の照明を使用する広告物等は、昼間においても良好な景観又は風致を害しないこと。
- (4) 大規模な広告物等を表示し、又は掲出する場合（景観モデル地区内で行う場合を除く。）は、位置、形態、意匠、色彩、素材及び材料について、周辺の景観に調和していること。その基準については、別に定めるところによる。
- (5) 景観モデル地区内で行う場合にあつては、過度の広告表現による不調和をなくし、周辺の景観に著しい違和感を与えないように配慮し、建築物、工作物及び他の広告物に調和していること。その基準については、別に定めるところによる。

2 第1種許可地域共通許可基準

区 域	共 通 許 可 基 準
第1種許可地域全域	1 ネオン管その他の広告物等の照明は、点滅しないこと。 2 回転灯を使用していないこと。 3 蛍光、発光又は、反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。
第1種許可地域の景観 モデル地区許可地域	1 地色は、けばけばしい色及び暗色を使用していないこと。 2 表示面積の2分の1を超えてけばけばしい色を使用していないこと。

3 新幹線・高速道路等沿線区域共通許可基準

区 域	共 通 許 可 基 準
高速道路又は旧有料道路に接続する両側各100メートル以内の区域（第3種許可地域を除く。）	1 ネオン管その他の広告物等の照明は点滅しないこと。 2 回転灯を使用していないこと。 3 蛍光、発光又は、反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。
1 山陽新幹線又は高速道路に接続する両側各500メートル以内の区域（第3種許可地域を除く。） 2 旧有料道路に接続する両側各100メートル以内の区域（第3種許可地域を除く。）	建物利用広告物及び建物敷地内広告物を表示し、又は設置してはならない。 ただし、次に掲げる広告物等又は地域については、この限りでない。 1 自家広告（自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物等をいう。以下同じ。） 2 商工業系用途地域（近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。以下同じ。） 3 山陽新幹線、高速道路又は旧有料道路から全く展望することができない壁面（建築物の壁面及び屋上構造物(階段室、昇降機塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分をいう。以下同じ。)の壁面に限る。)に表示する広告物等

備考 1 この表において「高速道路」とは、中国縦貫自動車道、山陽自動車道、中国横断自動車道姫路鳥取線、中国横断自動車道岡山米子線、及び瀬戸中央自動車道（国道30号）をいう。

2 この表において「旧有料道路」とは、県道寒河本庄岡山線（旧東備西播開発有料道路の区間に限る。）及び県道大山上福田線（旧蒜山大山有料道路の区間に限る。）をいう。

4 総表示面積の規制基準

区域	条例第6条の2の基準
禁止地域及び許可地域	建築物に表示し、又は設置する広告物等（建物利用広告物に限る。）の総表示面積は、当該建築物の総壁面面積（壁面のうち、地上から51メートルまでの高さの壁面の面積の合計をいう。）の2分の1以下であること。

5 広告物等の種類ごとの基準

広告物等の種類		区分	許可基準		
			第1種許可地域	第2種許可地域	第3種許可地域
建物利用広告物	屋上広告物	許可する地域	禁止	全域。ただし、新幹線・高速道路等沿線区域共通許可基準を満たすこと。	全域
		表示面積	禁止	60平方メートル以下	特に定めない。
		広告物等の上端の地上からの高さ	禁止	46メートル（木造の建築物にあっては、10メートル）以下	51メートル（木造の建築物にあっては、10メートル）以下
			自己の氏名、名称、店名若しくは商標又はビル名を表示するため、自己の住所若しくは事業所、営業所若しくは作業場又は建築物に表示する広告物等で、次の各号に該当するものについては、高さの限度を超えて表示することができる。 1 屋上構造物の壁面に文字、数字又は商標を縦3メートル以下の箱文字により表示していること。 2 ネオン管を使用していないこと。 3 広告物等の照明は、点滅しないこと。 4 高さの限度を超えて表示する広告物等が1個であること。		
			禁止	地上から広告物等を設置する箇所までの高さの3分の2以下、かつ、20メートル以下	地上から広告物等を設置する箇所までの高さの3分の2以下、かつ、20メートル以下
		表示方法等	1 建築物（屋上構造物を除く。）の壁面の延長面から突き出さないこと。 2 支柱及び骨組みが露出しないようにルーバー（羽板をいう。以下同じ。）等により遮へいしていること。 3 屋上構造物に設置する場合で、屋上構造物の壁面の延長面から突き出すときは、突き出た部分と屋上との間をルーバー等により遮へいしていること。 4 屋根に直接描出し、又は広告物等の裏面全部を屋根に密着させるものについては、壁面広告物の基準も満たすこと。		

突出し 広告物	広告物等の上端 の地上からの高さ	31メートル以下	46メートル以下	51メートル以下
	個数	1 壁面に2列以下。一方の面が0.5平方メートル以下のものについては、この限りでない。		
	壁面からの出幅	1 1.5メートル以下であること。 2 同じ列に設置するものは、その出幅が同じであること。 3 道路上に突き出す場合は、道路の境界線から0.6メートル（歩道上にあっては、1メートル）未満であること。		
	道路面からの広告 物等の下端の高さ	歩道上にあっては2.5メートル以上、歩車道の区別のない道路上又は車道上にあっては4.5メートル以上		
	表示方法	建築物の上端から突き出さないこと。		
	表示方法	建築物の上端から突き出さないこと。		
壁面広 告物	1 壁面の利用割 合限度（1 壁面 の面積）			
	100平方メートル 未満	4分の1以下	3分の1以下	2分の1以下
	100平方メートル 以上200平方メー トル未満	5分の1以下又は 25平方メートル以下	4分の1以下又は 34平方メートル以下	3分の1以下又は 50平方メートル以下
	200平方メートル 以上	6分の1以下又は 40平方メートル以下	5分の1以下又は 50平方メートル以下	4分の1以下又は 67平方メートル以下
	広告物等の上端 の地上からの高 さ	31メートル以下	46メートル以下	51メートル以下
		自己の氏名、名称、店名若しくは商標又はビル名を表示するため、 自己の住所若しくは事業所、営業所若しくは作業場又は建築物に 表示する広告物等で、次の各号に該当するものについては、高さ の限度を超えて表示することができる。 1 壁面に文字、数字又は商標を縦3メートル以下の箱文字によ り表示していること。 2 ネオン管を使用していないこと。 3 広告物等の照明は、点滅しないこと。 4 高さの限度を超えて表示する広告物等が1壁面につき1個で あること。		
	個数	意匠及び広告文が同一のものは、1壁面に1個であること。		
	表示方法	1 壁面の上端及び側端から突き出さないこと。 2 窓その他の開口部をふさがないこと。		
壁面利 用懸垂 幕	1 壁面に表示す ることができる 個数	1個	2個以下	4個以下
		意匠及び広告文が同一であるものは、1個であること。		

		規格	長さ15メートル以下，幅1.5メートル以下		
		表示方法	1 壁面の利用割合限度及び広告物等の上端の地上からの高さは，壁面広告物の基準を満たすこと。		
		許可期間	1 月以内		
	懸垂幕 掲出装 置	表示内容等	自己の店舗，事業所等の建築物の壁面に自己の営業内容等を表示する懸垂幕を掲出する装置に限る。		
		表示方法	1 壁面に表示することができる個数，規格，1 壁面の利用割合限度及び広告物等の上端の地上からの高さは，壁面利用懸垂幕の基準を満たすこと。		
建物敷 地内広 告物	広告板 広告塔	表示面積（集合 広告の場合を含 む。）	一方の面 5 平方メー トル以下，かつ，10 平方メートル以下	一方の面25平方メー トル以下，かつ，50 平方メートル以下	一方の面35平方メー トル以下，かつ，70 平方メートル以下
		高さ	6 メートル以下	10メートル以下	15メートル以下
	垣，塀 広告物	表示方法	1 壁面の上端及び側端から突き出さないこと。 2 突出し広告物及び壁面広告物の基準を満たすこと。		
	広告旗	設置場所	道路の路肩から 5 メートル以内に設置する場合は，相互の間隔を 5 メートル以上とすること。ただし，設置する本数が 3 本以下の場合は，この限りでない。		
		許可期間	1 月以内		
	(共通)	色彩	1 地色は，けばけばしい色及び暗色を使用していないこと。 2 表示面積の 2 分の 1 を超えてけばけばしい色を使用していないこと。		
			自家広告，商業地域，広告旗については，この限りでない。		
		表示方法	1 ネオン管その他の広告物等の照明は，点滅しないこと。 2 回転灯を使用していないこと。 3 蛍光,発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。		
			自家広告，商業地域，広告旗については，この限りでない。		
	野立広 告物	広告板	表示面積(集合広 告の場合を含む。)	25平方メートル以下	
広告塔		表示面積(集合広 告の場合を含む。)	一方の面が25平方メートル以下，かつ，50平方メートル以下		
(共通)		許可する地域	禁止	商工業系用途地域に限る。	全域
		広告物等の高さ	10メートル以下		
		道路からの後退 距離	2 メートル以上。ただし，商業地域については，この限りでない。		
		野立広告物間の 距離	5 メートル以上。ただし，商業地域については，この限りでない。		

		色彩	1 地色は、けばけばしい色及び暗色を使用していないこと。 2 表示面積の2分の1を超えてけばけばしい色を使用していないこと。 商業地域については、この限りでない。		
		表示方法	1 ネオン管その他の広告物等の照明は、点滅しないこと。 2 回転灯を使用していないこと。 3 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。 商業地域については、この限りでない。		
		表示内容等	1 近隣（同一又は隣接の市町村の区域をいう。）の店舗、工場、事業所等の案内誘導を目的とするもので、当該店舗、工場、事業所等が主要な道路に接していない等その表示又は設置が特にやむを得ないと知事が認める場合に限る。 2 名称、事業内容、方向、距離等の案内誘導をするのに必要な最小限の事項（商品名を除く。）を表示するものであること。		
		形状	長方形		
道標、案内図板等	近隣店舗等案内広告	表示面積	一方の面0.5平方メートル以下、かつ、1平方メートル以下	一方の面1平方メートル以下、かつ、2平方メートル以下	一方の面2平方メートル以下、かつ、4平方メートル以下
		表示面積（集合広告の場合に限る。）	一方の面1平方メートル以下、かつ、2平方メートル以下	一方の面2平方メートル以下、かつ、4平方メートル以下	一方の面3平方メートル以下、かつ、6平方メートル以下
		その他の道標、案内図板等	表示面積	4平方メートル以下	6平方メートル以下
	(共通)	寄贈者名等の表示割合	1面の10分の1以下		
		表示内容	商業広告その他の営利を目的とするものでないこと。		
		上端の高さ	道路面から3メートル以下		
		色彩	1 地色は、けばけばしい色及び暗色を使用していないこと。 2 表示面積の2分の1を超えてけばけばしい色を使用していないこと。 商業地域については、この限りでない。		
		表示方法	1 ネオン管その他の広告物等の照明は、点滅しないこと。 2 回転灯を使用していないこと。 3 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。 商業地域については、この限りでない。		
		表示内容	政治活動、文化活動 その他営利を目的としない活動のために表示するものに限る。	政治活動、文化活動 その他営利を目的としない活動のために表示するものに限る。	制限なし
		表示面積	1平方メートル以下		

		表示方法	はり紙は、糊ばりしないこと。		
		許可期間	1 月（政治活動のために表示するものにあつては、3 月）以内		
立看板等		表示内容	政治活動，文化活動 その他営利を目的と しない活動のために 表示するものに限る。	政治活動，文化活動 その他営利を目的と しない活動のために 表示するものに限る。	制限なし
		規格	縦 2 メートル以下、横 1 メートル以下、脚部の長さ 0.5 メートル以下		
		許可期間	1 月以内		
電柱類 広告物	袖付け	個数	1 本につき 1 個		
		規格	縦 1.2 メートル以下，横 0.5 メートル以下		
		下端の高さ	歩道上又は道路上以外の場所にあつては 2.5 メートル以上，歩車道の区別のない道路上又は車道上にあつては 4.5 メートル以上		
		表示方法	歩車道の区別のある道路にあつては，車道上に突き出さないこと。		
	巻付け	個数	1 本につき 1 個。1 平方メートル以下で 2 枚に分けて表示することができる。		
		規格	上下幅 1.5 メートル以下		
		下端の高さ	1.2 メートル以上 2 メートル以下		
	(共通)	許可する地域	禁止	禁止	全域
		設置場所	交差点から 10 メートル以上離れていること。		
		材料	木製，金属製その他これらに類するものに限る。		
		色彩	1 地色は，彩度が 5 以上の色及び暗色を使用していないこと。 2 文字その他の図柄の色は，けばけばしい色（赤，黄赤，黄，紫及び赤紫の色に限る。）を使用していないこと。 3 表示面積の 2 分の 1 を超えてけばけばしい色を使用していないこと。 4 使用する色が 3 色（無彩色を含む。）以下であること。		
		表示方法	蛍光，発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。		
標識利 用広告 物	停留所	個数	1 個		
	標識利 用広告 物	規格	縦 0.45 メートル以下，横 0.45 ートル以下		
		色彩	1 地色は，白色であること。 2 文字その他の図柄の色は，けばけばしい色（赤，黄赤，黄，紫及び赤紫の色に限る。）を使用していないこと。 3 表示面積の 2 分の 1 を超えてけばけばしい色を使用していないこと。 4 使用する色が 3 色（無彩色を含む。）以下であること。		

	消火栓 標識利 用広告 物	許可する地域	禁止	禁止	全域
		種類及び個数	袖付け 1 個		
		規格	縦0.4メートル以下，横0.8メートル以下		
		下端の高さ	歩道上又は道路上以外の場所にあつては2.5メートル以上，歩車道の区別のない道路上又は車道上にあつては4.5メートル以上		
		色彩	1 地色は，彩度が 5 以上の色及び暗色を使用していないこと。 2 文字その他の図柄の色は，けばけばしい色（赤，黄赤，黄，紫及び赤紫の色に限る。）を使用していないこと。 3 表示面積の 2 分の 1 を超えてけばけばしい色を使用していないこと。 4 使用する色が 3 色（無彩色を含む。）以下であること。		
	(共通)	表示方法	蛍光，発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。		
車体広告物（路 線バス又は路面 電車の車体を利用する広告物）	1 車体の表示合計面積	3.6平方メートル以下			
	個数	前後面各 1 個，側面各 2 個以下			
	規格	縦0.6メートル以下，横3.0メートル以下			
	表示方法	1 窓の下端より上に表示しないこと。 2 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。			
横断幕	許可する地域	禁止	禁止	全域	
	下端の高さ	地上から4.5メートル以上			
	設置場所	幅員 9 メートル以下の道路			
	表示内容	公共的な目的のものに限る。			
	許可期間	2 週間以内			
アーチ	許可する地域	禁止	禁止	全域	
	下端の高さ	地上から4.5メートル以上			
	設置場所	幅員 9 メートル以下の道路			
	表示内容	町名，商店街名その他これらに類するものに限る。			
アドバルーン	許可する地域	禁止	禁止	全域	
	規格等	1 気球は，市町村火災予防条例の規格及び基準に適合し，直径 3 メートル以下，高度45メートル以下のものであること。 2 広告物は，縦15メートル以下の鋼網に布片で表示し，主網に十分連結すること。			
	許可期間	1 月以内			

告

示

(禁止地域，許可地域及び許可地域の種別の指定)
(条例第 5 条第 3 項第 3 号の知事が指定する区域)

○屋外広告物の禁止地域，許可地域 及び許可地域の種別の指定

(平成元年4月25日岡山県告示第457号)

岡山県屋外広告物条例（昭和41年岡山県条例第29号。以下「条例」という。）第2条及び第4条並びに岡山県屋外広告物規則（昭和41年岡山県規則第27号）第2条第1項の規定により，屋外広告物の禁止地域，許可地域及び許可地域の種別を次のとおり指定し，平成元年6月1日から施行する。

なお，昭和52年岡山県告示第368号は，平成元年5月31日限り廃止する。

屋外広告物の禁止地域，許可地域及び許可地域の種別の指定

1 禁止地域

次に掲げる区域（岡山市及び倉敷市の区域を除く。）を禁止地域に指定する。

(1) 条例第2条第2号の規定による指定

文化財指定建造物から20メートル以内の区域

(2) 条例第2条第4号及び第5号の規定による指定

別表第1上欄に掲げる道路又は鉄道の同表下欄に掲げる区間及び当該区間に接続する両側各100メートル以内の区域（当該区間から展望することができない区域として知事が認めるものを除く。）
して知事が認めるものを除く。）

(3) 条例第2条第8号の規定による指定

イ 湯原湖及び湖岸から300メートル以内の区域

ロ 神庭の滝及び滝口から下流へ600メートルまでの区間で両岸から50メートル以内の区域

ハ 井倉洞及び洞口から200メートル以内の区域

ニ 旭川湖及び湖岸から100メートル以内の区域

(4) 条例第2条第9号の規定による指定

津山駅の駅前広場

2 第1種許可地域

次に掲げる区域（岡山市及び倉敷市の区域を除く。）を第1種許可地域に指定する。

(1) 条例第4条第1号の市町村の区域内の都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域（(2)において「第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域」という。）の全域

(2) 条例第4条第4号の規定による指定

吉備中央町の区域内の第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域

3 第2種許可地域

次に掲げる区域（岡山市及び倉敷市の区域並びに第1種許可地域を除く。）を第2種許可地域に指定する。

(1) 条例第4条第2号及び第3号の規定による指定

別表第2上欄に掲げる道路（(2)に掲げる道路を除く。）又は鉄道の同表下欄に掲げる区間及び当該区間に接続する両側各100メートル（次の道路又は鉄道にあっては、500メートル）以内の区域（当該区間から展望することができない区域として知事が認めるものを除く。）

イ 国道313号（真庭市田羽根地内県道中福田湯原線との交差点から真庭市鳥取県境までの区間に限る。）

ロ 真庭市道畝の松並木線

ハ 県道大山上福田線

ニ 国道482号（鳥取県境（真庭市蒜山上徳山地内）から鳥取県境（真庭市蒜山別所地内）までの区間に限る。）

ホ 県道蒜山高原線

ヘ 真庭市道蒜山高原線

ト 山陽新幹線

(2) 条例第4条第3号の規定による指定

別表第2中国縦貫自動車道、山陽自動車道、中国横断自動車道姫路鳥取線、中国横断自動車道岡山米子線、瀬戸中央自動車道（国道30号）、国道2号玉島笠岡道路、国道373号志戸坂峠道路、国道374号美作岡山道路、県道岡山吉井線及び県道佐伯長船線の項のそれぞれ下欄に掲げる区間の本線車道に接続する両側各500メートル（国道2号玉島笠岡道路、国道374号美作岡山道路、県道岡山吉井線及び県道佐伯長船線にあっては、100メートル）以内の区域（当該区間の本線車道から展望することができない区域として知事が認めるものを除く。）

4 第3種許可地域

条例第4条第2号及び第3号の規定により、岡山市及び倉敷市の区域並びに第1種許可地域及び第2種許可地域を除く区域で、別表第3上欄に掲げる道路の同表下欄に掲げる区間並びに当該区間に接続する両側各500メートル以内の区域（当該区間から展望することができない区域として知事が認めるものを除く。）を第3種許可地域に指定する。

附 則（平成8年告示第210号）

（施行期日）

1 この告示は、平成8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律第82号）第1条の規定による改正前の都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定により定められている都市計画区域内の第1種住居専用地域に関しては、平成8年6月24日（同日前に同条の規定による改正後の都市計画法第2章の規定により、当該都市計画区域について、用途地域に関する都市計画が決定さ

れたときは、当該都市計画の決定に係る都市計画法第20条第1項の告示があった日)までの間は、この告示による改正前の屋外広告物の禁止地域、許可地域及び許可地域の種別の指定第2号の規定は、なおその効力を有する。

附 則 (平成14年告示第128号)

この告示は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年告示第544号)

この告示は、平成16年10月1日から施行する。

附 則 (平成16年告示第545号)

この告示は、平成16年11月1日から施行する。

附 則 (平成17年告示第118号)

この告示は、平成17年2月28日から施行する。

附 則 (平成17年告示第119号)

この告示は、平成17年3月1日から施行する。

附 則 (平成17年告示第120号)

この告示は、平成17年3月7日から施行する。

附 則 (平成17年告示第183号)

この告示は、平成17年3月22日から施行する。

附 則 (平成17年告示第184号)

この告示は、平成17年3月31日から施行する。

附 則 (平成18年告示第121号)

この告示は、平成18年3月21日から施行する。

附 則 (平成18年告示第537号)

この告示中別表第1の改正規定は公布の日から、別表第2の改正規定は平成19年1月22日から施行する。

附 則 (平成19年告示第427号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年告示第192号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年告示第126号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年告示第761号)

この告示は、平成22年10月1日から施行する。

附 則 (平成25年告示第361号)

この告示は、平成25年7月1日から施行する。

附 則 (令和3年告示第150号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年告示第112号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表第 1

(備 考)

道路又は鉄道	禁 止 地 域	
	始 点	終 点
県道岡山賀陽線	真星橋西端（岡山市北区真星地内）	岡山市吉備中央町境（吉備中央町広面地内）
県道清音真金線	国道429号との交差点（総社市岡谷地内）	市道岡谷宿本線との交差点（総社市宿地内）
国道429号	市道岡谷支線3007号線との交差点（総社市岡谷地内）	市道井手赤浜本線との交差点（総社市井手地内）
総社市道岡谷支線3007号線	国道429号との交差点（総社市岡谷地内）	県道水別総社線との交差点（総社市岡谷地内）

岡山空港周辺

吉備路

別表第 2

道路又は鉄道	第 2 種許可地域	
	始 点	終 点
中国縦貫自動車道	兵庫県境（美作市田原地内）	広島県境（新見市哲西町大竹地内）
山陽自動車道	兵庫県境（備前市三石地内）	広島県境（笠岡市篠坂地内）
中国横断自動車道姫路鳥取線	兵庫県境（美作市宮本地内）	国道373号志戸坂峠道路との接続部分（西栗倉村影石地内）
中国横断自動車道岡山米子線	岡山総社インターチェンジ（岡山市北区高松田中地内）	鳥取県境（真庭市蒜山上徳山地内）
瀬戸中央自動車道（国道30号）	早島インターチェンジ（早島町早島地内）	香川県境（倉敷市下津井田ノ浦地内）
国道 2 号	兵庫県境（備前市三石地内）	広島県境（笠岡市用之江地内）
	都市計画法第 8 条 1 項第 1 号の近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域に接続する区間を除く。	
国道 2 号玉島笠岡道路	倉敷市浅口市境（浅口市金光町大谷地内）	浅口金光インターチェンジ（浅口市金光町佐方地内）
国道30号	県道山田槌ヶ原線との交差点（玉野市槌ヶ原地内）	玉野ループ橋（玉野市宇野地内）

(備 考)

道路又は鉄道	第2種許可地域	
	始 点	終 点
国道53号	岡山市久米南町境（久米南町神目中地内）	津山市美咲町境（美咲町打穴中地内）
	県道津山智頭八東線との交差点（津山市野村地内）	鳥取県境（奈義町馬桑地内）
国道179号	兵庫県境（美作市土居地内）	県道上福原佐用線との交差点（美作市上福原地内）
	県道作東大原線との交差点（美作市川北地内）	吉野川右岸（美作市北原地内）
	滝川右岸（勝央町勝間田地内）	県道安井津山線との交差点（津山市金井地内）
	広域農道津山線との交差点（鏡野町竹田地内）	吉井川左岸（鏡野町大釣地内）
	土路江川左岸（鏡野町奥津川西地内）	鳥取県境（鏡野町上齋原本路畝地内）
国道180号	岡山市総社市境（総社市長良地内）	市道新町深町線との交差点（総社市南溝手地内）
	湛井堰（総社市湛井地内）	国道313号との交差点（高梁市段町地内）
	市道窪木支線3145号線との交差点（総社市窪木地内）	市道門田小寺本線との交差点（総社市小寺地内）
	国道313号との交差点（高梁市幡見地内）	伯備線との交差点（新見市川崎地内）
	井倉隧道（新見市井倉地内）	伯備線との交差点（新見市石蟹地内）
	国道182号との交差点（新見市上市地内）	鳥取県境（新見市千屋花見地内）
国道181号	吉井川右岸（津山市宮尾地内）	目木川左岸（真庭市目木地内）
	新庄川左岸（真庭市上江川地内）	市道中央線との交差点（真庭市美甘字宮ノ上ミ地内）
	市道中央線との交差点（真庭市美甘字ヤブ地内）	鳥取県境（新庄村播ノ木地内）

(備 考)

道路又は鉄道	第2種許可地域	
	始 点	終 点
国道182号	国道180号との交差点（新見市上市地内）	広島県境（新見市哲西町大竹地内）
国道250号	兵庫県境（備前市日生町寒河地内）	赤穂線日生駅（備前市日生町日生地内）
	備前市穂浪備前市日生町日生境（備前市穂浪地内）	県道穂浪吉永停車場線との交差点（備前市穂浪地内）
国道313号	井原市井原町井原市芳井町梶江境（井原市芳井町梶江地内）	市道下原本線との交差点（高梁市成羽町下原（本町）地内）
	成羽川左岸（高梁市落合町福地地内）	井谷川左岸（高梁市落合町阿部地内）
	国道180号との交差点（高梁市幡見地内）	備中川右岸（真庭市下方地内）
	旭川右岸（真庭市岡地内）	真庭市見尾真庭市真賀境（真庭市見尾地内）
	大庭皿川左岸（真庭市仲間地内）	大滝川右岸（真庭市禾津地内）
	県道中福田湯原線との交差点（真庭市田羽根地内）	鳥取県境（真庭市蒜山下長田地内）
国道373号	兵庫県境（美作市西町地内）	国道429号との交差点（美作市中町地内）
	国道429号との交差点（美作市古町地内）	鳥取県境（西粟倉村坂根地内）
国道373号 志戸坂峠道路	中国横断自動車道姫路鳥取線との接続部分（西粟倉村影石地内）	国道373号との交差点（西粟倉村坂根地内）
国道374号	山陽新幹線との交差点（備前市伊部地内）	初瀬川との交差点（和気町衣笠地内）
	県道福本和気線との交差点（和気町益原地内）	玉子橋との交差点（美作市福本地内）
	赤磐市周匝経由のバイパスの区間を除く。	
	河会川右岸（美作市福本地内）	県道畑沖勝間田線との交差点（美作市湯郷地内）

(備 考)

道路又は鉄道	第2種許可地域	
	始 点	終 点
国道374号 美作岡山道路	湯郷温泉インターチェンジ（美作市位田地内）	中国縦貫自動車道との交差点（美作市上相地内）
国道429号	倉敷市総社市境（総社市岡谷地内）	市道岡谷支線3007号線との交差点（総社市岡谷地内）
	国道180号との交差点（総社市窪木地内）	岡山市総社市境（総社市長良地内）
	岡山市吉備中央町境（吉備中央町広面地内）	国道53号との交差点（津山市高尾地内）
	県道作東大原線との交差点（美作市下町地内）	国道373号との交差点（美作市中町地内）
	智頭線との交差点（美作市古町地内）	兵庫県境（美作市後山地内）
国道430号	倉敷市玉野市境（玉野市渋川地内）	県道王子ヶ岳線との交差点（玉野市渋川地内）
国道482号	鳥取県境（鏡野町上齋原宮ヶ谷地内）	国道179号との交差点（鏡野町上齋原石越地内）
	鳥取県境（真庭市蒜山別所地内）	鳥取県境（真庭市蒜山上徳山地内）
国道484号	国道374号との交差点（赤磐市福田地内）	県道岡山吉井線との交差点（赤磐市仁堀中地内）
	国道429号との交差点（吉備中央町上加茂地内）	市道中原檜井線との交差点（高梁市上谷町地内）
国道486号	指定なし	
広域農道児島湾線	岡山市玉野市境（玉野市南七区地内）	県道山田槌ヶ原線との交差点（玉野市八浜町大崎地内）
県道金甲山線	金甲山山頂（玉野市八浜町波知地内）	県道飽浦東児線との交差点（岡山市南区飽浦地内）
県道飽浦東児線	岡山市玉野市境（玉野市上山坂地内）	県道倉敷飽浦線との交差点（玉野市梶岡地内）
県道長谷小串線	県道金甲山線との交差点（岡山市南区飽浦地内）	県道倉敷飽浦線との交差点（岡山市南区小串地内）

玉野市周辺

道路又は鉄道	第2種許可地域		(備 考)
	始 点	終 点	
県道王子ヶ岳線	市道王子ヶ岳登山道線（玉野市永井地内）	国道430号との交差点（玉野市渋川地内）	吉備高原都市
県道岡山賀陽線	岡山市吉備中央町境（吉備中央町広面地内）	国道484号との交差点（吉備中央町吉川地内）	
県道吉川槇谷線	国道484号との交差点（吉備中央町吉川地内）	広域農道吉備高原線との交差点（吉備中央町吉川地内）	
吉備高原都市計画区域都市計画道路吉備環状線	全線（吉備中央町吉川地内）		
吉備中央町道白土線	県道吉川槇谷線との交差点（吉備中央町吉川地内）	県道岡山賀陽線との交差点（吉備中央町吉川地内）	
県道岡山吉井線	県道御津佐伯線との交差点（赤磐市西軽部地内）	国道484号との交差点（赤磐市仁堀中地内）	
	吉井インターチェンジ（赤磐市稲蒔地内）	佐伯インターチェンジ（和気町小阪地内）	
県道寒河本庄岡山線	岡山市瀬戸内市境（瀬戸内市邑久町北島地内）	県道蕃山友延線との交差点（備前市蕃山地内）	
県道八木山日生線	国道2号との交差点（備前市八木山地内）	県道寒河本庄岡山線との交差点（備前市蕃山地内）	
県道備前牛窓線	県道寒河本庄岡山線との交差点（瀬戸内市邑久町本庄地内）	県道牛窓邑久西大寺線との交差点（瀬戸内市牛窓町長浜地内）	
県道穂浪吉永停車場線	伊里川右岸（備前市木谷地内）	県道岡山赤穂線との交差点（備前市吉永町南方地内）	旧閑谷学校周辺
倉敷市道王子ヶ岳登山道線	倉敷市玉野市境（玉野市永井地内）	県道王子ヶ岳線との交差点（玉野市永井地内）	吉備路
県道清音真金線	総社市清音村境（総社市三輪地内）	岡山市山手村境（総社市原地内）	
県道水別総社線	国道429号との交差点（総社市岡谷地内）	総社市真壁総社市西郡境（総社市西郡地内）	
県道大山上福田線	鳥取県境（真庭市蒜山下徳山地内）	国道482号との交差点（真庭市蒜山上福田地内）	

(備 考)

道路又は鉄道	第2種許可地域	
	始 点	終 点
県道蒜山高原線	県道大山上福田線との交差点（真庭市蒜山上福田地内）	国道313号との交差点（真庭市蒜山下長田地内）
真庭市道蒜山高原線	国道482号との交差点（真庭市蒜山上徳山地内）	県道大山福田線との交差点（真庭市蒜山上福田地内）
広域農道津山線	国道181号との交差点（津山市中北上地内）	県道西一宮中北上線との交差点（津山市宮部下地内）
	県道山城宮尾線との交差点（鏡野町原地内）	県道西一宮中北上線との交差点（津山市一宮地内）
	県道津山加茂線との交差点（津山市東一宮地内）	国道53号との交差点（津山市野村地内）
県道西一宮中北上線	広域農道津山線との交差点（津山市宮部下地内）	県道山城宮尾線との交差点（鏡野町原地内）
	広域農道津山線との交差点（津山市一宮地内）	県道津山加茂線との交差点（津山市東一宮地内）
県道作東大原線	国道179号との交差点（美作市川北地内）	国道429号との交差点（美作市下町地内）
県道佐伯長船線	佐伯インターチェンジ（和気町小坂地内）	岡山市赤磐市境（赤磐市弥上地内）
総社市道岡谷宿本線	国道429号との交差点（総社市宿地内）	県道清音真金線との交差点（総社市宿地内）
総社市道宿赤浜本線	全線	
山陽新幹線	兵庫県境（備前市三石地内）	国道2号との交差点（備前市東片上地内）
	大ヶ池東端（備前市伊部地内）	県道西大寺山陽線との交差点（岡山市東区東平島地内）
	倉敷市総社市境（総社市宿地内）	倉敷市総社市境（総社市清音黒田地内）
	倉敷市浅口市境（浅口市金光町下竹地内）	広島県境（笠岡市用之江地内）

(備 考)

道路又は鉄道	第2種許可地域	
	始 点	終 点
山陽本線	兵庫県境（備前市三石地内）	備前市和気町境（備前市吉永町吉永中地内）
	国道374号との交差点（和気町福富地内）	吉井川左岸（赤磐市勢力地内）
	倉敷市浅口市境（浅口市金光町八重地内）	笠岡市里庄町境（里庄町浜中地内）
	吉田川右岸（笠岡市金浦地内）	広島県境（笠岡市用之江地内）
宇野線	岡山市早島町境（早島町前潟地内）	児島隧道（玉野市八浜町大崎地内）
津山線	津山市美咲町境（美咲町打穴中地内）	岡山市久米南町境（久米南町神目中地内）
吉備線	血吸川右岸（岡山市北区高松田中地内）	服部駅（総社市北溝手地内）
伯備線	倉敷市総社市境（総社市清音黒田地内）	総社市三輪総社市清音柿木境（総社市清音柿木地内）
	浅尾踏切（総社市門田地内）	第二高倉山隧道（高梁市段町地内）
	国道313号との交差点（高梁市幡見地内）	国道180号との交差点（新見市川崎地内）
	高梁川左岸（新見市井倉地内）	国道180号との交差点（新見市石蟹地内）
	西川左岸（川面峠）（新見市西方字布原地内）	鳥取県境（新見市神郷釜村地内）
赤穂線	兵庫県境（備前市日生町寒河地内）	日生駅（備前市日生町日生地内）
	備前市穂浪備前市日生町日生境（備前市穂浪地内）	伊里隧道（備前市徳当地内）
	備前市瀬戸内市境（瀬戸内市長船町長船地内）	吉井川左岸（瀬戸内市邑久町福山地内）

(備 考)

道路又は鉄道	第2種許可地域	
	始 点	終 点
姫新線	兵庫県境（美作市土居地内）	梶並川左岸（美作市檜原下地内）
	滝川右岸（勝央町勝間田地内）	美作大崎駅（津山市福力地内）
	吉井川右岸（津山市宮尾地内）	河内川左岸（真庭市下河内地内）
	才 ^{すい} 屹隧道（真庭市月田地内）	龍頭隧道（新見市龍頭地内）
因美線	鳥取県境（津山市加茂町物見地内）	高野駅（津山市高野本郷地内）
芸備線	備中神代駅（新見市西方地内）	広島県境（新見市哲西町大竹地内）
智頭線	兵庫県境（美作市宮本地内）	国道373号との交差点（美作市中町地内）
	国道429号との交差点（美作市古町地内）	鳥取県境（西粟倉村坂根地内）

別表第3

道路	第3種許可地域	
	始 点	終 点
国道181号	国道53号との交差点（津山市津山口地内）	鳥取県境（新庄村播ノ木地内）

○岡山県屋外広告物条例第5条第3項第3号の知事が
指定する区域

(令和5年2月24日岡山県告示第76号)

岡山県屋外広告物条例（昭和41年岡山県条例第29号）第5条第3項第3号の区域を次のとおり指定した。

1 指定する区域

津山市役所 本庁舎

2 所在地

津山市山北520

3 指定年月日

令和5年1月18日

大規模な広告物等の表示又は設置に係るガイドライン等

大規模な広告物等の表示又は設置に係るガイドライン

岡山県都市計画課

平成20年3月28日制定

第1 目的

このガイドラインは、大規模な広告物等を表示し、又は設置する場合に、位置、形態、意匠、色彩、素材及び材料について、岡山県屋外広告物規則（昭和41年岡山県規則第27号）別表第2中1（4）に規定する景観に調和していると判断するための基準を定め、もって良好な景観を形成し、若しくは風致を維持することを目的とする。

第2 対象

大規模な広告物等（高さが13メートル又は表示面積の合計が25平方メートルを超えるもの（建築物と一体となって設置される場合は、高さが5メートルを超え、かつ、当該広告物等の上端の地上からの高さが13メートル又は表示面積の合計が25平方メートルを超えるもの）をいう。ただし、壁面利用懸垂幕、横断幕及びアドバルーンを除く。）

第3 基準

対象とする大規模な広告物等が、次に掲げる事項に留意したものであること。

位 置	(1) 周辺との調和を考えた釣り合いのよい配置とすること。 (2) 道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、できるだけ大きく後退すること。 (3) 樹姿又は樹勢が優れた樹木がある場合には、これを修景に生かせるように配慮すること。 (4) 山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう、尾根からできるだけ低い位置とすること。 (5) 歴史的建造物等の優れた景観資源に隣接する場合には、その保全に配慮した位置とすること。 (6) 優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した位置とすること。
形態又は意匠	(1) 周辺景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまった形態とするとともに、意匠を工夫すること。 (2) 優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した形態又は意匠とすること。
色 彩	(1) けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和に配慮すること。 (2) 優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した色彩とすること。
素材及び材料	(1) 周辺景観との調和に配慮した素材及び材料を使用すること。 (2) 優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した素材及び材料とすること。

附則 このガイドラインは、平成20年4月1日から施行する。

景観モデル地区における広告物等の表示又は設置に係るガイドライン

岡山県都市計画課

平成20年3月28日制定

第1 目的

このガイドラインは、景観モデル地区内で広告物又は広告物を掲出する物件（以下「広告物等」という。）を表示し、又は設置する場合に、岡山県屋外広告物規則（昭和41年岡山県規則第27号）別表第2中1（5）に規定する過度の広告表現による不調和をなくし、周辺の景観に著しい違和感を与えないように配慮し、建築物、工作物及び他の広告物に調和していると判断するための基準を定め、もって良好な景観を形成し、若しくは風致を維持することを目的とする。

第2 対象

広告物等（表示面積の合計が1平方メートルを超えるもの又は当該広告物等の上端の地上からの高さが5メートルを超え、かつ、当該広告物等の高さが1メートルを超えるものをいう。ただし、壁面利用懸垂幕、広告旗、立看板等、車体広告物、横断幕及びアドバルーンを除く。）

第3 基準

対象とする広告物等が、次の表に掲げる事項に留意したものであること。

1 高梁景観モデル地区指定区域（高梁景観モデル地区の指定（平成2年岡山県告示第16号）で景観モデル地区に指定された区域をいう。）

	自然緑地景観形成ゾーン	歴史的町並み景観形成ゾーン
位置	(1) 歴史的建造物等の優れた景観資源に隣接する場合には、その景観保全に配慮した位置とすること。	
	(2) 山稜の近傍にあつては、稜線を乱さないよう、尾根からできるだけ低い位置とすること。	
	(3) 道路境界線及び隣接境界線からできるだけ多く後退した位置とし、ゆとりのある空間を確保すること。	
	(4) 敷地内の建築物、工作物の規模及び位置等を勘案するとともに、釣り合いのよい配置とすること。	
	(5) 樹姿又は樹勢が優れた樹木がある場合には、これを修景に生かせるように配置すること。	
	(6) 同一敷地内で複数の広告物等を表示又は設置する場合は、隣接する相互において統一を図り、周辺景観との調和を図るよう努めること。	
	(7) 突出し広告物は、道路に出ないものとする。また、同一壁面において複数必要な場合は、設置位置を統一するとともに、その出幅も同一とすること。	
規模	(1) 同一敷地内で同一目的の広告物を表示する場合は、効果性を踏まえ、設置数、表示面積をできるだけ少なくすること。	
	(2) 広告塔は、その高さ、表示面積等について、隣接する相互において統一を	

	図り、周辺景観との調和を図るように努めること。	
形態又は意匠	(1) 歴史的建造物や山並みの景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまった形態とするともに、意匠を工夫すること。	
		(2) 伝統的建築物と違和感のないものとするともに、意匠を工夫すること。
	(3) ネオン管の使用は避けるとともに、広告物等の照明は点滅しないこと。	
	(4) 突出し広告物を同一壁面において複数必要な場合は、意匠の統一又は調和を図るように努めること。	
色彩	(1) けばけばしい色彩を避け、色数を抑えるとともに、単純な配色とすること。	(2) 伝統的建築物の色彩と調和を図ること。
	(3) 蛍光塗料は使用しないように努めること。	
	(4) 屋上広告物は建築物の色彩と調和するものとし、壁面広告物の下地の色彩は壁面と合わせるものとする。	
素材及び材料	(1) 歴史的建造物や山並みとの調和に配慮した素材及び材料を用いること。	
	(2) 耐久性、耐候性に優れた材質のものを使用するとともに、汚れ、たい色、破損等により、歴史的建造物や山並みの景観への影響を与えないように努めること。	

備考

1 自然緑地景観形成ゾーン

高梁景観モデル地区指定区域のうち、自然緑地景観形成ゾーンをいう。

2 歴史的町並み景観形成ゾーン

高梁景観モデル地区指定区域のうち、歴史的町並み景観形成ゾーンをいう。

2 吉備高原都市景観モデル地区指定区域（吉備高原都市景観モデル地区の指定（平成5年岡山県告示第413号）で景観モデル地区に指定された区域をいう。）

	自然緑地景観形成ゾーン	自然を生かしたレクリエーション景観形成ゾーン	自然型施設景観形成ゾーン	住区景観形成ゾーン	都市型施設景観形成ゾーン
位置	(1) 設置は避けること。				
	(2) 敷地内の建築物、工作物の規模及び位置等を勘案するとともに、釣り合いのよい配置とすること。				
		(3) 工作物間に十分な距離をとった配置とし、周辺に既存樹林を残すように努めること。	(4) 周辺の既存樹林をできるだけ多く残すように配慮した位置とすること。	(5) 工作物間に十分な距離をとった配置とし、ゆとりある空間を確保すること。	

	(6) 道路境界線及び隣地境界線からは、できるだけ大きく後退した位置とし、ゆとりのある空間を確保すること。
	(7) 樹姿又は樹勢が優れた樹木がある場合には、これを修景に生かせるように配慮すること。
	(8) 山稜の近傍にあつては、稜線を乱さないよう、尾根からできるだけ低い位置とすること。
	(9) 優れた景観資源に隣接する場合には、その保全に配慮した位置とすること。
	(10) 同一敷地内で複数の広告物等を表示又は設置する場合は、隣接する相互において統一を図り、周辺景観との調和を図るよう努めること。
	(11) 突出し広告物は、道路に出ないものとする。また、同一壁面において複数必要な場合は、設置位置を統一するとともに、その出幅も同一とすること。
	(12) 広告物間に十分な距離をとるとともに、できるだけ統合化又は集合化を図ること。
規模	(1) 同一敷地内で同一目的の広告物を表示する場合は、効果を踏まえ、設置数、表示面積をできるだけ少なくすること。
	(2) 広告塔は、その高さ、表示面積等について、隣接する相互において統一を図り、周辺景観との調和を図るよう努めること。
	(3) 大型の広告物の設置は極力控えること。
形態又は意匠	(1) 周辺景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまった形態とするとともに、意匠を工夫すること。
	(2) 特に突出した高さを有するものについては、設置を極力控えること。
	(3) ネオン管の使用は避けるとともに、広告物等の照明は点滅しないこと。
	(4) 突出し広告物を同一壁面において複数必要な場合は、意匠の統一又は調和を図るよう努めること。
色彩	(1) けばけばしい色彩を避け、色数を抑えるとともに、単純な配色とすること。
	(2) 蛍光塗料の使用は避けること。
	(3) 屋上広告物は建築物の色彩と調和するものとし、壁面広告物の下地の色彩は壁面と合わせるものとする。
素材及び材料	(1) 周辺景観との調和に配慮した素材及び材料を使用すること。
	(2) 耐久性、耐候性に優れた材質のものを使用するとともに、汚れ、たい色、破損等により、自然景観への影響を与えないよう努めること。
	(3) できるだけ自然素材の活用を努めること。

備考

1 自然緑地景観形成ゾーン

吉備高原都市景観モデル地区指定区域のうち、自然緑地景観形成ゾーンをいう。

2 自然を生かしたレクリエーション景観形成ゾーン

吉備高原都市景観モデル地区指定区域のうち、自然を生かしたレクリエーション景観形成ゾーンをいう。

3 自然型施設景観形成ゾーン

吉備高原都市景観モデル地区指定区域のうち、自然型施設景観形成ゾーンをいう。

4 住区景観形成ゾーン

吉備高原都市景観モデル地区指定区域のうち、住区景観形成ゾーンをいう。

5 都市型施設景観形成ゾーン

吉備高原都市景観モデル地区指定区域のうち、都市型施設景観形成ゾーンをいう。

3 渋川・王子が岳景観モデル地区指定区域（渋川・王子が岳景観モデル地区の指定（平成6年岡山県告示第506号）で景観モデル地区に指定された区域をいう。）

	自然緑地景観形成ゾーン	自然を生かしたレクリエーション景観形成ゾーン
位置	(1) 既存の建築物、工作物の規模及び位置を勘案するとともに、釣り合いのよい配置とすること。	
	(2) 道路境界線及び隣地境界線からは、できるだけ大きく後退した位置とし、ゆとりのある空間を確保すること。	
	(3) 樹姿又は樹勢が優れた樹木がある場合には、これを修景に生かせるように配慮すること。	
	(4) 山稜の近傍にあつては、稜線を乱さないよう、尾根からできるだけ低い位置とすること。	
	(5) 白砂青松や王子が岳の山容等の優れた景観資源に隣接する場合には、その景観保全に配慮した位置とすること。	
		(6) 主要な展望地点等の重要な視点場の近傍にあつては、眺望を乱さないよう配慮した位置とすること。
	(7) 同一敷地内で複数の広告物等を表示又は設置する場合は、隣接する相互において統一を図り、周辺景観との調和を図るよう努めること。	
	(8) 突出し広告物を同一壁面において複数必要な場合は、設置位置を統一するとともに、その出幅も同一とすること。	
	(9) 広告物間に十分な距離をとるとともに、できるだけ統合化又は集合化を図ること。	
規模	(1) 同一敷地内で同一目的の広告物を表示する場合は、効果性を踏まえ、設置数、表示面積をできるだけ少なくすること。	
	(2) 広告塔は、その高さ、表示面積等について、隣接する相互において統一を図り、周辺景観との調和を図るよう努めること。	
	(3) 大型の広告物の設置は、控えること。	
形態又は意匠	(1) 周辺景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまった形態とするとともに、意匠を工夫すること。	
		(2) 海や山の雰囲気高め、親しみやすく、かつ、風格ある形態又は魅力ある意匠となるよう配慮すること。
	(3) ネオン管の使用は避けるとともに、広告物等の照明は点滅しないこと。	
	(4) 突出し広告物を同一壁面において複数必要な場合は、意匠の統一又は調和を図るよう努めること。	

色彩	(1) けばけばしい色彩を避け、色数を抑えるとともに、単純な配色とすること。
	(2) 蛍光塗料は使用しないように努めること。
	(3) 屋上広告物は建築物の色彩と調和するものとし、壁面広告物の下地の色彩は壁面と合わせるものとする。
素材及び材料	(1) 周辺景観との調和に配慮した素材及び材料を使用すること。
	(2) 耐久性、耐候性に優れた材質のものを使用するとともに、汚れ、たい色、破損等により、自然景観への影響を与えないように努めること。
	(3) できるだけ自然素材の活用を努めること。

備考

1 自然緑地景観形成ゾーン

渋川・王子が岳景観モデル地区指定区域のうち、自然緑地景観形成ゾーンをいう。

2 自然を生かしたレクリエーション景観形成ゾーン

渋川・王子が岳景観モデル地区指定区域のうち、自然を生かしたレクリエーション景観形成ゾーンをいう。

附則 このガイドラインは、平成20年4月1日から施行する。

屋外広告業の登録制に関する手引き

屋外広告業の登録制について

1 登録制導入の経緯

従来、屋外広告業については、屋外広告物法に基づく各地方公共団体の条例で、屋外広告業を営もうとする者についてはその旨の届出を義務づけることができることとされており、岡山県においても岡山県屋外広告物条例に基づき、屋外広告業を営もうとする者は届出が必要でした。

しかし、平成16年6月に、国による景観法の制定に伴う関係法令整備の一環として、屋外広告物法が改正され、各地方公共団体が条例で屋外広告業の登録制を導入することが可能になりました（景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成16年12月施行））。

屋外広告物法が登録制を導入した趣旨は、違反を繰り返す等の不良業者が見られることから、これらの業者に対し、営業停止命令等の営業上のペナルティーを課すことにより不良業者の排除と良質な業者の育成を図るとともに、屋外広告業者の実態をよりの確に把握し、その指導・育成を図るためです。

このことに伴い、岡山県においても平成17年3月に条例改正を行い、平成17年10月1日から屋外広告業の登録制を導入しました。

2 用語の定義

岡山県屋外広告物条例・規則における主な用語の定義は以下のとおりです。

(1) 屋外広告物

常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたものの並びにこれらに類するものをいう。

(2) 屋外広告業

屋外広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置を行う営業をいう。

→ 屋外広告物の広告主から屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置を請け負い、屋外で公衆に表示することを業として行う営業をいいます。

この場合、元請け又は下請けといった立場の形態の如何は問いませんが、屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置を請け負わないような広告代理業等は屋外広告業に該当しないものとされています。（広告代理業等であっても、屋外広告物の表示又は設置を請け負う場合には、屋外広告業に該当するのでご注意ください。）

また、単に屋外広告物の印刷、製作等を行うだけで、現実に屋外広告物を表示したり、屋外広告物を掲示する物件の設置を行わないものも屋外広告業には該当しません。

3 屋外広告業の登録制度について

岡山県内で屋外広告業を営もうとする場合は、県内に営業所があるか否かを問わず、屋外広告業の登録を受けることが必要です。

なお、登録申請の際には、一定の要件を満たした業務主任者を選任し、県内で営業を行う営業所ごとに設置することが必要です。

また、登録制度については、営業を行おうとする地方公共団体が登録制度を導入している場合は、それぞれの地方公共団体に登録を受ける必要があります。

ただし、岡山県では、岡山市又は倉敷市の条例に基づく登録を受けている者が、県内（岡山市及び倉敷市の区域外）において屋外広告業を営もうとする場合は、所定の届出書を提出することで、登録とみなす特例規定を設けています。

4 登録申請手続について

(1) 提出書類

登録を受けようとする場合には、次表の申請者の区分欄に応じて必要な書類（所定の登録申請書等及び添付書類）を提出後、登録審査手数料を納付します。

屋外広告業登録申請書類一覧（○印が必要書類）

書類の名称（様式番号）		申請者の区分		備考	根拠条項
		個人 未成年	法人		
登録申請書（様式第9号）		○	○		第21条の3第1項、 規則第22条第1項
誓約書（様式第11号）		○	○	登録申請者が代表して誓約するものです。	第21条の3第2項
住民票の抄本 ※コピー不可	申請者	○	○	・住民票は、6ヶ月以内に発行されたものに限りません。 ・本籍地の記載は不要です。 ※ただし、岡山県内の市町村の住民基本台帳に登録されている者は不要です。	規則第22条の2第2項第1号
	法定代理人	—	○		
	法人役員	—	—		規則第22条の2第2項第2号
	業務主任者	○	○		規則第22条の2第2項第3号
登記事項証明書 ※コピー不可		—	—	登記事項証明書は、6ヶ月以内に発行されたものに限りません。	規則第22条の2第1項第3号
略歴書 （様式第12号）	申請者	○	○	法人の場合、法人自体の略歴書も必要です。	規則第22条の2第1項第2号
	法定代理人	—	○		
	法人役員	—	—		
業務主任者となる資格を証する書面の写し		○	○	屋外広告物講習会修了証書など	規則第22条の2第1項第1号

(2) 書類の提出先

〒700-8570

岡山市北区内山下2-4-6

岡山県土木部都市局都市計画課 屋外広告物担当（県庁6階）

TEL 086-226-7490

※書類は、持参又は郵送して下さい。郵送の場合は、申請者における担当者名及び連絡先を明記して下さい。

※申請に必要な様式は、岡山県土木部都市局都市計画課ホームページからダウンロードできます。

(3) 登録審査手数料

- ・新規申請登録時 11,000円
- ・更新申請登録時 11,000円

登録審査手数料の納付方法については、岡山県土木部都市局都市計画課ホームページをご覧ください。

(4) 登録の拒否

屋外広告業の登録に当たっては、次に掲げる事項に該当していないことが必要です。また、登録申請書に虚偽の記載があったり重要な事実の記載がなかった場合には、登録が受けられません。（条例第21条の5第1項）

○登録の拒否要件

① 岡山県・岡山市・倉敷市の条例（以下「県内の条例」という。）の規定により、屋外広告業の登録を取り消された日から2年を経過していない者
② 法人である屋外広告業者が県内の条例の規定により、登録を取り消されたときに、その前30日以内にその法人の役員であった者で、その取り消された日から2年を経過していない者
③ 県内の条例の規定により、屋外広告業の営業停止を命じられ、その停止期間が経過していない者
④ 法に基づく条例（注）又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑罰を受け、その執行が終わってから2年を経過しない者
⑤ 未成年者の場合で、その法定代理人が①～④に該当するとき
⑥ 法人の場合で、その役員のうちに①～④に該当する者がいるとき
⑦ 業務主任者を選任していない者

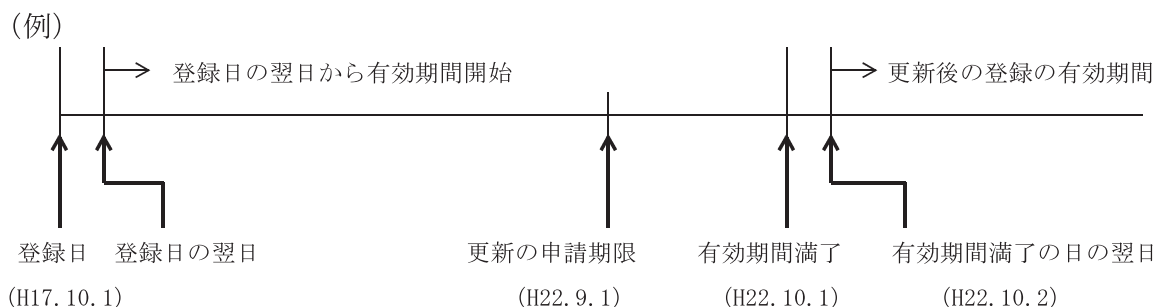
注 法に基づく条例：本県の屋外広告物条例に限らず、他都道府県市条例も含まれます。

(5) 登録期間

屋外広告業の登録有効期間は5年間です。5年ごとに更新の登録を受けないと登録の効力はなくなります。更新の登録を受けるには、現に受けている登録の有効期間が満了する日の30日前までに更新の登録申請をしなければなりません。（様式第9号）

登録の更新がされたとき、更新後の登録の有効期間は現に受けている登録の有効期間の満

了の日の翌日から5年間となります。



登録日が平成17年10月1日であった場合の登録の有効期間は、平成17年10月2日から平成22年10月1日までとなり、この登録を更新する場合、平成22年9月1日までに更新の申請を行う必要があります。

更新後の登録の有効期間は、平成22年10月2日から平成27年10月1日までとなります。

(6) 業務主任者

屋外広告業者は、県内で営業を行う営業所ごとに業務主任者を設置して、法令の規定の遵守に関すること、広告物の設置に関する工事の適正な施工や安全の確保に関すること、条例第21条の13に規定する帳簿の記載に関すること等の業務に関する総括を行わせなければなりません。(条例第21条の11)

○業務主任者となることができる要件

① 登録試験機関の試験合格者
② 地方公共団体が行う講習会の修了者
③ 職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であって広告美術仕上げに係るもの
④ 知事が1又は2と同等以上の知識を有すると認定した者

(7) 屋外広告業者登録簿

登録を受けると、屋外広告業者登録簿へ登録申請書の記載事項が登録され、一般の閲覧に供されます。(条例第21条の7)

5 登録事項の変更の届出について

登録事項に変更があった場合は、変更があった日から30日以内にその内容を届け出なければなりません。

登録事項の変更の届出は、所定の変更届出書とともに、変更事項に応じた添付書類が必要です。(条例第21条の6、様式第13号)

変更事項と必要な書類一覧

変更事項	必要書類
屋外広告業者（法人） の名称、代表者の氏名	・屋外広告業登録事項変更届出書（様式第13号） ・登記事項証明書
屋外広告業者（個人） の氏名	・屋外広告業登録事項変更届出書（様式第13号） ・住民票の抄本
屋外広告業者の住所・ 所在地	・屋外広告業登録事項変更届出書（様式第13号） ・登記事項証明書（法人の場合） ・住民票の抄本（個人の場合）
営業所の名称・所在地 の変更	・屋外広告業登録事項変更届出書（様式第13号） ・登記事項証明書（法人で、登記の変更を伴う場合）
岡山県で営業を行う営 業所の追加	・屋外広告業登録事項変更届出書（様式第13号） ・登記事項証明書（法人で、登記の変更を伴う場合）
岡山県で営業を行う営 業所の削除	・屋外広告業登録事項変更届出書（様式第13号）
役員の氏名（法人）	・屋外広告業登録事項変更届出書（様式第13号） ・誓約書（様式第11号）※法人代表者が誓約する ・略歴書（様式第12号）（新たに役員に就任した者の分のみ） ・登記事項証明書 ・住民票の抄本（新たに役員に就任した者の分のみ）
法定代理人の氏名・住 所（未成年者）	・屋外広告業登録事項変更届出書（様式第13号） ・誓約書（様式第11号）※未成年者本人が誓約する。 ・略歴書（様式第12号） ・住民票の抄本
業務主任者の変更	・屋外広告業登録事項変更届出書（様式第13号） ・新たな業務主任者の住民票の抄本 ・業務主任者となる資格を有することを証する書面の写し

注 登記事項証明書及び住民票の抄本については、コピーは不可。

6 廃業等の届出について

屋外広告業を廃業・廃止した場合には、その日から30日以内にその旨を届出なければなりません。（条例第21条の8、様式第14号）

○廃業等の届出が必要な場合

廃業等の届出事由	届出をする者
屋外広告業者が死亡した場合（注）	その相続人
法人が合併により消滅した場合	その法人を代表する役員であった者
法人が破産により解散した場合	その破産管財人
法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合	その清算人
屋外広告業を廃止した場合	屋外広告業者であった個人又は屋外広告業者であった法人を代表する役員

注 この場合の「その日」は、「その事実を知った日」です。

7 登録の取消し・営業の停止について

屋外広告業者が次に掲げる事由に該当した場合は、登録を取り消すか、6ヶ月以内の期間を定めて、営業の全部又は一部の停止を命じられることがあります。(条例第21条の14第1項)

○登録の取消し・営業の停止等が行われる場合の要件

① 不正の手段により屋外広告業者の登録を受けたとき
② 登録の拒否要件のいずれかに該当することとなったとき
③ 登録事項の変更の届出をせず、または虚偽の届出をしたとき
④ 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき

8 岡山市又は倉敷市の条例に基づく登録を受けた者に係る特例について

(1) 提出書類

岡山市又は倉敷市の条例に基づき登録を受けている者が、岡山県内（岡山市及び倉敷市の区域を除く。）で屋外広告業を営む場合は、新たに岡山県で登録を受ける必要はありません。特例屋外広告業者届出書に次表に掲げる書類を添付して提出して下さい。なお、手数料は必要ありません。(条例第21条の17。様式第16号)

岡山市又は倉敷市で「更新の登録」を受けた場合、再度、届出書を提出する必要はありません。

○添付書類

① 岡山市若しくは倉敷市の登録を受けたことを証する書面（屋外広告業登録済証）
② 業務主任者となる資格を証する書面（屋外広告物講習会修了証等）

(2) 特例屋外広告業者届出簿

特例屋外広告業届出書を提出すると、特例屋外広告業者として屋外広告業者届出簿へ届出事項が記載され、一般の閲覧に供されます。(条例第21条の7。様式第16号)

(3) 届出事項の変更について

特例屋外広告業届出書に記載した届出事項について変更があった場合、又は屋外広告業を廃止した場合には、その日から30日以内にその旨を届け出なければなりません。

○変更事項と必要な書類

変更事項	必要書類
屋外広告業者（法人） の名称、代表者の氏名	・特例屋外広告業届出事項変更届出書（様式第18号） ・屋外広告業登録済証（新たに発行された場合に限る。）
屋外広告業者（個人） の氏名	同上
屋外広告業者の住所・ 所在地	同上
営業所の名称・所在地	同上

の変更	
業務主任者の変更	・ 特例屋外広告業届出事項変更届出書（様式第 18 号） ・ 業務主任者となる資格を有することを証する書面
屋外広告業の廃止	・ 屋外広告業廃業等届出書（様式第 14 号）

(4) 営業の停止

特例屋外広告業者が次に掲げる事由に該当した場合は、6 ヶ月以内の期間を定めて、営業の全部又は一部の停止を命ずることがあります。（条例第 21 条の 17）

○営業の停止を命じられる場合の要件

① 登録の拒否要件のいずれかに該当することとなったとき
② 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき
③ 岡山市・倉敷市の条例に基づき営業の停止を命ぜられたとき

(5) 届出の効力について

特例屋外広告業者が、岡山市・倉敷市の条例に基づく登録を取り消された場合、特例屋外広告業者届出簿から届出事項を抹消します。

9 立入検査等について

知事は、県内で屋外広告業を営む者に対して、特に必要があると認めるときは、必要な報告や資料の提出を求め、又はその職員に営業所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問をさせることができます。（条例第 17 条）

10 罰則について

屋外広告業の登録に関し、条例に違反した場合、罰則が科せられます。（条例第 23 条から第 28 条）

○登録に関する罰則

① 登録（更新含む）を受けないで屋外広告業を営業した場合	1 年以下の懲役 または 50 万円以下の罰金
② 不正の手段によって登録（更新含む）を受けた場合	
③ 営業の停止命令に違反した場合	
④ 登録事項の変更届出をせず、または虚偽の届出をした場合	30 万円以下の罰金
⑤ 業務主任者を選任しなかった場合	
⑥ 報告や立入検査を拒んだり妨げる等の行為を行った場合	20 万円以下の罰金
⑦ 廃業の届出を怠った場合	
⑧ 岡山市・倉敷市の条例に基づく登録を受けており、岡山市・倉敷市以外の県内で屋外広告業を営む際に届出（変更・廃止含む）をしなかった場合	5 万円以下の過料
⑨ 標識を掲示しなかった場合	
⑩ 帳簿を備え置かなかつたり、虚偽の記載をしたり、保存しなかった場合	

11 登録後の注意事項について

(1) 標識の掲示

屋外広告業者は、県内で営業を行う営業所ごとに所定の標識を掲示しなければなりません。
(条例第21条の12、様式第15号)

また、特例屋外広告業者についても、所定の標識を掲示しなければなりません。(規則第22条の8第3項、様式第17号)

(2) 帳簿の備付け

屋外広告業者は、広告物の表示又は設置の契約ごとに帳簿を作成し、これを営業所に備え置かなければなりません。帳簿は事業年度の末日で閉鎖し、その後5年間保存しなければなりません。(条例第21条の13、規則第22条の6)

また、帳簿には、次に掲げる事項を記載しなければなりません。

○帳簿の記載事項

① 注文者の氏名又は名称及び住所
② 広告物の表示又は掲出物件の設置の場所
③ 表示した広告物又は設置した掲出物件の名称又は種類及び数量
④ 表示した広告物の内容
⑤ 広告物又は掲出物件の表示（設置）の年月日
⑥ 請負金額

帳簿に記載すべき事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、CD-ROM等により確実に記録しておくことができ、かつ、必要に応じて営業所において明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって帳簿への記載に代えることができます。

登録申請書類の記入要領

1 屋外広告業登録申請書（様式第9号）

（表面）

- (1) 「申請者」の欄では、申請書を提出する年月日と申請者の氏名及び住所（法人の場合は法人名と代表権を有する代表者の氏名及び本社、本店等の所在地）を記入してください。
- (2) 「登録の種類」の欄は、「新規」か「更新」か該当するものを○で囲んでください。
- (3) ※印のある欄には、記入しないでください。
- (4) 「氏名」の欄は、個人の場合には氏名（商号、屋号等がある場合には併記してください。）、法人の場合は法人名と代表権を有する代表者の氏名を記入してください。
- (5) 「法人・個人の別」の欄は該当するものを○で囲んでください。
- (6) 「住所」の欄は、個人の場合は本人の住所、法人の場合は主たる営業所（本社・本店等）の所在地を記入してください。
- (7) 「1 県内において営業を行う営業所の名称及び所在地」の欄には、岡山県を営業エリアとして営業を行う営業所を全て記入してください。

「営業所」とは、広告物等の表示又は設置に関して、常時請負契約を締結する等営業の場所的中心となる事務所をいい、作業所、連絡事務所等は該当しません。営業所が岡山県内に実際にあるか否かは問いません。

県外にある営業所であっても、岡山県で営業する場合には記入してください。なお、欄が不足する場合には別紙として同様に記入してください。

- (8) 「2 業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称」の欄については、上記（7）で記入した営業所について、その営業所に設置される業務主任者についてそれぞれ記載してください。

業務主任者は、当該営業所の専任の者であることまでは要しませんが、雇用契約等により事業主体と継続的な関係を有し、通常勤務時間中はその営業所の業務に随時従事しえることが必要です。

「摘要」の欄については、業務主任者となる資格のうち、当該業務主任者が該当する資格（屋外広告物講習会修了者、屋外広告士等）の名称を記載してください。

（裏面）

- (9) 「3 法人である場合の役員の役職名及び氏名」の欄は、当該法人の役員の役職名と氏名を記入してください（代表者以外の役員についても記入してください。）。

なお、役員とは次に掲げる方が該当します。

業務を執行する社員・・・合名会社の社員または合資会社の無限責任社員

取締役・・・有限会社、株式会社等の取締役

執行役・・・株式会社の執行役

これらに準ずる者・・・法人格のある各種の組合等の理事等

※ 監査役は役員には含まれません。

- (10) 「4 未成年者である場合の法定代理人の氏名及び住所」の欄は、登録申請者が未成年者である場合には、法定代理人の氏名及び住所を記入してください。
- (11) 「5 他の地方公共団体における登録番号」の欄は、他の都道府県等で屋外広告業の登録を受けている場合は、記入してください。

2 誓約書（様式第 1 1 号）

誓約書は 1 つの申請につき 1 枚、登録申請者が代表して誓約し、提出してください。

3 登録申請者等の略歴書（様式第 1 2 号）

- (1) 法人の場合、法人自体の略歴書も必要です。
- (2) 「法人の役員・本人・法定代理人」のうち、該当するものに○で囲んでください。
- (3) 「現住所」の欄は、法人の場合は主たる事務所の所在地を記入してください。
- (4) 「略歴」の欄は、現在に至るまでの職務又は業務内容及び役職名を記入してください。
- (5) 「賞罰」の欄は、屋外広告業に関する行政処分等の賞罰について記入してください。特になければ「該当なし」と記入してください。

4 屋外広告業廃業等届出書（様式第 1 4 号）

岡山県にて登録を受けた者については登録番号・登録年月日を、特例屋外広告業者については届出番号・届出年月日を記入してください。

樣 式
(申請等手續關係)

様式第 1 号

屋外広告物表示（掲出物件設置）許可申請書

岡山県

県民局長 殿

年

月

日

申請者

住所（所在地）	
氏名（名称及び代表者の氏名）	
電 話 番 号	() —

岡山県屋外広告物条例（昭和41年岡山県条例第29号）第4条（第5条第3項，第5条の2）の規定により，広告物の表示（掲出物件の設置）の許可を受けたいので，次のとおり申請します。

1 申請区分	新設 ・ 既設	2 点検	資格者点検 ・ 自己点検
		※1が「既設」の場合記入	
3 表示内容			
4 広告物の種類		5 個 数	個（枚）
6 表示面積	m^2 $m \times$ $m \times$ 面 広告物等の地上（路面）から上端までの高さ m	※手数料 円	
7 表示（設置）場所			
8 表示（設置）期間	年 月 日から 年 月 日まで		
9 着工予定年 月 日	年 月 日	10 完成予定年 月 日	年 月 日
11 屋外広告物管理者	住所（所在地）		
	氏名（名称及び代表者の氏名）		
	電 話 番 号	() —	
12 道路占用の有無	有・無	13 道路占用の許可	年 月 日 第 号 年 月 日まで
14 その他	別紙1のとおり（はり紙，はり札等、広告旗及び立看板等を除く。）		
※許可通知欄	許可年月日	年 月 日	
	許可番号	第 号	
	上記の申請については，次のとおり許可する。 岡山県 県民局長 印		
	許可期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	許可条件		

添付書類

- 1) 形状、寸法、材料、構造、照明、意匠及び色彩に関する図面及び仕様書（形態図等）
- 2) 建築物等との位置関係及び他の広告物の状況が分かる図面（配置図）
- 3) 設置場所及び周囲の道路、鉄道等の位置関係が分かる図面（案内図）
- 4) 設置場所が他人の所有又は管理に属するときは、承諾書又は使用許可書の写し（承諾書の写し等）

注意事項

- 1) 許可申請書は、正副2通を提出すること。
- 2) ※印欄は、記入しないこと。
- 3) はり紙及びはり札等は、見本又は現物を添付すること。
- 4) 県外の申請者は、県内に住所を有する屋外広告物管理者を置くこと。
- 5) 申請に係る広告物等が複数種類あるときは、表示内容、広告物の種類等を別紙2に記入すること。
- 6) 申請区分が「既設」の場合は、屋外広告物（掲出物件）資格者点検結果報告書若しくは屋外広告物（掲出物件）自己点検結果報告書を添付すること。
- 7) 許可期間が異なる場合は、申請書を別にすること。
- 8) 許可手数料の支払いについて、申請書を郵送により提出する場合は、基本的に申請書受領後に申請窓口から送付する納入通知書により許可手数料を支払うことになるため、申請時に返送用封筒（切手を貼付した長形3号封筒又は洋形0号封筒）を同封すること。
- 9) 納入通知書の送付先は、申請者又は申請者から委任を受けた者です。なお、申請者からの委任状がない場合は委任を受けた者とは認められないため、必ず委任状を添付すること。

別紙 1

1 広告物の種類	建物利用広告物（屋上広告物、突出し広告物、壁面広告物、壁面利用懸垂幕、懸垂幕掲出装置） 建物敷地内広告物（広告板、広告塔、垣・塀広告物、広告旗） 野立広告物（広告板、広告塔） 道標・案内図板等（近隣店舗等案内広告、その他の道標・案内図板等） 電柱類広告物（袖付け、巻付け） 標識利用広告物（停留所標識利用広告物、消火栓標識利用広告物） 車体広告物 横断幕 アーチ アドバルーン					
	自家広告 管理広告					
2 地域区分	禁止地域（ 第1種許可地域 第2種許可地域 第3種許可地域		景観モデル地区（ 屋外広告物モデル地区 新幹線・高速道路・有料道路等の沿線区域			
3 用途地域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域 用途地域外					
4 道路又は 鉄道からの 距離	(1) 高速道路	(名称) から			m	
	(2) 有料道路	(名称) から			m	
	(3) 道 路	(名称) から			m	
		(名称) から			m	
	(4) 新 幹 線	(名称) から			m	
(5) 鉄 道	(名称) から			m		
5 1 壁面の利用割合限度 (壁面広告物、壁面利用懸垂幕及び懸垂幕掲出装置に限る。)	(1) 壁面面積	m ²		6 建築物の広告物の総表示面積の限度（建物利用広告物に限る。）	(1) 建築物の総壁面面積	m ²
	(2) 総表示面積の限度 ((1) × 1 /)	m ²			(2) 総表示面積の限度 ((1) × 1 / 2)	m ²
	(3) 広告物の既表示面積	m ²			(3) 広告物の既表示面積	m ²
	(4) 今回表示面積	m ²			(4) 今回表示面積	m ²
7 野立広告物の規制	(1) 隣接の野立広告物の表示内容及び間隔 m				(2) 道路からの後退距離 m	
8 色彩規制の有無	有・無	9 ネオン管等の有無	有（ネオン管（点滅） 蛍光塗料）・無 その他の照明（点滅、回転灯）			
10 施工者	住所（所在地）					
	氏名（名称及び代表者の氏名）					
	電話番号	() —			() —	
	屋外広告業の登録（特例屋外広告業の届出）	岡山県知事 登録・届出	年 月 日 第 号	岡山県知事 登録・届出	年 月 日 第 号	

11 設 計 者	住所（所在地）			
	氏 名			
	電 話 番 号		（ ） ー	
	資 格		（ ）級建築士 （ ）登録 第 号	
12 建築基準法の工作物の確認	年 月 日 第 号		13 道路交通法の道路使用の許可	年 月 日 第 号
14 その他の法令による許可，届出等				
注 意 事 項	1 所定の欄を記入の上，該当事項を○で囲むこと。 2 「6 建築物の広告物の総表示面積の限度の(1) 建築物の総壁面面積」の欄は，壁面のうち地上から51メートルまでの高さの壁面の合計面積を記入すること。 3 広告物の種類に応じ，添付する図面には，次の事項が必ず明示されていること。 (1) 色彩に関する許可基準が適用される広告物 ① 使用する色のマンセル値又は一般社団法人日本塗料工業会発行の塗料用標準色見本帳の色票番号 ② ①の数値が不明の場合は，色見本を添付すること。 (2) 建物利用広告物 ① 表示又は設置を行う建築物の高さ及び壁面の寸法 ② 既存の広告物の表示内容，位置及び寸法 (3) 野立広告物 ① 付近の道路との位置関係及び距離 ② 隣接の野立広告物の表示内容，位置関係及び間隔			

別紙2

	表示内容	広告物の種類	個数	表示面積	広告物等の地上（路面）から上端までの高さ	表示（設置）場所	手数料
1			個	m ²			※
				形状・寸法 （縦・横・面）			円
2			個	m ²			※
				形状・寸法 （縦・横・面）			円
3			個	m ²			※
				形状・寸法 （縦・横・面）			円
4			個	m ²			※
				形状・寸法 （縦・横・面）			円
5			個	m ²			※
				形状・寸法 （縦・横・面）			円
6			個	m ²			※
				形状・寸法 （縦・横・面）			円
7			個	m ²			※
				形状・寸法 （縦・横・面）			円
8			個	m ²			※
				形状・寸法 （縦・横・面）			円
9			個	m ²			※
				形状・寸法 （縦・横・面）			円
10			個	m ²			※
				形状・寸法 （縦・横・面）			円

様式第2号

屋外広告物表示（掲出物件設置）完了届

年 月 日

岡山県 県民局長 殿

届出者

住所（所在地）	
氏名（名称及び代表者の氏名）	
電 話 番 号	（ ） -

岡山県屋外広告物規則（昭和41年岡山県規則第27号）第4条（第12条第2項）の規定により，表示（設置，変更，改造）の許可を受けた広告物の表示（掲出物件の設置）を完了したので，次のとおり届け出ます。

1 許 可 年 月 日	年 月 日
2 許 可 番 号	第 号
3 表 示 （ 設 置 ） 完 了 年 月 日	年 月 日
4 表 示 内 容	
5 広 告 物 の 種 類	
6 広 告 物 の 個 数	個
7 添 付 資 料	広告物及びその周囲の状況が分かるカラー写真

備考 許可期間が1月を超える広告物（はり紙及びはり札等を除く。）について，この届出書を提出すること。

屋外広告物表示（掲出物件設置）更新許可申請書

岡山県 県民局長 殿 年 月 日

申請者	住所（所在地）	
	氏名（名称及び代表者の氏名）	
	電話番号	（ ） —

岡山県屋外広告物条例（昭和41年岡山県条例第29号）第8条の規定により，広告物の表示（広告物を掲出する物件の設置）の更新の許可を受けたいので，次のとおり申請します。

1 前回許可事項	許可年月日	年 月 日		
	許可番号	第 号		
	表示内容			
	広告物の種類			
	個数	個（枚）		
	表示面積	m ²	m× m× 面 広告物等の地上から上端までの高さ m	
	表示（設置）場所			
	許可期間	年 月 日から 年 月 日まで		
	屋外広告物管理者	住所（所在地）		
		氏名（名称及び代表者の氏名）		
電話番号		（ ） —		
道路占用の有無	有・無	道路占用の許可	年 月 日 第 号 年 月 日まで	
2 今回申請事項	表示（設置）期間	年 月 日から 年 月 日まで		
	点検方法	自己点検 ・ 資格者点検		
	広告物等の地上から上端までの高さ	m		
	屋外広告物管理者 ☐ 変更なし ☐ 変更あり ※変更ありの場合は右欄に記入	住所（所在地）		
		氏名（名称及び代表者の氏名）		
		電話番号	（ ） —	
道路占用の有無	有・無	道路占用の許可	年 月 日 第 号 年 月 日まで	
※許可通知欄	許可年月日	年 月 日		
	許可番号	第 号		
	上記の申請については，次のとおり許可する。			
	岡山県 県民局長			印
	許可期間	年 月 日から 年 月 日まで		
許可条件				

添付書類

- 1) 許可期間が1年の場合は屋外広告物（掲出物件）自己点検結果報告書、3年の場合は屋外広告物（掲出物件）資格者点検結果報告書（点検後3箇月以内のもの）
- 2) 広告物及び周囲の状況が分かるカラー写真（撮影後3箇月以内のもの）

注意事項

- 1) 申請者は、正副2通を提出すること。許可期間が異なる場合は申請書を別にすること。
- 2) ※印の欄は、記入しないこと。
- 3) 県外の申請者は、県内に住所（事業所・営業所）を有する屋外広告物管理者を置くこと。
- 4) 表示面積が1平方メートル以上で、従前の許可期間が1月を超える広告物（はり紙及びはり札等を除く。）について、カラー写真を提出すること。
- 5) 申請に係る広告物等が複数種類あるときは、表示内容、広告物の種類等を別紙に記入すること。
- 6) 許可手数料の支払いについて、申請書を郵送により提出する場合は、基本的に申請書受領後に申請窓口から送付する納入通知書により許可手数料を支払うことになるため、申請時に返送用封筒（切手を貼付した長形3号封筒又は洋形0号封筒）を同封すること。
- 7) 納入通知書の送付先は、申請者又は申請者から委任を受けた者です。なお、申請者からの委任状がない場合は委任を受けた者とは認められません。必ず委任状を添付してください。

別紙

	表示内容	広告物の種類	個数	表示面積	広告物等の地上 (路面) から 上端までの高さ	表示 (設置) 場 所	手数料
1			個	m ²	m		※
				形状・寸法 (縦・横・面)			円
2			個	m ²	m		※
				形状・寸法 (縦・横・面)			円
3			個	m ²	m		※
				形状・寸法 (縦・横・面)			円
4			個	m ²	m		※
				形状・寸法 (縦・横・面)			円
5			個	m ²	m		※
				形状・寸法 (縦・横・面)			円
6			個	m ²	m		※
				形状・寸法 (縦・横・面)			円
7			個	m ²	m		※
				形状・寸法 (縦・横・面)			円
8			個	m ²	m		※
				形状・寸法 (縦・横・面)			円
9			個	m ²	m		※
				形状・寸法 (縦・横・面)			円
10			個	m ²	m		※
				形状・寸法 (縦・横・面)			円

様式第4号

屋外広告物（掲出物件）自己点検結果報告書

年 月 日

岡山県 県民局長 殿

報告者

住所（所在地）	
氏名（名称及び代表者の氏名）	
電話番号	（ ） —

岡山県屋外広告物条例（昭和41年岡山県条例第29号）第12条の3により、広告物（広告物を掲出する物件）の点検結果を次のとおり報告します。

1 屋外広告物の概要

(1) 表示内容	
(2) 広告物の種類	
(3) 個数	個
(4) 広告物の設置場所	
(5) 広告物の設置年月日	年 月 日

2 点検結果

点検項目	異常の有無	改善の概要
(1) 取付け(支持)部分の変形又は腐食	有・無	
(2) 主要部材の変形又は腐食	有・無	
(3) ボルト、ビス等のさび	有・無	
(4) 表示面の汚染、変色又ははく離	有・無	
(5) 表示面の破損	有・無	
(6) その他特に点検した場所	有・無	

備考 表示面積が1平方メートル以上で、従前の許可期間が1月を超える広告物（はり紙及びはり札等を除く。）について、この報告書を提出すること。

屋外広告物（掲出物件）資格者点検報告書

年 月 日

岡山県 県民局長殿

報告者

住所（所在地）			
氏名（名称及び代表者の氏名）			
電話番号	（ ）	—	

岡山県屋外広告物条例第12条の3第4項により、広告物（広告物を掲出する物件）の点検結果を次のとおり報告します。

1 屋外広告物の概要

(1) 表示内容				
(2) 広告物の種類				
(3) 個数				
(4) 広告物の設置場所				
(5) 広告物の設置年月日		年 月 日		
(6) 点 検 者	住 所			
	氏 名		電話番号	
	資 格 名 称	屋外広告士、点検技能講習修了者、その他（ ）		
(7) 広告物の点検年月日		年 月 日		

2 点検結果

点検箇所	点 検 項 目	異常の有・無		改 善 の 概 要
基礎部・上部構造	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき	有	無	
	2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき	有	無	
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化	有	無	
支持部	1 鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間	有	無	
	2 鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落	有	無	
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	有	無	
	2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等	有	無	
	3 取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常	有	無	
広告板	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落	有	無	
	2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損	有	無	
	3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり	有	無	
照明装置	1 照明装置の不点灯、不発光	有	無	
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	有	無	
	3 周辺機器の劣化、破損	有	無	
その他	1 付属部材（装飾、振れ止め棒、鳥よけ等）の腐食、破損	有	無	
	2 避雷針の腐食、損傷	有	無	
	3 その他点検した事項（ ）	有	無	

注1）点検を実施した者の資格を証する書類（写し）を添付すること。

注2）広告物等の種類により、該当する点検項目の番号を○で囲むこと。

注3）広告物等及び点検箇所のカラー写真（撮影後3ヶ月以内）を添付すること。

様式第 5 号

屋外広告物（掲出物件）変更（改造）許可申請書

岡山県 県民局長 殿 年 月 日

申請者	住所（所在地）	
	氏名（名称及び代表者の氏名）	
	電 話 番 号	（ ） —

岡山県屋外広告物条例（昭和41年岡山県条例第29号）第 9 条の規定により、広告物（広告物を掲出する物件）の変更（改造）の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 前回許可事項	許 可 年 月 日	年 月 日		
	許 可 番 号	第 号		
	表 示 内 容			
	広 告 物 の 種 類			
	個 数	個（枚）		
	表示（設置）場所			
	許 可 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
	屋外広告物管理者	住所（所在地）		
		氏名（名称及び代表者の氏名）		
		電 話 番 号	（ ） —	
道路占用の有無	有・無	道路占用の許可	年 月 日 第 号 年 月 日 日まで	
2 変更（改造）事項	変 更 （ 改 造 ） の 概 要			
	そ の 他	別紙のとおり		
3 変更（改造）の理由				
4 添付書類	変更事項に関する仕様書及び図面（形態図，配置図等）			
注 意 事 項	1 申請者は，正副 2 通を提出すること。 2 所定欄を記入の上，該当の事項を○で囲むこと。 3 ※印の欄は，記入しないこと。 4 別紙については，屋外広告物表示（掲出物件設置）許可申請書の別紙を添付すること。			
※許可通知欄	許 可 年 月 日	年 月 日		
	許 可 番 号	第 号		
	上記の申請については，次のとおり許可する。 岡山県 県民局長			印
	許 可 条 件			

様式第6号

屋外広告物(掲出物件)除却完了届

年 月 日

岡山県 県民局長 殿

届出者

住所(所在地)	
氏名(名称及び代表者の氏名)	
電話番号	() -

岡山県屋外広告物条例(昭和41年岡山県条例第29号)第13条の規定により, 公告物(公告物を掲示する物件)の除却を完了したので, 次のとおり届け出ます。

1 許可事項	許可年月日	年 月 日
	許可番号	第 号
	表示内容	
	公告物の書類	
	個 数	個(枚)
	表示(設置)場所	
2 除却年月日	年 月 日	
3 除却理由		

様式第7号

屋外広告物管理者設置届

年 月 日

岡山県 県民局長 殿

届出者

住所（所在地）	
氏名（名称及び代表者の氏名）	
電 話 番 号	（ ） —

岡山県屋外広告物条例（昭和41年岡山県条例第29号）第19条第1項の規定により、屋外広告物管理者を設置したので、次のとおり届け出ます。

1 管 理 者	住所（所在地）	
	氏名（名称及び代表者の氏名）	
	電 話 番 号	（ ） —
2 許 可 事 項	許 可 年 月 日	年 月 日
	許 可 番 号	第 号
	表 示 内 容	
	広 告 物 の 種 類	
	個 数	個（枚）
	表示（設置）場所	

様式第8号

屋外広告物設置者（管理者）変更届

年 月 日

岡山県 県民局長 殿

届出者

住所（所在地）	
氏名（名称及び代表者の氏名）	
電 話 番 号	() —

岡山県屋外広告物条例（昭和41年岡山県条例第29号）第19条第2項（第3項）の規定により，屋外広告物の設置者（設置者の氏名又は住所，管理者，管理者の氏名又は住所）を変更したので，次のとおり届け出ます。

1 設置者 （管理者）	旧	住所（所在地）	
		氏名（名称及び代表者の氏名）	
		電 話 番 号	() —
	新	住所（所在地）	
		氏名（名称及び代表者の氏名）	
		電 話 番 号	() —
2 許可事項	許 可 年 月 日		年 月 日
	許 可 番 号		第 号
	表 示 内 容		
	広 告 物 の 種 類		
	個 数		個（枚）
	表 示（設 置）場 所		
3 変更年月日	年 月 日		
4 変更の理由			

屋 外 広 告 業 登 録 申 請 書

年 月 日

岡山県知事 殿

申請者

住所（所在地）	
氏名（名称及び代表者の氏名）	
電 話 番 号	（ ） —

屋外広告業の登録を受けたいので、岡山県屋外広告物条例（昭和41年岡山県条例第29号）第21条の2第1項又は第3項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

登録の種類	新規	※登録番号	岡山県屋外広告業登録第 号		
	更新	※登録年月日	年	月 日	
		※登録有効期間	年 月 日から	年 月 日まで	
フリガナ 氏 名 〔法人にあつてはその 名称及び代表者の氏名〕		法人・個人の別 1 法人 2 個人			
住 所 〔法人にあつてはその 事務所の所在地〕		〒 電話番号（ ） —			
1 県内において営業を行う営業所の名称及び所在地	営業所の名称		営業所の所在地（郵便番号）		
			電話番号		
2 業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称	所属営業所名		フリガナ 氏 名		
			摘 要		

3 法人である場合の 役員（業務を執行す る社員、取締役、執 行役又はこれらに 準ずる者）の役職名 及び氏名	役職名		フリガナ 氏 名	
4 未成年者である場 合の法定代理人の 氏名及び住所	フリガナ 氏 名 〔法人にあつては、 その名称及び代 表者の氏名〕	法人・個人の別 1 法人 2 個人		
	住 所 〔法人にあつては、 その事務所の所 在地〕	〒 電話番号（ ） ー		
	法定代理人が法人 である場合の役員 の役職名及び氏名	役職名	フリガナ 氏 名	
5 他の地方公共団体 における登録番号	登録を受けた 地方公共団体名	登録年月日	登録番号	

備考

1 次の書類を添付すること。

- （１） 登録申請者（法人にあつてはその役員を、営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者にあつてはその法定代理人（法定代理人が法人である場合にあつては、その役員）を含む。以下同じ。）が岡山県屋外広告物条例第21条の5第1項各号に該当しない旨の誓約書
- （２） 登録申請者又は業務主任者が岡山県内の市町村の住民基本台帳に記録されていない者である場合にあつては、住民票の抄本（当該者分のみ。）
- （３） 登録申請者が法人である場合にあつては、登記事項証明書
- （４） 業務主任者が岡山県屋外広告物条例第21条の11第2項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類の写し
- （５） 登録申請者の略歴書
- （６） その他知事が必要と認める書類

2 ※印のある欄には、記入しないこと。

3 「新規 更新」及び「法人・個人の別」については、いずれか該当する方に○印を付すこと。

4 業務主任者が岡山県内の市町村の住民基本台帳に記録されている者である場合にあつては、「摘要」の欄に当該業務主任者の住所及び生年月日を記載すること。

5 記入欄が不足する場合には、別紙に記載すること。

誓 約 書

年 月 日

岡山県知事 殿

誓約者

住所（所在地）	
氏名（名称及び代表者の氏名）	
電 話 番 号	（ ） —

登録申請者、その役員及び法定代理人（法定代理人が法人である場合にあつては、その役員を含む。）は、岡山県屋外広告物条例（昭和41年岡山県条例第29号）第21条の5第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

岡山県屋外広告物条例（抜粋）

（登録の拒否）

- 第21条の5 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。
- 一 第21条の14第1項又は法第9条の規定により定められた岡山市又は倉敷市の条例（以下「市の条例」という。）の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前30日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から2年を経過しないものを含む。）
 - 二 第21条の14第1項又は市の条例の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
 - 三 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - 四 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前3号又は次号のいずれかに該当するもの
 - 五 法人でその役員のうちに第1号から第3号までのいずれかに該当する者があるもの
 - 六 第21条の11第1項に規定する者を選任していない者

住 所		〒 電話番号（ ） ー
フリガナ 商号，名称又は氏名		
略 歴	期 間 自 年 月 日 至 年 月 日	職 務 内 容 又 は 業 務 内 容
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容
上記のとおり相違ありません。 年 月 日 氏名 (年 月 日生)		

—185—

屋 外 広 告 業 登 録 事 項 変 更 届 出 書

年 月 日

岡山県知事

殿

届出者

住所（所在地）	
氏名（名称及び代表者の氏名）	
電 話 番 号	（ ） —

岡山県屋外広告物条例（昭和 41 年岡山県条例第 29 号）第 21 条の 6 第 1 項の規定により，次のとおり届出をします。

登録番号	岡山県屋外広告業登録第 号		
登録年月日	年 月 日		
フリガナ 氏 名 〔法人にあつてはその名称及び代表者の氏名〕	法人・個人の別 1 法人 2 個人		
住 所	〒 電話番号（ ） —		
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日

備考

- 1 変更に係る事項が届出者（法人にあつてはその役員を，営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者にあつてはその法定代理人（法定代理人が法人である場合にあっては，その役員）を含む。）又は業務主任者に係るものである場合で，当該届出者又は業務主任者が岡山県内の市町村の住民基本台帳に記録されてない者であるときはあつては，住民票の抄本（当該者分のみ。）を添付すること。
- 2 「法人・個人の別」については，いずれか該当する方に○印を付すこと。
- 3 変更に係る事項が業務主任者に係るものである場合で，当該業務主任者が岡山県内の市町村の住民基本台帳に記録されている者であるときにあつては，「変更後」の欄に当該業務主任者の住所及び生年月日も記載すること。

屋 外 広 告 業 廃 業 等 届 出 書

年 月 日

岡山県知事 殿

届出者

住所（所在地）	
氏名（名称及び 代表者の氏名）	
電 話 番 号	（ ） —

岡山県屋外広告物条例（昭和41年岡山県条例第29号）第21条の8第1項又は第21条の17第3項の規定により、次のとおり届出をします。

登録番号	岡山県屋外広告業登録第 号
登録年月日	年 月 日
届出番号	岡山県特例屋外広告業届出第 号
届出年月日	年 月 日
フリガナ 氏 名 〔 法人にあってはその名 称及び代表者の氏名 〕	法人・個人の別 1 法人 2 個人
住 所	〒 電話番号（ ） —
届出の理由	1 死亡 2 合併による消滅 3 破産 4 解散 5 廃止
届出理由の生じた日	
屋外広告業者と届出人 との関係	1 相続人 2 元代表役員 3 破産管財人 4 清算人 5 本人 6 代表役員

備考 「法人・個人の別」、「届出の理由」及び「屋外広告業者と届出人との関係」については、該当するものに○印を付すこと。

特 例 屋 外 広 告 業 届 出 書

年 月 日

岡山県知事

殿

届出者

住所（所在地）	
氏名（名称及び 代表者の氏名）	
電 話 番 号	（ ） —

岡山県屋外広告物条例（昭和 41 年岡山県条例第 29 号）第 21 条の 17 第 3 項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり届出をします。

届出の 種類	新規 2回目以降	※届出番号	岡山県特例屋外広告業届出第 号			
		※届出年月日	年	月	日	
		※届出有効期間	年	月	日から 年 月 日まで	
フリガナ 氏 名 〔法人にあつてはその名 称及び代表者の氏名〕		法人・個人の別 1 法人 2 個人				
住 所		〒 電話番号（ ） —				
1 県内（岡山市・倉敷市の区域外）において営業を行う営業所の名称及び所在地		営業所の名称	営業所の所在地（郵便番号）		電話番号	

2 業務主任者の氏名及び 所属する営業所の名称	所属営業所名	氏 名	摘 要
3 岡山市, 倉敷市の登録 番号及び登録年月日	登録番号		登録年月日
4 他の地方公共団体（岡 山市, 倉敷市を除く。） における登録番号	登録を受けた 地方公共団体名	登録年月日	登録番号

備考

- 1 ※印のある欄には記入しないこと。
- 2 「法人・個人の別」については, いずれか該当する方に○印を付すこと。
- 3 次の書類を添付すること。
 - (1) 岡山市長又は倉敷市長の登録を受けたことを証する書面
 - (2) 届出者が選任した業務主任者が岡山県屋外広告物条例第21条の11第2項に掲げる要件のいずれかに適合する者であることを証する書面

特 例 屋 外 広 告 業 届 出 事 項 変 更 届 出 書

年 月 日

岡山県知事 殿

届出者

住所（所在地）	
氏名（名称及び 代表者の氏名）	
電 話 番 号	（ ） —

岡山県屋外広告物条例（昭和 41 年岡山県条例第 29 号）第 21 条の 17 第 3 項の規定により，次のとおり届出をします。

届出番号	岡山県特例屋外広告業届出第 号		
届出年月日	年 月 日		
フリガナ 氏 名 〔法人にあつてはその名称 及び代表者の氏名〕	法人・個人の別 1 法人 2 個人		
住 所	〒 電話番号（ ） —		
岡山市，倉敷市の登録番号 及び登録年月日	登録番号	登録年月日	
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日

備考 「法人・個人の別」については、いずれか該当する方に○印を付すこと。